

# 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

## 第16回会議資料



日 時：平成16年4月27日（火）午後2時から  
場 所：伊方町民会館 3階 研修室

# 会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

（ ） （ ） （ ） （ ）

4 . 議 事

報 告

報告第28号 各小委員会報告について

協 議

<継続協議>

協議第6号 財産の取扱いについて

協議第15号 地域審議会の取扱いについて

協議第22号 各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて

協議第10号 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

<新規協議>

協議第34号 各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業（農業振興事業）の取扱いについて

その他

第17回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（三崎町長）あいさつ

7 . 閉 会

## 配布資料一覧表

|                                    | ページ |
|------------------------------------|-----|
| <b>(報告)</b>                        |     |
| 1. 報告第28号 各小委員会報告について              | 1   |
| <b>(協議)</b>                        |     |
| < 継続協議 >                           |     |
| 2. 協議第6号 財産の取扱いについて                | 2   |
| 3. 協議第15号 地域審議会の取扱いについて            |     |
| 4. 協議第22号 各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて |     |
| 5. 協議第10号 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について | 3   |
| 6. 協議第34号 各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて | 4   |
| 7. 協議第35号 各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについて   | 7   |
| <b>(その他)</b>                       |     |
| 8. 第17回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について    | 18  |

# 報 告

報 告 第 2 8 号

## 各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成16年4月27日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井 上 善 一

# 資 料

ページ

1 . 総務小委員会

2 . 企画小委員会

平成16年4月19日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

総務小委員会  
委員長 樋田 剛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

|      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 平成16年4月19日(月) 午前10時4分 ~ 正午                            |
| 開催場所 | 伊方町役場 全員協議会室  |
| 出席者  | 委員 10名(欠席 2名)<br>事務局 5名(増田事務局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、竹内班長補佐) |

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

町議会議員の任期及び定数の取扱いについて(項目 6)

先の小委員会において、3町議会代表者会議の結果を受けて審議を行うことで継続審議となっていたため、3町議会議長に議会代表者会議の結果の報告を求め次の内容での結果報告を頂きました。

- ・議会代表者会議については、多数決により存続が決定され、その後、小選挙区の定数配分の議案を追加議題とする提案がされた。
- ・その提案に対し、伊方町議会委員は議会代表者会議が存続となった旨を町議会に報告する手順が必要であり、本日は議題協議に応じる権限がないと主張した。
- ・協議を巡り3町議会間における認識の違いは大きく、伊方町議会委員は退席した。
- ・その後、瀬戸町及び三崎町議会委員は、挙手採決を行い、座長を除く全員が『定数は22名とし、そのうち3名を各町に配分し、残り19名を人口割りとする。』ことに賛同した。

この報告に関し、さらに3町議会議長から今までの協議経過や各町議会の考え方等について詳細の説明を受けて審議を行いました。

その結果、これまでの3町議会間の意見集約にあたっては、総務小委員会から各町議会議長に対して意見集約を依頼したことの見解と、議長や各町議会代表者会における委員の役割等についての認識の違いがあったこと。さらに、委員からは3町議会間での協議状況が、新町における住民の一体感醸成の方向性について十分に期待できるような結果となっていないのではないかとの発言もあり、今回の小委員会において今後の方向性について審議を行い、結果を求めることは時期尚早であり、慎重に対応する必要があるとの結論に至り、継続審議となりました。

平成16年4月23日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

企画小委員会  
委員長 石崎照夫

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

|   |   |
|---|---|
| 開催日時  | 平成16年4月23日(金) 午前10時02分～11時36分   |
| 開催場所  | 伊方町役場 全員協議会室  |
| 出席者   | 委員 10名( 欠席2名 )<br>幹事 3名( 浜口課長・近田課長・阿部課長 )<br>事務局 5名( 増田事務局長・山本班長・加藤班長・三好班長・竹内班長補佐 ) |
| <p>【 協議項目の審議の経過 】<br/>《継続協議》</p> <p><u>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について(項目No10)</u></p> <p>事務局から新町建設計画(最終案)について説明がありました。<br/>県から意見照会の回答があり、主な指示事項は、<br/>道路整備事業の内、県工事負担金について大幅な削減が行われた。<br/>理由は、県の道路整備5カ年計画に掲載のない事業負担金は計画に登載できないということ。<br/>国・県の補助制度等の変更に伴う、財源修正を求められた。</p> <p>専門部会及び幹事会の対応策としては、<br/>道路整備事業の県工事負担金の財源として充当していた合併特例債については、<br/>後年度の道路財源として留保し調整すること。<br/>国・県の補助制度等の変更に伴う財源修正を行い調整すること。<br/>合併特例債の配分については、各町の総額の見直しは行わないということで調整し、<br/>国や県の補助金の変更に伴う合併特例債の充当は、各町の枠の範囲内で調整すること。<br/>全体としては県の指示に伴う必要最小限度の修正として、今後、県との事前協議に望むことで調整すること。</p> |   |



修正後の本文及び個別事業等の説明を受けた後、審議に入り、道路事業の継続的な整備が必要との意見や、県補助事業の考え方などについての説明を求める質問が出されましたが、最終案のとおり承認することとし、次回の合併協議会へ提案することを了承致しました。

今後は、次回の合併協議会において承認を頂き、県との事前協議及び正式協議を一体として進めることとなります。県の事前協議から正式協議が完了するまで約2ヶ月程度必要といわれていますが、県との手続きが完了して、「異議がない旨の回答」があった時点で、企画小委員会にて確認をし、その後、合併協議会での最終決定を頂き、新町建設計画を作成していくということで、その最終決定までの間は継続審議といたしました。

協 議

## 継続協議

|                      |
|----------------------|
| 協議第 6号<br>財産の取扱いについて |
| 平成 年 月 日 確認          |

|                          |
|--------------------------|
| 協議第 15号<br>地域審議会の取扱いについて |
| 平成 年 月 日 確認              |

|                                     |
|-------------------------------------|
| 協議第 22号<br>各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて |
| 平成 年 月 日 確認                         |

平成16年3月26日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上 善 一

協 議 第 1 0 号

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について提出する。

平成16年 4月27日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一

|  |
|--|
| 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成                                 |
| 新町建設計画原案については、市町村の合併の特例に関する法律第5条に基づき、別紙のとおり定めるものとする。 |
| 平成16年4月23日 企画小委員会 確認                                 |

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町  
新町建設計画

よろこびの風薫るまち 新 いかた

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～

平成 16 年 4 月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

# 目次

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| <b>第1編 将来構想</b> .....     | <b>1</b> |
| 第1章 構想策定の基本的な考え方 .....    | 1        |
| 第1節 構想策定の目的 .....         | 1        |
| 第2節 計画の範囲 .....           | 2        |
| 第3節 計画の期間 .....           | 2        |
| 第4節 計画の策定方法 .....         | 2        |
| 第5節 時代背景 .....            | 3        |
| 第2章 3町の概要 .....           | 5        |
| 第1節 自然条件・地理的条件 .....      | 5        |
| 第2節 沿革 .....              | 6        |
| 第3節 人口・世帯 .....           | 7        |
| 第4節 産業・就業構造 .....         | 10       |
| 第5節 公共的施設 .....           | 13       |
| 第6節 交通環境 .....            | 14       |
| 第7節 郷土文化 .....            | 15       |
| 第8節 広域行政 .....            | 18       |
| 第3章 関連計画の概要 .....         | 19       |
| 第4章 3町のまちづくりの概要 .....     | 23       |
| 1 3町の将来像 .....            | 23       |
| 2 産業振興 .....              | 25       |
| 3 福祉・介護・医療・保健 .....       | 29       |
| 4 教育・文化 .....             | 33       |
| 5 基盤整備 .....              | 37       |
| 6 生活環境 .....              | 40       |
| 7 行財政運営・地域づくり .....       | 45       |
| 第5章 人口の見通し .....          | 48       |
| 第6章 町民意識 .....            | 51       |
| 第7章 合併の意義 .....           | 63       |
| 第1節 合併の一般的効果 .....        | 63       |
| 第2節 本地域における合併の意義・効果 ..... | 65       |
| 第3節 合併で懸念される事項への対応 .....  | 68       |

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| 第8章 | 新町の将来像        | 70 |
| 1   | まちづくりの基本理念    | 70 |
| 2   | 新町の将来像        | 71 |
| 第9章 | まちづくりの目標      | 73 |
| 第1節 | 土地利用方針        | 73 |
| 第2節 | まちづくりの目標      | 77 |
| 第3節 | まちづくり重点プロジェクト | 81 |

## 第2編 まちづくり計画 ..... 88

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| 序章   | 施策体系                      | 88  |
| 第1章  | 分野別推進施策および主要事業            | 90  |
| 目標 1 | 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち       | 91  |
|      | 健康づくりの推進                  | 91  |
|      | 子育て支援の充実                  | 91  |
|      | 高齢者福祉・障害者福祉の充実            | 92  |
|      | 地域福祉の推進                   | 93  |
| 目標 2 | 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち     | 95  |
|      | 教育環境の向上                   | 95  |
|      | 青少年健全育成の推進                | 96  |
|      | 生涯学習の充実                   | 96  |
|      | 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実     | 97  |
| 目標 3 | 快適で、温かいふれあいが広がるまち         | 99  |
|      | 自然環境の保護と活用                | 99  |
|      | 良好な住環境の整備                 | 99  |
|      | 着実な社会基盤の整備                | 100 |
|      | 防災・地域安全の推進                | 101 |
| 目標 4 | 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち | 104 |
|      | 農業・水産業の振興                 | 104 |
|      | 観光・交流の振興                  | 105 |
|      | 商工業の活性化と新産業の開発            | 106 |
| 目標 5 | 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち        | 109 |
|      | 人権尊重のまちづくりの推進             | 109 |
|      | 地域間・国際交流の推進               | 109 |
|      | コミュニティ活動の活性化              | 110 |
|      | 協働のまちづくりの推進               | 110 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 目標 6 明日に希望がふくらむまち .....  | 112 |
| 効果的な行政の推進 .....          | 112 |
| 健全な財政運営 .....            | 112 |
| 広域行政の推進 .....            | 113 |
| <br>                     |     |
| 第2章 新町における愛媛県事業の推進 ..... | 114 |
| 第3章 公共的施設の適正配置 .....     | 116 |
| 第4章 財政計画 .....           | 117 |



---

# 第1編 将来構想

---

## 第1章 構想策定の基本的な考え方

### 第1節 構想策定の目的

わが国は、戦後から続いた成長時代が終焉し、成熟時代を迎えるとともに、バブル崩壊と人口の少子化・高齢化に直面し、地域づくりの面で大きな転換期を迎えています。

物から心への生活価値観の転換、生活の質の追求、女性の社会進出、自然志向、知識・文化志向、個人志向から新たな社会志向への動きなど、多様な豊かな生活・文化の動きが見られます。一方では地球温暖化などの環境問題の深刻化、国際化の急速な進行と国内産業(農林漁業、製造業等)の空洞化、デフレ不況への移行と国の財政悪化、人口の大都市集中と地方圏の過疎化、就業人口・若年人口の減少と高齢化の進行、出生率の低下とやがて迎える総人口の減少など、私たちを取り巻く環境はあらゆる面で大きく変化・変容しています。

地方行政もまた時代潮流の中で、行財政改革の推進による大きな転換期を迎えています。21世紀の国づくりを展望する国では、国土の均衡ある発展、増大する広域的な行政需要への対処、地方分権の推進、という観点から市町村の合併を推進しています。

これまで3町は、「笑顔があふれるまちづくり」(伊方町)、「あしたに勇気と希望の風がふくまちづくり」(瀬戸町)、「ふれあい みさきの創造 - 三崎で暮らす人・岬を訪れる人が心かよわす豊かなまち・三崎町 - 」(三崎町)をめざして、それぞれ独自のまちづくりを進めてきました。一方、地域の活性化、産業の振興、定住化促進、行財政の効率化など、住民の安心した暮らしを支えるまちづくりが共通課題となっています。

こうした中、長期的な展望に立った地域発展のため、お互いの特性を生かした“キラリと光る”まちづくりに向けて、3町の合併を推進することになりました。本計画は、3町合併による新町の将来像とともに、新しいまちづくりのビジョンとして策定するものです。

## 第2節 計画の範囲

構想の範囲は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会を構成する、愛媛県西宇和郡伊方町、同県同郡瀬戸町、同県同郡三崎町の3町とします。

## 第3節 計画の期間

建設計画の期間は、合併から10年間とします。

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 建設計画 | 平成 17(2005)年 4 月 ~ 平成 27(2015)年 3 月 |
|------|-------------------------------------|

## 第4節 計画の策定方法

本計画は、3町の総合計画をはじめ、国・県などの上位計画等を踏まえながら、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会で検討を行い、策定するものです。

なお、主要事業及び財政計画については平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画とし、前期計画は概算事業費を明示します。

後期計画の主要事業及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うものとします。

## 第5節 時代背景

### 1 成熟社会への転換

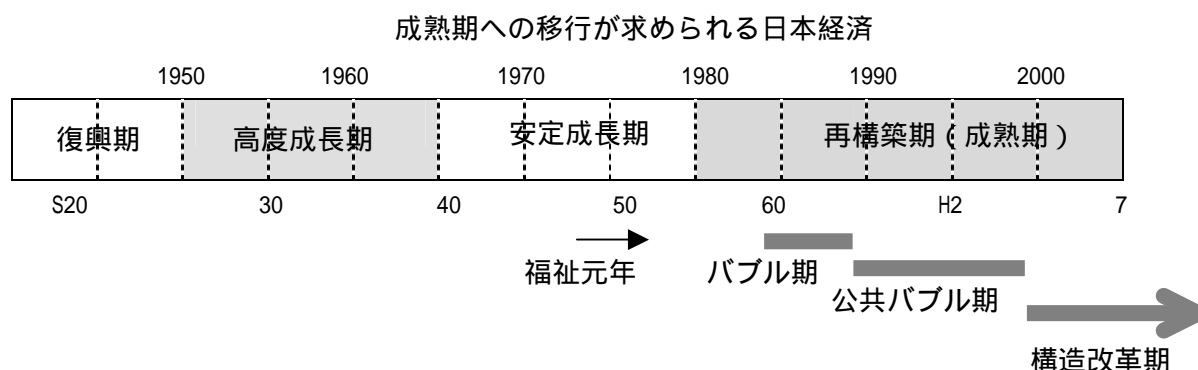
少子化が進み、わが国の生産年齢（15～64歳）人口は平成7（1995）年をピークに減少し、総人口は平成16～19（2004～2007）年頃をピークに減少に向かうと予想されています。また、18歳の若者は平成2（1990）年の200万人時代から、平成22（2010）年には120万人に減少すると推測され、少子高齢化が急速に進行しています。

成長時代から成熟時代への転換に伴い、量から質への消費の転換、時間消費・環境消費へのより一層の関心の高まり、家庭や地域社会での生活の重視、多様で質の高い中高年文化の熟成、安心して高齢期を過ごせる年金・医療・介護体制の充実などが求められており、このような住民ニーズの変化に対応した、より質の高い行政サービスの提供やまちづくりの推進が求められます。

### 2 地域産業の再構築

農林水産物等の輸入増加と製造業の海外進出、金融ビッグバンの到来など、国際競争の激化と国内産業の空洞化、バブル経済清算の遅れと不況の長期化、情報化の急速な進展、経済構造改革の推進などに対応し、成熟社会の人々の高度化・多様化した消費に応える生活密着型の地域産業や観光産業の育成、観光と連携した地域産業の振興と国際競争力の強化、生活・地域産業密着型の公共投資への転換などが求められます。

また、従来型の産業政策からさらに進んだ取り組みを行うために、優秀な人材を集中した推進体制の整備や戦略的な事業への重点投資などが求められます。



### 3 地球規模の環境共生

国際的な人・物・情報・文化の交流・移動はますます進み、国際的な産業再編が進むとともに、地球温暖化、オゾン層破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化など、地球規模での環境悪化に対する国際的な連携が求められます。

また、私たちが先人から受け継いだ豊かで美しい自然環境と人間活動の共生を図る「環境共生型社会」の実現が求められています。

### 4 効率的・効果的な行財政運営

住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにする地方分権の推進と、産業構造の転換と長期化する不況に対応した行政構造改革が求められています。

地域経済再構築の取組みをさらに強力に推進するとともに、効果的・効率的な行財政運営に向けて、行政評価に基づく施策・事務事業の見直し、とりわけ開発投資中心から維持・更新投資重視への公共投資政策の転換、職員の意欲・専門知識・技術の向上、横断的な連携強化が求められるとともに、周辺市町村との連携強化に取り組んでいくことが求められます。

## 第2章 3町の概要

### 第1節 自然条件・地理的条件

愛媛県の最西端、豊予海峡に突き出した“日本一細長い”佐田岬半島を構成する3町は、共通した自然条件・地理的条件を有しています。

3町の中央には半島特有の200～300m級の低い山地が東西に連っており、山並みの北側は急傾斜地が多く、リアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持つ伊予灘に面しています。一方、南側は美しい砂浜を形成し、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を持った宇和海に面しています。

気候は、年間気温は16～17℃、降水量は1,400mm内外で、著しい寒暖の差がない温暖な海洋性気候に恵まれています。宇和海側は冬季も暖かいものの夏季には台風の影響を受けやすく、伊予灘側は冬季に季節風の影響で海は荒れ模様となることが多いものの、夏季には南東の風が吹き、穏やかで気温も低く、しのぎやすくなっています。

総面積は伊方町28.62 k m<sup>2</sup>、瀬戸町32.08 k m<sup>2</sup>、三崎町33.62 k m<sup>2</sup>と、3町ともほぼ同程度といえ、3町合わせて94.32 k m<sup>2</sup>となります。

## 第2節 沿革

### ～伊方町～

伊方町は縄文時代に関けたと推定されます。奈良時代は宇和郡に属していましたが、貞観8年(866)11月宇和郡を宇和、喜多両郡に分割した際、喜多郡の所管となり、平安末期に再び宇和郡に所管替えになっています。藩政時代は宇和島藩に属しました。

明治22年の市町村制施行により、伊方浦が伊方村、九町浦と二見浦が町見村となりました。その後、昭和30年3月、伊方村と町見村の2村が合併して伊方町となり、今日に至っています。

### ～瀬戸町～

瀬戸町は、隣接する三崎町において縄文時代の遺跡が発掘されたことから、地形的に同一条件である瀬戸町においても早くから人々が暮らしていたと推定されます。

1,185年の源平合戦に敗れた平家の落人がこの地域に隠れ住み、この頃から佐田岬半島は開発され始めたと思われます。戦国時代には、宇和郡の西園寺氏、土佐の長曾我部氏、小早川氏、戸田氏、藤堂氏、富田氏と領地が目まぐるしく変わっていました。藩政時代には宇和島藩伊達氏の領地に属しており、三机地区は参勤交代の寄港地として栄えました。

明治22年の市町村制施行により、三机村と四ッ浜村が発足、その後の昭和31年6月にこの両村が合併して瀬戸町が誕生し、今日に至っています。

### ～三崎町～

三崎町は古来、伊予灘を制する海の大要衝として、また、九州の交流拠点として、人々の定住と往来が行われていたと伝えられています。九州姫島産の黒曜石のやじりや弥生中期の土器等の出土品からもそのことが伺えます。

藩政時代は三崎浦と呼ばれ、宇和島伊達藩の統率下にあり、領内は10組に分けられ、三崎浦は保内組に属し、庄屋が置かれ、明治初期まで続きました。

以後、戸長役場、大小区制、郡区町村編制法を経て、三崎村、神松名村が発足、昭和30年3月に両村が合併して三崎町が誕生し、今日に至っています。

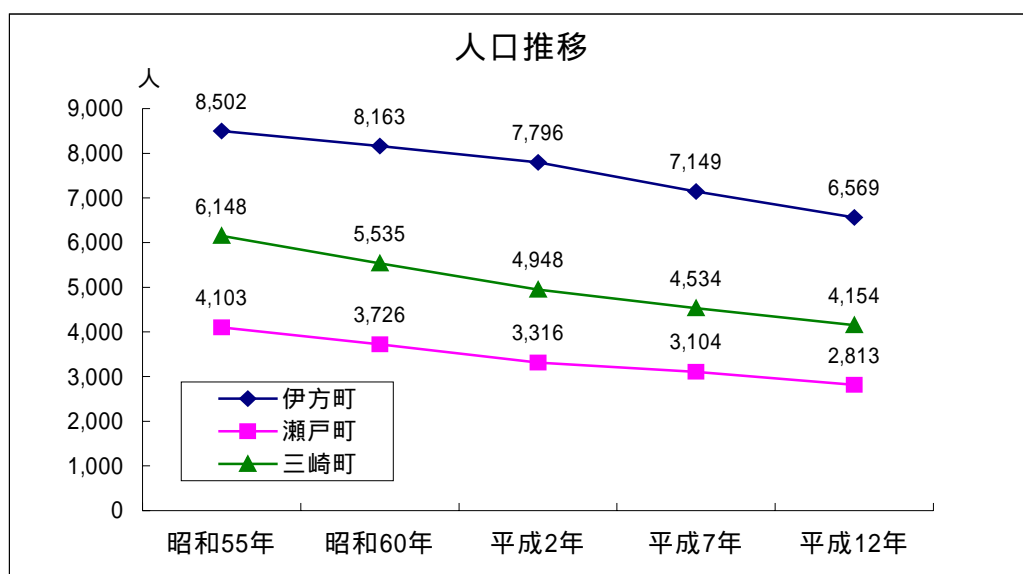
### 第3節 人口・世帯

ここ20年間の総人口は、伊方町は8,000人台から6,000人台へ、瀬戸町は4,000人台から2,000人台へ、三崎町は6,000人台から4,000人台へと減少しています。3町の合計では、昭和55年の18,753人から平成12年13,535人に推移しています。

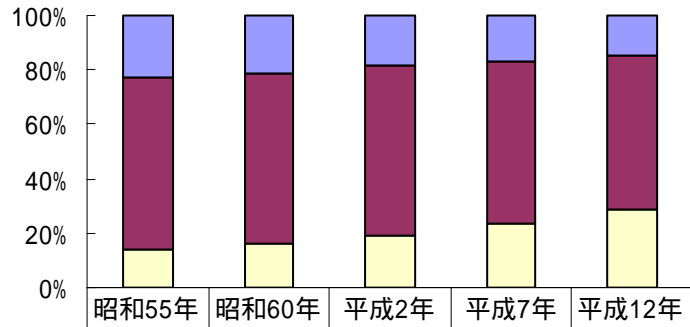
長寿化と少子化の進行に伴う高齢化が進んでいる国よりもさらに速く、3町ともに少子化・高齢化が進展しています。特に、瀬戸町と三崎町の高齢化は急速に進んでいます。

世帯数の推移をみると、やや減少する傾向にあります。一世帯あたり人数はいずれも低下しつつあり、平成12年では伊方町2.66人、瀬戸町2.25人、三崎町2.31人となっています。

【人口推移】（国勢調査）

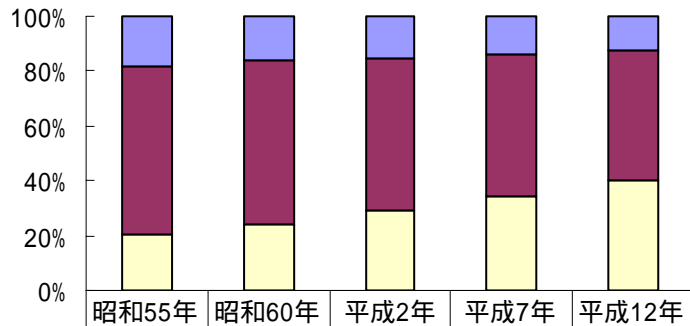


人口構成推移 (伊方町)



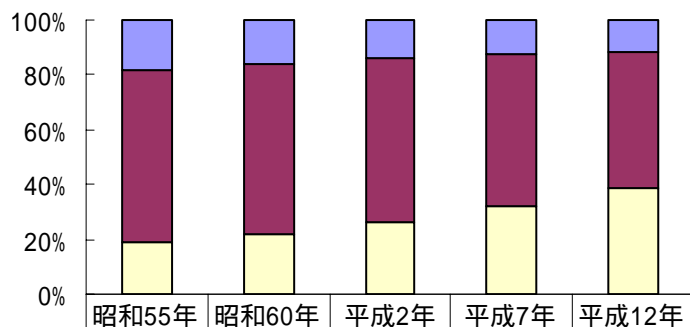
|        | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口   | 23.1% | 21.1% | 18.7% | 16.9% | 14.8% |
| 生産年齢人口 | 62.8% | 62.6% | 61.9% | 59.7% | 56.3% |
| 老年人口   | 14.1% | 16.4% | 19.5% | 23.4% | 28.9% |

人口構成推移 (瀬戸町)



|        | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口   | 18.6% | 15.9% | 15.0% | 13.8% | 12.5% |
| 生産年齢人口 | 60.6% | 59.6% | 55.7% | 52.3% | 47.7% |
| 老年人口   | 20.8% | 24.4% | 29.2% | 34.0% | 39.8% |

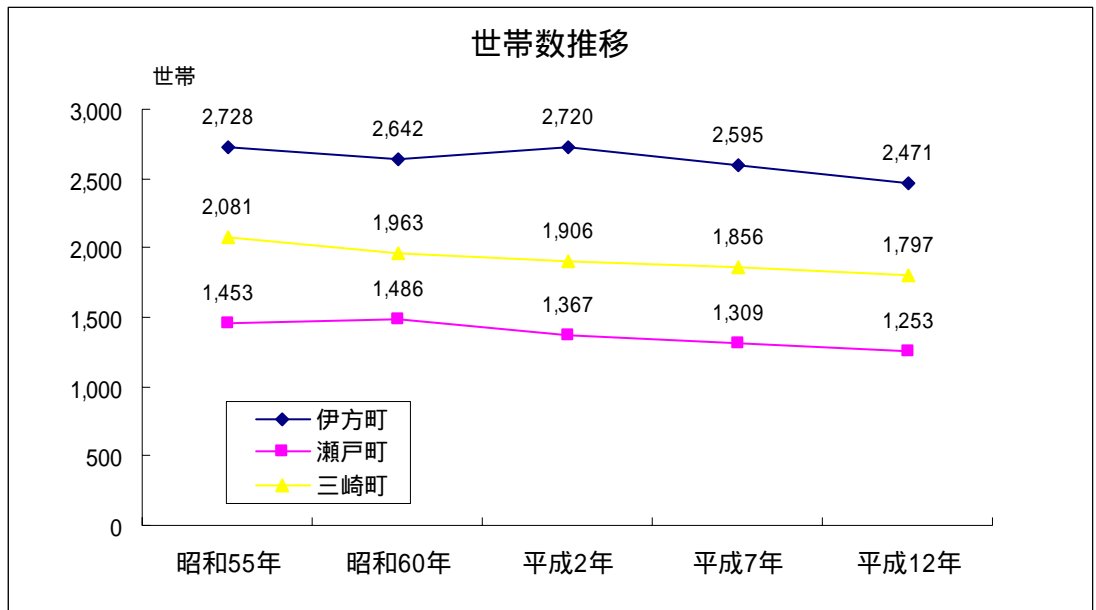
人口構成推移 (三崎町)



|        | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口   | 18.1% | 15.9% | 14.1% | 12.7% | 11.4% |
| 生産年齢人口 | 62.8% | 62.1% | 59.5% | 55.4% | 49.8% |
| 老年人口   | 19.2% | 22.0% | 26.5% | 31.8% | 38.8% |



【世帯数推移】（国勢調査）



## 第4節 産業・就業構造

### 1 産業

～伊方町～

産業の中心は農業で、主として傾斜地を利用した柑橘栽培による温州みかん・伊予柑・ハウスみかんなどを行っており、経営耕地面積のほとんどを占めています。水産業は宇和海と伊予灘の2つの好漁場を擁しており、底引き網漁業など沿岸漁業が盛んなため、魚礁の設置による漁場づくりのほか「つくり育てる漁業」の一環として種苗の中間育成放流にも取り組んでいます。また、田之浦漁港及びその周辺地域は、漁港整備事業や漁業集落環境整備事業等により、海洋性レクリエーションを導入した都市との交流拠点として生まれ変わりつつあります。

工業は工場自体が減少傾向にあるといえます。その多くは食品加工や縫製工場が多いものの、近年の経済情勢の中で厳しい経営環境にあります。

商業については、商店数が減少傾向にあり、町外に購買力が流出するなど、厳しい環境にあります。この他、観光物産センター「きらら館」や海水浴場などを中心に年間12,000人程度の観光客数があり、全体的に増加しています。

伊方町の特徴としては、四国で初の原子力発電所があります。四国の発電電力量の約半分を占め、四国最大の電気エネルギー供給基地となっています。

～瀬戸町～

産業の中心は農業で、傾斜地を利用した柑橘栽培を中心に、しいたけ、甘藷の栽培や高原部での畜産が営まれています。水産業は、伊予灘海域での一本釣りや宇和海域でのちりめん漁が一時期活況を呈しましたが、近年、消費者の魚離れや一本釣り漁の不振から経営にややかげりが出ています。

第2次産業(工業)は、長引く不況の中にありながらも建設業や水産加工業を中心に、一定の生産額と雇用機会を維持しています。

第3次産業(商業)は、消費の流出等により小売業の不振が目立ちますが、反面、国道バイパスの開通等による観光客の増加によりサービス業が大きく伸びています。

～三崎町～

産業の中心は農業で、温暖な海洋性気候に恵まれ、急傾斜地帯での柑橘栽培が盛んです。水産業は、宇和海と伊予灘の好漁場に面していることからア

ジ、サバ等の一本釣りのほか、海土によるアワビ、サザエ漁が営まれています。しかしどちらとも、就業者の高齢化や後継者不足、地域間競争の激化、消費者ニーズの変化等の中で厳しい状況にあります。

工業は、少数の工場はあるものの、すべて30人以下の零細工場であり、多くは縫製業を営んでいます。町には工場用地も少ないため、水資源等の条件整備が必要となっています。

商業についても、経営規模が小規模零細であり、また中心街地の小売店舗は個々バラバラに立地しており、集積効果に乏しい状況となっています。

本町の観光資源は、瀬戸内海国立公園佐田岬灯台、佐田岬半島宇和海県立自然公園伽藍山・阿弥陀池等があり、自然美が大きな資源となっています。特に、昭和62年の一般国道197号(佐田岬メロディーライン)の開通により、佐田岬灯台を訪れる観光客が急増しているほか、海水浴場「ムーンビーチ井野浦」への観光客も増加しています。

## 2 就業

就業者数全体をみると、3町とも減少しています。要因としては人口の減少や就業者の高齢化などがあげられます。

産業別就業者数を比較すると、伊方町では第1次産業44.5%減、第2次産業30.9%減、第3次産業14.2%増です。瀬戸町では第1次産業52.7%減、第2次産業17.7%減、第3次産業8.1%減。三崎町では第1次産業44.5%減、第2次産業34.2%減、第3次産業19.6%減となっています。

3町ともに農業従事者が最も多く、農業が基幹産業となっています。また、伊方町では建設業従事者が多く、三崎町では水産業従事者が多いことが特徴といえます。

### 【産業別就業者数】（国勢調査）

| 項 目       | 昭和55年    |       |       | 平成12年 |       |       | 増減率（%） |        |        |        |
|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
|           | 伊方町      | 瀬戸町   | 三崎町   | 伊方町   | 瀬戸町   | 三崎町   | 伊方町    | 瀬戸町    | 三崎町    |        |
| 就業者数      | 4,267    | 1,815 | 3,087 | 3,274 | 1,183 | 1,988 | -23.27 | -34.82 | -35.6  |        |
| 産業分類別就業者数 | 農業       | 1,527 | 922   | 1,368 | 787   | 379   | 638    | -48.46 | -58.89 | -53.36 |
|           | 林業       | 0     | 8     | 1     | 0     | 1     | 1      | 0      | -87.5  | 0      |
|           | 水産業      | 258   | 99    | 349   | 204   | 107   | 314    | -20.93 | 8.08   | -10.03 |
|           | 第1次産業計   | 1,785 | 1,029 | 1,718 | 991   | 487   | 953    | -44.48 | -52.67 | -44.53 |
|           | 鉱業       | 34    | -     | 1     | 17    | 1     | -      | -50    | -      | -      |
|           | 建設業      | 806   | 215   | 344   | 552   | 149   | 224    | -31.51 | -30.7  | -34.88 |
|           | 製造業      | 385   | 62    | 109   | 278   | 78    | 75     | -27.79 | 25.81  | -31.19 |
|           | 第2次産業計   | 1,225 | 277   | 454   | 847   | 228   | 299    | -30.86 | -17.69 | -34.14 |
|           | 卸売小売飲食業  | 349   | 132   | 243   | 339   | 94    | 187    | -2.87  | -28.79 | -23.05 |
|           | 金融保険不動産業 | 19    | 7     | 17    | 27    | 11    | 14     | 42.11  | 57.14  | -17.65 |
|           | 運輸、通信業   | 106   | 62    | 109   | 78    | 35    | 62     | -26.42 | -43.55 | -43.12 |
|           | 電気ガス水道業  | 172   | 6     | 7     | 214   | 12    | 7      | 24.42  | 100    | 0      |
|           | サービス業    | 506   | 213   | 433   | 652   | 226   | 385    | 28.85  | 6.1    | -11.09 |
|           | 公務       | 105   | 89    | 106   | 126   | 90    | 81     | 20     | 1.12   | -23.58 |
|           | 第3次産業計   | 1,257 | 509   | 915   | 1,436 | 468   | 736    | 14.24  | -8.06  | -19.56 |

## 第5節 公共的施設

～伊方町～

町内にある主な公共的施設をみると、子ども関係の施設は、保育所5か所、小学校5か所、中学校1か所です。

福祉・保健・医療施設は、一般診療所1か所、在宅介護支援センター1か所、保健センター1か所、デイサービスセンター2か所、特別養護老人ホーム1か所、身体障害者通所授産施設1か所などがあります。

社会教育・体育施設は、公民館（分館含む）4か所、伊方スポーツセンター1か所、体育館2か所、武道館2か所、町民グラウンド1か所、郷土館1か所などです。

そのほか、駐在所2か所、郵便局2か所、消防署第2分署、地域振興センター、観光物産センター、斎場がそれぞれ1か所、伊方ビジターズハウスなどがあります。

～瀬戸町～

町内にある主な公共的施設をみると、子ども関係の施設は、保育園4か所、小学校3か所、中学校1か所です。

福祉・保健・医療施設は、一般診療所1か所、在宅介護支援センター2か所、デイサービスセンター1か所、特別養護老人ホーム1か所などがあります。

社会教育・体育施設は、地区集会所12か所、公民館（別館含む）2か所、体育館3か所、野球場・テニスコート各1か所などです。

そのほか、駐在所2か所、郵便局2か所、消防署第1分署、斎場1か所などがあります。

～三崎町～

町内にある主な公共的施設をみると、子ども関係の施設は、保育園2か所、小学校4か所、中学校3か所、高等学校1か所です。

福祉・保健・医療施設は、一般診療所2か所、在宅介護支援センター1か所、保健センター1か所、デイサービスセンター1か所などがあります。

社会教育・体育施設は、公民館1か所、体育館1か所などです。

そのほか、駐在所1か所、郵便局3か所、消防署第1分署、斎場1か所などがあります。

## 第6節 交通環境

日本一細長い半島の中央には、山地のほぼ頂上部を東西に一般国道197号（佐田岬メロディーライン）が走り、八西地域の中核都市である八幡浜市や県都松山市と3町を結ぶ幹線道路となっています。この幹線道路と海岸部に点在する集落は町道及び県道で結ばれています。

～伊方町～

町内の道路は年々整備が進み、みかん園を中心として山間部を農道が張り巡らされています。しかし町道の幅員は全体的に狭くなっています。近年は、トンネル整備による一般国道197号（佐田岬メロディーライン）へのアクセス道の新設改良を進めています。

公共交通は、伊予鉄バスが一般国道197号（佐田岬メロディーライン）を通り、佐田岬半島を八幡浜から三崎間を、宇和海沿いには伊予鉄南予バスが旧国道を通って、八幡浜から湊浦～豊之浦～九町～二見～三崎間を結んでいます。

～瀬戸町～

各集落間を結ぶ地域生活道路については、一般国道197号（佐田岬メロディーライン）、県道鳥井喜木津線、また主要町道の改良整備が順次進められ、町民の利便性は格段に向上してきました。しかし、地形上カーブが多く、狭小部も数多く残されているため、さらなる改良整備が望まれます。集落内道路については、近年、積極的に新設改良を進めています。

公共交通は、宇和海側の地区内を走る路線バスとともに、宇和海側・瀬戸内海側ともにスクールバスを活用した町営バスを1日に1～2便運行しています。

～三崎町～

三崎町の道路網は、平成15年4月現在、一般国道197号（佐田岬メロディーライン）のほかは、一般県道2路線、主要町道14路線及び農道、林道等で構成されています。町内には国立公園佐田岬灯台をはじめ、観光・レクリエーションの拠点が数多く存在していますが、一般国道197号（佐田岬メロディーライン）から各拠点へのアクセス道路では交通渋滞や交通事故が多発するなどの問題も抱えています。海上交通については、県管理港湾の三崎港があり、三崎～佐賀関1日16便、三崎～別府1日4便が就航しています。近年は、九州への最短ルートである三崎～九州間の海上輸送需要が増大しています。

## 第7節 郷土文化

～伊方町～

伊方町には、県の天然記念物ナギをはじめ、石造美術から史跡・民俗・無形文化財等があり、さらにこの文化財を後世に伝えていきます。

～瀬戸町～

瀬戸町には、建造物から絵画・工芸品・石造物・史跡・古文書・民俗・天然記念物・名勝があり、歴史的・文化的な風土を今に伝えています。

～三崎町～

三崎町には、国の天然記念物アコウ樹をはじめ、町指定建造物、考古資料、石造物、無形民俗文化財及び史跡・名勝と、三崎町の歴史を伝える文化財が多数残されています。

### 【主な文化財】（事務局調べ）

（伊方町）

| 指定区分 | 種別    | 名称        |
|------|-------|-----------|
| 県    | 天然記念物 | ナギ        |
| 町    | 石造美術  | 五輪塔       |
| 町    | 史跡    | 丸岡城「城の台」  |
| 町    | 史跡    | 長崎城跡      |
| 町    | 史跡    | 市右衛門供養塔   |
| 町    | 史跡    | 得能主膳ゆかりの地 |
| 町    | 史跡    | 九町一里塚     |
| 町    | 史跡    | 川永田一里塚    |
| 町    | 民俗資料  | 大名駕籠      |
| 町    | 天然記念物 | クロキツタ     |
| 町    | 無形文化財 | きそん（節）    |

(瀬戸町)

| 指定区分 | 種別      | 名称       |
|------|---------|----------|
| 県    | 天然記念物   | 須賀の森     |
| 町    | 工芸      | 刀剣吉則     |
| 町    | 無形民俗文化財 | しゃんしゃん踊り |
| 町    | 石造美術    | 宝篋印塔     |
| 町    | 絵画      | 探幽山水画    |
| 町    | 古資料     | 三机古地図    |
| 町    | 史跡      | 中尾城跡     |
| 町    | 天然記念物   | お宮の森     |
| 町    | 史跡      | 供養様      |
| 町    | 彫刻      | 千手観音像    |

(三崎町)

| 指定区分 | 種別    | 名称      |
|------|-------|---------|
| 国    | 天然記念物 | 三崎のアコウ樹 |
| 町    | 建造物   | 伝宗寺     |
| 町    | 建造物   | 三崎八幡神社  |
| 町    | 天然記念物 | 大楠      |
| 町    | 考古資料  | 子持勾玉    |
| 町    | 考古資料  | 弥生式土器   |
| 町    | 考古資料  | 須恵器     |



【主なイベント】（事務局調べ）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 伊方町 | 春祭り；4月           |
|     | 伊方スポレク祭；5月       |
|     | 夏越祭り（八幡神社）；7月下旬  |
|     | きははいや伊方まつり；7月下旬  |
|     | 盆踊り；8月           |
|     | 町民運動会；10月        |
|     | 秋祭り；10月第3土曜・日曜   |
|     | 文化祭；11月2日・3日     |
| 瀬戸町 | もぉ～モォ～フェスティバル；4月 |
|     | 海につどい；5月         |
|     | ちりめん祭り；7月        |
|     | 瀬戸の花嫁祭り；8月       |
|     | 盆行事・おしよる舟；8月15日  |
|     | しゃんしゃん踊り；9月      |
|     | 秋祭り；10月          |
| 三崎町 | 春祭り；2月11日        |
|     | 穴地蔵祭り；2月24日      |
|     | 伽藍祭り；4月上旬        |
|     | 豊漁祭；7月下旬         |
|     | 権現夏祭り；7月         |
|     | 盆踊り；8月           |
|     | 三崎秋祭り；10月8日・9日   |
|     | 文化につどい（10月下旬）    |

## 第8節 広域行政

3町は、地域振興をはじめ、消防、し尿処理、可燃ごみ処理、観光など、多くの分野で八幡浜市を中心とする広域連携による事業を行っています。

### 【広域連携一覧】（事務局調べ）

| 分野   | 名称                  | 事業概要           | 関係市町村   |     |      |     |      |      |            |
|------|---------------------|----------------|---------|-----|------|-----|------|------|------------|
|      |                     |                | 伊方町     | 瀬戸町 | 三崎町  | 保内町 | 三瓶町  | 八幡浜市 | その他        |
| 観光   | 佐田岬広域観光推進協議会        | 広域観光ルート形成事業    |         |     |      |     |      |      |            |
| 消防   | 八幡浜地区施設事務組合         | 消防             |         |     |      |     |      |      |            |
| "    | 愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合 | 消防団員公務災害退職報奨金  |         |     |      |     |      |      |            |
| 共済   | 愛媛県市町村職員退職手当組合      | 退職手当           |         |     |      |     |      |      |            |
| "    | 愛媛県市町村職員共済組合        | 福利厚生全般         |         |     |      |     |      |      |            |
| "    | 地方公務員災害補償基金愛媛県支部    | 公務災害           |         |     |      |     |      |      |            |
| 生活環境 | 八西衛生事務組合            | し尿処理           |         |     |      |     |      |      |            |
| 生活環境 | 広域連合（委託料）           | 可燃ゴミ処理         |         |     |      |     |      |      | 明浜町<br>宇和町 |
| 地域振興 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏整備事業  | 八幡浜・大洲圏域総合整備事業 | 八幡浜市    | 大洲市 | 西宇和郡 | 喜多郡 | 東宇和郡 | 全二市  | 13町<br>1村  |
| "    | 八幡浜・大洲地方拠点都市地域整備事業  | "              | 八幡浜市    | 大洲市 | 西宇和郡 | 喜多郡 | 東宇和郡 | 全二市  | 13町<br>1村  |
| 国保   | 県国民健康保険団体連合会        | 国保事業の共同処理      | 愛媛県全市町村 |     |      |     |      |      |            |

## 第3章 関連計画の概要

### 1 「21世紀の国土のグランドデザイン」(国)

国は、平成10年に現在の一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を長期構想とする「21世紀の国土のグランドデザイン」を提示しました。これからの地域整備は「自立」と「相互補完」に基づくより水平的なネットワーク構造へと転換すること、自然環境を保全、回復する機能、新しい文化と生活様式を創造する機能を兼ね備えた多様性のある地域づくりを志向しています。

本地域に関連する構想は、「太平洋新国土軸構想」です。東海・伊勢湾口方面から紀伊半島・紀淡海峡を抜け、四国・豊予海峡を通り九州までのルートを高速道路や高速鉄道など基幹交通体系で結び、これを基盤として新たな国土軸を形成しようとする構想です。西日本国土軸との有機的な連携や地域間の交流を通じて西日本における広域経済文化圏の構築をめざすものです。

### 2 「第五次愛媛県長期計画(新しい愛媛づくり指針)」(愛媛県)

平成12年3月に策定された計画で、基本理念に「共に創ろう 誇れる愛媛」を掲げ、新しい愛媛づくりに向けて取り組んでいます。その中で伊方町・瀬戸町・三崎町を含む広域圏の方向性を謳っています。

#### 南予ライフランド広域交流圏

《構成する生活経済圏域》 八幡浜・大洲圏域 宇和島圏域

(圏域の特性)

南予地域全体を対象とする本広域交流圏沿岸部は美しい景観を誇る佐田岬半島や宇和海のリアス式海岸、その他多彩な自然環境に恵まれ、農林水産業を基幹産業とした地域です。しかしながら、典型的な中山間地域・過疎地域が多く、基幹産業である農林水産業も産地間競争の激化等に伴う価格低迷や、後継者不足などの構造的課題を抱えています。

今後、圏域の中心都市の一層の機能強化と恵まれた自然資源や歴史文化資源の活用等により、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を

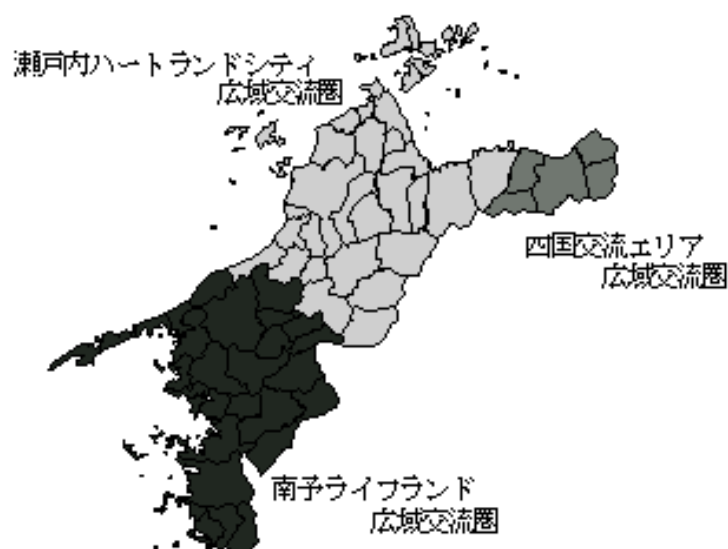
併せて享受できる多自然居住地域を創造することが重要な課題となっています。

(広域交流圏の整備方向)

農林水産関係試験研究機関の拡充・整備や機能強化を進め、バイオテクノロジーなどの新技術の研究開発・人材育成機能の強化、商品の高付加価値化と加工技術の高度化を図り、総合的なフード産業集積ゾーンの形成をめざします。

美しい景観や豊かな自然とレクリエーション施設、歴史文化資源等を活かし複合型レクリエーション・リゾートエリアの形成をめざします。

温泉や森林、海洋などを活用した保養機能を強化し、心身をリフレッシュできるような、保健・医療・福祉の複合的集積ゾーン(ウェルネスゾーン)の形成をめざします。



## 豊予海峡県際交流圏

《八幡浜・大洲圏域と大分県大分臼津圏域を中心とする海峡交流エリア》

豊予海峡ルートと高速道路を結ぶ大洲・八幡浜自動車道の整備を促進し、大分県と連携・協力して、太平洋新国土軸形成の一翼を担う豊予海峡ルートの日も早い具体化をめざします。

別府温泉、湯布院、佐田岬半島、大洲、内子などに代表される美しい自然景観や町並み、歴史文化遺産などの観光交流拠点のネットワーク化による広域観光ルートの形成に取り組みます。

豊かな漁業資源に恵まれた豊後水道海域を圏域共通の資源として活用した資源管理型漁業の推進、付加価値の高い農林水産品の開発や地域ブランド化の促進など、両圏域の特色を生かした食料・食品供給基地としての機能強化を図ります。



### 3 「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画」(広域市町村圏)

八幡浜・大洲地区広域市町村圏は伊方町・瀬戸町・三崎町を含む16市町村で構成されており、平成6年には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、様々な地域課題に取り組んできました。

平成13年度から平成22年度までの10年間を計画期間とした本計画では、「若者が働ける職場づくり」「社会福祉・医療サービスの向上」「人材育成、UIターンの推進体制づくり」「自然環境の保全」「生活環境施設の整備」を具体的な戦略として、住民の合意と参加のもと、総合的な取組みを推進しています。

#### (コンセプト)

「農林水産資源を活用した新たな産業を起こし、豊かな自然や歴史・文化にふれあう快適な生活空間を創造し、生きいきとした人を育む多自然居住地域づくり」

#### (キャッチフレーズ)

「四季ロマン 海・山・里のシンフォニー “西予”」

～新世紀の躍動・夢・未来～

#### (将来像)

- 1 住民が主体となり責任をもって育てる地域づくり
- 2 地域に暮らし地域を誇れる人材が育つ地域づくり
- 3 生きる力を培い21世紀を支える地域産業が伸びる地域づくり
- 4 安全、安心、健康を軸にした暮らしが営まれる地域づくり
- 5 心豊かな文化が息づき交流が生まれる地域づくり
- 6 居住と交流の基盤が整った地域づくり

## 第4章 3町のまちづくりの概要

3町の目指すまちづくりを、町政の最上位計画にあたる総合振興計画から明らかにします。

### 1 3町の将来像

3町の総合計画に示されているそれぞれのまちの将来像をみると、過疎化・高齢化への対応や産業の活性化という課題と、それを克服した上でめざすまちづくりの方向性は、おおむね共通しているといえます。

それは、「農業・漁業・観光を中心とした産業振興を軸に、若者の定住化と交流の促進によるまちの活性化を図るとともに、豊かな自然環境の中で住民がいつまでも安心して暮らすことのできる、住民主体のまちづくり」ということができます。

#### 【総合振興計画】

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 伊方町：「伊方町総合計画2001」  | (計画期間 平成13～22年度) |
| 瀬戸町：「第4次瀬戸町総合振興計画」 | (計画期間 平成14～23年度) |
| 三崎町：「第3次三崎町総合振興計画」 | (計画期間 平成13～22年度) |

【将来像】

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>笑顔あふれる郷土伊方町をめざす<br/>魅力ある定住のまちづくり</p> <p>&lt;まちづくりの方向性&gt;<br/>         活力と自立の産業づくり<br/>         安らぎと幸せの福祉づくり<br/>         教育と文化の人づくり<br/>         定住の魅力あふれる生活環境づくり<br/>         町民参加のまちづくり</p>  |
| 瀬戸町 | <p>地域資源を生かした活力ある産業と、豊かな自然や歴史・文化にふれあう<br/>快適な生活空間を創造し、人々が集い・にぎわう多自然居住地域づくり<br/>- あしたに勇気と希望の風がふくまち 瀬戸町 -</p> <p>&lt;まちづくりの方向性&gt;<br/>         活力ある産業と就業の場が確保され、若者が定住できるまちづくり<br/>         高齢者が住み慣れた場所で心豊かにいきいきと暮らせるまちづくり<br/>         豊かな自然と共生し、快適・安心・健康な暮らしが営めるまちづくり<br/>         温かい人情と豊かな文化が息づき、交流の輪が広がるまちづくり<br/>         住民が主役となり、責任も持って育てるまちづくり</p>                                       |
| 三崎町 | <p>地域産業の再構築、新たな地域産業の創出、若年層の定住促進、観光・レ<br/>クリエーションの振興、地域内外の人々の交流・ふれあい活動など、町民<br/>と行政が連携・協働した創造的な取り組み<br/>『ふれあい みさきの創造』<br/>- 三崎で暮らす人・岬を訪れる人が心かよわす豊かなまち・三崎町 -</p> <p>&lt;まちづくりの方向性&gt;<br/>         ゆたかさと活力を創るまち - 産業<br/>         健やかさとやすらぎを創るまち - 保健福祉<br/>         うるおいと快適さを創るまち - 生活環境<br/>         人のかがやきと文化を創るまち - 教育文化<br/>         ひろがりを創るまち - 社会基盤<br/>         共生・協働・参画を創るまち - 住民自治</p> |



## 2 産業振興

共通する主な産業振興策として、次のものが挙げられます。

- (農業) 生産基盤整備の強化、特産品の開発(地場製品のブランド化・高付加価値化)、担い手の育成、生産流通体制の充実
- (林業) 森林資源の多面的な活用
- (漁業) 漁港や漁場など生産基盤の整備、資源管理型漁業の推進、人材育成、水産加工業の振興
- (商業) 共同店舗化の推進などによる商業の集積
- (工業) 企業誘致の推進、地場資源を活かした新商品の研究開発
- (観光) 観光拠点の整備充実、地域資源を活用した観光振興、佐田岬の観光開発及び広域観光の推進

そのほか、独自の事業としては、工場用地の整備(伊方町)、新エネルギー産業の起業(瀬戸町)、「起業」創造会議の設置、交流拠点施設の整備、町民のホスピタリティの醸成(三崎町重点プロジェクト)などがあります。

### 【課題】

地理的条件・自然条件から主要産業や産業構造がほぼ同じであるため、後継者の確保、経営環境の健全化、地域特性の活用といった課題も共通しています。そのため、産業種別ごとの推進施策にも多くの共通点がみられます。

合併によって、これら多くの施策は継続されると考えられます。また、各町独自の事業効果を新町全体に波及させることも可能となり、多様な産業振興策が効果的に展開されることでしょう。

一方、事業によっては優先順位の設定や事業の統合も検討することが必要なため、関係団体や事業者などとの十分な協議が必要です。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

農林業

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>農業</p> <p>高生産性農業の実現をめざし、生産基盤の強化や経営規模の拡大化、流通・販路体制の整備に努めます。また、後継者など担い手の育成を図るとともに、新しい消費の開拓をめざして特色ある地場産品の開発に努めます。</p> <p>&lt;1&gt;生産基盤整備の強化<br/>         &lt;2&gt;経営規模の拡大、高度技術の導入<br/>         &lt;3&gt;特色ある地場産品の開発<br/>         &lt;4&gt;農業生活環境の充実<br/>         &lt;5&gt;農業の担い手の育成<br/>         &lt;6&gt;農協など生産・流通体制及び組織の強化・充実</p> <p>林業</p> <p>植林や間伐・枝打ち・風倒木の処理などを通じて森林環境の維持・増進を図り、また近年高まりつつある自然志向の中、多様な利用ニーズに対応した有効活用を促進します。</p> <p>&lt;1&gt;生産基盤の整備<br/>         &lt;2&gt;森林資源の多様な活用</p> |
| 瀬戸町 | <p>農林業</p> <p>将来にわたって柑橘農業を維持・発展させるため、農道などの基盤整備に合わせ、省力化施設の整備、高収益産品への改植など総合的な支援を進めます。</p> <p>また、中山間地域直接支払制度や集落営農の推進、女性や高齢者の能力活用を図り、農地の荒廃防止に努めます。塩成地区を中心に栽培される甘藷についてさらなるブランド化や加工技術の研究を進め、高付加価値化を図ります。</p> <p>高原部における畜産については、牧歌的な景観や半島部の歴史を語る上でも大きな財産であり、後継者の支援やブランド化を進めます。</p>   |
| 三崎町 | <p>農業</p> <p>農業については、農家戸数の減少や兼業化・高齢化が進む中、農業用灌水施設や集落排水施設、農道整備等生産基盤の一層の充実を計画的に進めながら、地域における話し合いを基本に農地の集積化や農作業の受委託等を促進し、経営感覚あふれた担い手を育成・確保することで農業生産体制の強化に努めます。</p> <p>また、農業関連機関・団体等と一体となり、品質・生産性の向上をめざすと共に、多様な消費ニーズや産地間競争の激化に対応できる産地づくりを図り、職業として選択しうる魅力とやりがいのある農業の確保をめざします。</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>林業</p> <p>林業については、町土の保全、水源の涵養、保健・休養機能など森林の持つ多面的な機能を保全・利用していくという観点に立ち、適正な間伐を推進しながら、合わせて林道などの生産基盤の整備も進めます。</p> |
|--|---|

水産業

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>漁港や漁場など生産基盤を整備するほか、資源管理型漁業を推進し、また漁業の担い手の育成に努めます。加えて、水産加工業を振興して、生産・加工の一貫体制をめざします。</p> <p>&lt;1&gt;生産基盤整備の推進<br/>&lt;2&gt;資源管理型漁業の育成<br/>&lt;3&gt;水産流通・加工業の育成<br/>&lt;4&gt;漁業の担い手の育成</p>   |
| 瀬戸町 | <p>塩成漁港、四ツ浜（川之浜）漁港の地域水産物供給基盤整備事業をはじめ、計画的な生産基盤整備を引き続き進めます。</p> <p>また、沿岸域での漁場の整備や稚魚・稚貝の放流支援に合わせ、資源保護に対する意識啓発を進めます。</p> <p>さらに、道路交通網の整備も視野に入れ、流通・加工施設などの整備を検討すると共に、観光産業との連携や魚食普及活動により、販売チャンネルの拡充と消費拡大を進めます。</p> <p>港湾</p> <p>地方港湾三机港について、漁船の大型化やプレジャーボートの増加から船だまりの整備が要望されており、これの計画的な整備について検討を進めます。</p> |
| 三崎町 | <p>魅力ある水産業づくりをめざして、生産基盤の整備を図り、資源管理型漁業を進めると共に、経営感覚あふれる人材の育成に努め、岬アジ・岬サバをはじめブランドの強化を図ります。</p>  |

商業

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>地元商業を育成するため、町民の基本的な買物ニーズを満たす既存商品および商店街の整備や、集客の中心となる核店舗の育成をめざします。</p> <p>&lt;1&gt;商店・商店街の整備<br/>&lt;2&gt;商業環境の充実</p>   |
| 瀬戸町 | <p>商工会との連携を密にし、町内消費の拡充支援に努めます。また、将来に向けてFAX宅配や共同店舗化などの検討を進めます。一方、サービス業においては、観光産業との連携による経営拡充や、食・遊・泊のグレードアップを積極的に支援します。</p> |
| 三崎町 | <p>町外への購買力の流出を防ぎ、商業の活性化を図るため、経営の合理化や商業集積を進め、新たな商業ゾーン形成の適正な誘導に努めます。</p>   |

## 工業

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>既存業種である繊維、衣服、食品加工を中心に経営の安定化を図るとともに、工場用地などを整備し、積極的に新しい工業導入に努めます。またUターン化などの推進により、企業立地の魅力となる若者らを中心とした労働力の確保を進めます。</p> <p>&lt;1&gt;工場用地整備、企業誘致の推進<br/>         &lt;2&gt;地元労働力の確保<br/>         &lt;3&gt;既存工業の経営安定化・地場資源を活かした新製品開発</p> |
| 瀬戸町 | <p>製造業においては、地場産品を原材料とした農水産加工業が有望であり、生産者との連携や新商品開発、また市場調査などの研究・支援を進めます。</p> <p>また、積極的な公共投資や新エネルギー産業の起業など、幅広い工業振興策を進め、雇用機会の確保に努めます。</p>   |
| 三崎町 | <p>豊かな自然を生かしたまちづくりを進めるため、環境保全に十分配慮しながら、優良企業の誘致に努めます。</p>  |

## 観光

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>広域交通幹線道路である一般国道197号（佐田岬メロディーライン）は海の眺望景観に優れたドライブウェイであり、また原子力発電所関連施設やレクリエーション公園などがあります。</p> <p>これらの資源・施設の活用を図るとともに、観光ルートや新しい特産品などのみやげ物の開発を進めます。</p> <p>&lt;1&gt;観光資源、施設等の開発<br/>         &lt;2&gt;観光関連産業の育成<br/>         &lt;3&gt;観光広報・情報の普及<br/>         &lt;4&gt;広域的連携による佐田岬など地域全体の観光リゾート開発の推進</p> |
| 瀬戸町 | <p>観光部門では、須賀公園や宇和海海水浴場、また県立自然公園など既存施設のグレードアップを図ると共に、風力発電事業と連動した風車公園整備や県営事業による教育ファームの整備など自然体験を核とした観光地形成を進めます。</p> <p>また、民活による佐田岬リゾートについて、都市住民の田舎暮らし志向を反映し、季節滞在型から定住型リゾートへと転換を見せており、定住促進にも一定の効果を見せていることから、引き続き積極的な2次開発支援を進めます。</p>  |
| 三崎町 | <p>自由時間の増大や町民ニーズの多様化の中で、町内外の観光・レクリエーションニーズに応えられるよう、観光・レクリエーション拠点の整備を進めます。また、広域観光の取組みの充実をはじめ、各種イベント・祭りの充実やPR活動の積極的な展開、町の歴史・文化資源や恵まれた海の幸・山の幸を生かした観光開発など、観光の多様化をめざします。</p>   |

### 3 保健・医療・福祉

3町が進める施策の主な共通点は次のとおりです。

（保健・医療・地域福祉）疾病予防・健康づくりの推進、地域医療体制の充実、保健福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携強化、ボランティア活動をはじめとする地域福祉の推進

（高齢者福祉・介護）施設の整備・充実、福祉サービスの充実、介護保険事業の円滑な運営、生きがい対策の推進

（障害者福祉）障害者の自立支援、公共施設などの改良整備（バリアフリー化）

（児童福祉）保育サービスの充実、子育て家庭を支援する地域体制の充実

そのほか、独自の事業として、児童館と総合的な保健・医療・福祉施設の整備（伊方町）、特別養護老人ホームと中核診療所の整備（瀬戸町重点プロジェクト）、シルバー人材バンクの創設（瀬戸町）、健康管理システムの構築（三崎町）などがあります。

#### 【課題】

3町ともに少子化・高齢化が進んでいることから、子どもを産み育てやすい環境の充実、障害者や高齢者を含めた住民全員が安心して暮らすことのできる地域づくりへの取組みが喫緊の課題となっています。そのため、各分野の施策も多くの共通点があります。施設の広域利用や保健福祉サービスの充実、地域医療体制の強化など、合併効果による暮らしやすさの向上が図られることでしょう。

一方で、合併後の施設整備や保健福祉サービスの提供体制などについては、広域的な観点からの十分な検討が必要です。また、関係機関数や町の面積も大きくなるため、効果的・効率的な連携に向けた体制整備が急務となります。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

保健・医療・地域福祉

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>保健（基本計画より）</p> <p>保健・医療・福祉の事務連携を促進し、健康管理情報の一元管理を進めます。</p> <p>生涯を通じた心身両面における健康づくりや疾病の予防活動の強化を図ります。</p> <p>地域医療</p> <p>従来の医療供給体制の整備や各種検診の充実はもちろんのこと、各家庭や地域での健康づくりに主眼をおき、医療機関、行政、住民が一体となった健康教育や健康相談を積極的に実施し、疾病の予防に努めます。</p> <p>&lt;1&gt;医療計画づくり</p> <p>&lt;2&gt;子どもから老人までの健康づくりの推進</p> <p>&lt;3&gt;老人医療の充実</p> <p>地域福祉</p> <p>保健、福祉サービスの各分野における基盤整備とともに、ホームヘルパーなどのマンパワーの確保を行います。</p> <p>また、関係機関、団体が一体となり、民間福祉活動との連携を図りながら、地域福祉の充実、向上を図ります。</p> <p>&lt;1&gt;拠点施設整備と支援体制づくり</p> <p>&lt;2&gt;福祉団体の充実・強化</p> |
| 瀬戸町 | <p>保健・医療</p> <p>保健・医療・福祉の連携強化、スタッフの確保と資質の向上に努め、健康づくり事業の推進と保健活動の充実を図ります。また、地域医療の拠点となる中核診療所の整備や広域医療機関との連携により、安心できる地域医療体制を確立します。</p> <p>老人保健について、健康相談や健康教室の充実により疾病予防に努めると共に、重複診療防止の啓発により医療費の抑制と適正化を図ります。</p> <p>地域福祉</p> <p>学校や社会における福祉教育の充実やボランティア活動の支援、また社会福祉協議会の機能強化などにより地域に適したサービス体制を築き、町民が住みなれた地域で心豊かにいきいきと暮らせる福祉の町づくりを進めます。</p>   |
| 三崎町 | <p>保健・医療</p> <p>町民一人ひとりが生涯を通じて健康で生き生きと生活できるよう、保健・医療・福祉の各関係機関との連携強化のもと、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚と自主的活動の促進に努めると共に、各種検診内容・方法の充実や健康管理システムの構築、在宅ケア体制の整備など、乳幼児から高齢者にいたるまでの人生の各期に応じた保</p>   |



|  |   |
|--|---|
|  | <p>健サービスの充実に努めます。</p> <p>また、町民の医療ニーズの高度化、多様化や救急医療需要に応えられるよう、町内外の医療関係との連携を強化すると共に、地域医療体制の充実に努めます。</p> <p>地域福祉</p> <p>高齢者、障害者、児童など、すべての町民が地域の中で共に助け合い、支え合いながら生き生きと暮らしていくことのできる地域社会の構築をめざして、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生児童委員の福祉活動を積極的に育成・支援していくと共に、地域住民のボランティア活動の育成や福祉意識の高揚等に努めます。</p> |
|--|---|

### 高齢者福祉・介護

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>高齢者向け福祉施策を総合的な観点から推進して施設整備を図るとともに、あわせて健康管理に代表される予防サービスなどのソフト面の充実に努めます。</p> <p>&lt;1&gt;老人保健福祉施設の充実<br/>&lt;2&gt;老人保健福祉サービスの充実</p>  |
| 瀬戸町 | <p>介護拠点施設として「特別養護老人ホーム」の誘致を図ると共に、デイサービスセンターやグループホーム、また在宅介護支援センターなどを活用して、保健・医療・福祉スタッフが一体となった在宅福祉サービスを進めます。</p> <p>また、社会福祉協議会を中心に、老人クラブ活動の支援やシルバー人材バンクの創設の検討などを進め、健康・自立・社会参加を軸とした生きがい対策を進めます。</p> <p>介護保険制度について、受け皿施設の整備やスタッフの充実などについて定期的な見直しを図り、制度機能が十分発揮できる体制づくりに努めます。</p>                                  |
| 三崎町 | <p>三崎町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、ホームヘルプサービス（訪問介護）、デイサービス（日帰り介護）、ショートステイサービス（短期入所生活介護）をはじめとした各種保健福祉サービスの充実、高齢者の健康増進施策の充実、生きがい対策の推進などに努めます。</p> <p>また、これらの事業を円滑に展開するため、福祉施設の整備拡充、関係機関、組織の連携強化や人材の確保など、総合的な高齢者保健福祉体制の整備に努め、長寿社会にふさわしい福祉基盤の整備とシステムの確立を図ります。</p> <p>さらに、介護保険制度については、総合的な実施体制の確立のもと、適正な制度運用に努めます。</p> |

## 障害者福祉

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>既存の福祉施設の充実を図るとともに、地域の保健・医療・福祉のサービスを提供するための総合的な拠点施設の整備を図ります。</p> <p>障害者の自立と生活の安定を図ると共に、社会参加の促進、交流機会の確保等の生きがいをづくりを進めます。</p> <p>バリアフリーの都市整備、施設整備を推進します。</p> |
| 瀬戸町 | <p>障害者が自立し、平等に社会参加ができるよう健常者との交流事業を進めると共に、障害者の利便性に配慮した公共施設などの改良整備に努めます。また、各種事業の推進や障害者福祉制度の積極的な活用を促進します。</p>  |
| 三崎町 | <p>障害者の社会への完全参加と平等を目標に、「心の壁」のない福祉的風土づくりはもとより、総合的な相談体制の確立や保健・医療・福祉サービスの提供、雇用・就業の促進、さらには、あらゆる分野で障害者に配慮したまちづくりに取り組み、ノーマライゼーション社会の構築に努めます。</p>                  |

## 児童福祉

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>多様な保育ニーズに対応した保育所や、生活体験・自然体験・遊び体験を通じた子どもの相互交流の場としての児童館を整備する必要があります。</p> <p>不登校やひきこもり、いじめ、児童虐待など、子ども自身や子育て中の親が抱える諸問題への対応策・支援策の検討を進めます。</p>                    |
| 瀬戸町 | <p>保育園4園の存続を軸に施設の計画的な改築や多様な保育サービスの提供、また、出産・育児を地域全体でバックアップする体制づくりを進めます。</p>   |
| 三崎町 | <p>少子化や核家族化など、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、未来を担う児童が心身共に健全に育成されるよう、保育所の施設・設備の整備充実や多様化するニーズに即した保育内容の一層の充実に進めると共に、遊び場の確保や子育て相談・支援機能の充実を図り、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりに努めます。</p> |



## 4 教育・文化

3町が進める教育指針及び文化振興への取組みの共通点は、次のとおりです。

(学校教育) 時代に応じた教育内容の充実、学校施設の整備・充実、学校規模の適正化の検討

(生涯学習) 拠点施設の整備・機能充実、生涯学習プログラムの充実

(スポーツ・レクリエーション) 社会教育団体などとの連携による活動の充実

(芸術・文化) 郷土文化の継承、文化財の調査・保存

(人権・同和教育) 人権意識の啓発活動の推進

そのほか、独自の事業としては、人権尊重の町づくり条例の具現化(伊方町)、広域的な「佐田岬民族資料館」の整備(瀬戸町)、CATVをはじめとした学習情報提供システムの整備(三崎町)があります。

### 【課題】

教育・文化に関する推進施策は、3町とも多くの共通点がみられます。

これからのまちづくりにとって、人権尊重の意識の浸透、人材育成のための教育環境の充実、地域アイデンティティ(=郷土色)の根幹をなす文化の保存・継承が重要な役割を果たします。

そのためには、新町の教育理念を早期に確立するとともに、地域交流の拡大による一体性の形成を促進することが大切です。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

学校教育

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>より一層の学校教育体制の充実を推進するとともに、国際化、情報化など新しい社会の変化にも対応できる豊かな人格形成の推進を図ります。</p> <p>&lt;1&gt;学校施設の整備・充実や適当な規模に校区編成など、学校教育体制の充実</p> <p>&lt;2&gt;豊かな人格形成を育む教育体制づくり</p>   |
| 瀬戸町 | <p>教育施設・設備の充実や教職員の資質と指導力の向上を図ります。また、学校週5日制への対応やゆとりを重視した教育の推進、ふるさとを愛する心の醸成に向け、生涯学習部門と連携した「地域ふれあい交流事業」を積極的に進めます。</p> <p>長年の懸案事項である学校統合については、関係者との協議を積極的に重ね、十分な理解と合意のもと、基本計画の推進に努めます。</p>  |
| 三崎町 | <p>次代の三崎町を担う子どもたちが、「生きる力」を育み、創造性豊かなたくましい人間として成長していくことができるよう、保・小・中・高校の一貫した教育方針の確立のもと、基礎・基本の確実な定着と体験を踏まえた学習を推進すると共に、自然や歴史を生かした教育、情報化・国際化等に対応した教育、福祉教育、環境教育の推進など、教育内容の充実に努めます。</p> <p>また、過疎化、少子化傾向に伴い、学校規模の適正化のための統合の検討を行っていきます。</p> |

生涯学習

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>人間教育、人格形成を目的とし、町民自らの意志で学習する意欲を増進させ、家庭や社会における教育の重要性と発達段階に対応した適切な学校教育の確保などに努め、家庭教育、学校教育、社会教育などの総合化、体系化を進める必要があります。</p> <p>またそれぞれの機能と役割を分担し、各機関との連携のもとに、生涯の各時期に学習の機会が得られるよう、教育諸条件の整備充実を図ります。</p> <p>&lt;1&gt;地域コミュニティの育成、拠点となる施設や機会づくり</p> <p>&lt;2&gt;生涯学習推進計画の策定</p> |
| 瀬戸町 | <p>生涯学習推進体制の確立と、拠点となる町民センターの機能充実を進めます。また、青少年の健全育成や成人教育、高齢者教育の充実に努めます。</p>  |
| 三崎町 | <p>価値観が高度化・多様化する中で、いつでもどこでも町民一人ひとりが自分に合った学習活動を行い、生涯を通じて自己を高めることができる生涯学習社会を確立するため、生涯の各期における幅広いニーズに即した学習環境づくりに努めます。「いつでも、どこでも、だれ</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | でも学習に参画できる」ことを基本に、組織や体制、施設整備を図り、多彩な生涯学習プログラムの整備や様々な学習情報の提供に努めます。 |
|--|--|

### スポーツ・レクリエーション

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | 社会教育団体などとの連携を図り、コミュニティ活動、地域スポーツ活動など、各種イベントを活用して地域活動の活発化を進めます。<br>福祉部門との連携を進め、スポーツ活動の活発化などを図ります。   |
| 瀬戸町 | 体育協会の支援や体育指導委員会の組織体制の強化に努め、活動の充実を図ります。また、活動の拠点である総合的な施設の機能充実を進めます。  |
| 三崎町 | 町民一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツにいつでもどこでも気軽に親しむことができるよう、生涯スポーツ推進体制の充実を図ります。各種スポーツ施設の整備充実及びネットワーク化を進めると共に、スポーツサークル・団体の育成や指導者の養成、だれもが行えるニュースポーツの普及、さらにはスポーツイベントの充実にも力を入れ、心身の健全な発達と健康の保持・増進に努めます。 |

### 芸術・文化

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | 郷土文化の普及や文化財の調査、保存を進めます。   |
| 瀬戸町 | 有形無形の文化財や伝統芸能の調査・研究や保存・継承に努めると共に、広域的な視野での総合資料館整備を検討します。<br>また、芸術・文化イベントの積極的な開催や指導者の派遣、成果発表機会の提供などを通じて、地域に根ざした芸術・文化の創造に努めます。   |
| 三崎町 | 郷土に根ざした個性豊かな地域文化の創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的・主体的な芸術・文化活動の一層の活性化を進めると共に、文化イベントの充実や情報の提供、活動の場の充実等を通じて芸術・文化に接する機会と成果を発表する場の拡充を図ります。<br>また、歴史や風土の中で生まれ継承されてきた貴重な文化財の調査と適切な保存・活用を進め、町民はもとより町外の人も広く三崎町の歴史や文化について学ぶことができる機会の拡充に努めます。 |

人権教育・人材育成

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>人権・同和教育（基本計画より）<br/>同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざし、人権尊重の町づくり条例の具現化と啓発活動を進めます。</p> <p>人材育成<br/>教育・文化活動の普及や啓発に熱心な指導者や団体の育成に向けて、組織的な対応や人材バンクの再整備を進めます。また、ボランティア活動の育成に向けて、活動環境の充実を図ります。</p> <p>青少年の健全育成<br/>家庭・学校・地域社会との連携などを通じて子どもを育てる環境を整備するとともに、青少年団体の育成などにより、青少年の健全育成を図ります。</p> |
| 瀬戸町 | <p>人権・同和教育<br/>学校や職域での研修機会の充実や指導者の養成に合わせ、人権コンサートや人権啓発劇の開催を通じて、日常的な人権意識の啓発活動を推進します。</p> <p>幼児教育<br/>家庭教育の充実と学校・保育園の連携強化を進めます。</p> <p>人材教育<br/>学校教育、生涯教育の充実をはじめ、国内外の先進地への研修派遣、専門的知識の習得機会の提供など総合的な人材育成策を進めます。</p>  |
| 三崎町 | <p>人権尊重のまちづくり<br/>同和問題をはじめ、障害者差別、在日外国人差別、女性差別、いじめ問題等あらゆる差別を解消すると共に、町民一人ひとりが自分自身を大切にでき、他人もまた大切にできる土壌づくりをめざし、人権尊重のまちづくりを推進します。</p> <p>青少年の健全育成<br/>家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中で、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、家庭・学校・地域が一体となった健全な社会環境づくりを推進すると共に、青少年の自主的な団体活動や社会活動への参加促進、指導者の育成等に努めます。</p>         |

## 5 基盤整備

3町の基盤整備に関する推進施策の共通点は、次のとおりです。

- (土地利用) 調和のとれた土地利用
- (道路) 広域幹線道路、アクセス道路の充実、地区内道路網の整備
- (交通体系) バス路線の維持・充実
- (公園・緑地) 公園・緑地の計画的な配置、景観の保全
- (情報通信) 八西CATVの積極的な活用
- (エネルギー政策) 風力発電の事業化

そのほか、独自の事業としては、駐車場の整備(伊方町)、町営バスの充実(瀬戸町)、フェリー利用拡大のための港湾整備、情報化推進に必要な人材の養成(三崎町)があります。

### 【課題】

基盤整備に関する推進施策は、多くの共通点がみられます。3町には八西CATVという情報基盤が整っていることから、共通施策にあるようにその積極的な活用は地域の将来に大きな可能性を与えるものです。

一方、地域活性化のための最重要課題として、幹線道路とアクセス道路の整備によるネットワークの充実とともに、高齢化が進む3町ではバスなど公共交通の確保などが共通した課題となっています。このため、地域間のバランスを考慮しながら、事業実施について十分な検討が必要と考えられます。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

土地利用

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>農地、山地、集落などの調和のとれた町土利用を進めるとともに、市街地、産業、公園などの都市的機能をおのおの集中的に整備した中心ゾーンの形成を図ります。また町土の長期的な利用計画を定めます。</p> <p>&lt;1&gt;調和のとれた土地利用の推進<br/>&lt;2&gt;土地利用に関する計画の立案<br/>&lt;3&gt;中心市街地の整備</p>  |
| 瀬戸町 | <p>特に学校跡地など一定規模を有する土地については、地区民との協議を密にして有効活用に努めます。また、農用地については、将来を見通した計画的な基盤整備や集約化を図り、効率的な土地利用を図ります。</p>   |
| 三崎町 | <p>今後、増大が予想される土地需要に対処するため、本町の自然的、経済的、社会的条件等を十分に踏まえ、地区ごとの機能を把握し、基本的に自然を残し、住みよい住環境の保全、豊かな生活基盤の整備と調和のとれるような合理的な土地利用を図ることが重要です。さらに、農用地については適正な利用と管理を図るため、農地の流動化を進めると共に、担い手の育成、南予用水水利事業による基盤整備などハード・ソフト両面において、抜本的な改善を図り、生産性の向上、省力化、土地利用の高度化を進めます。</p> |

道路・交通体系

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>鉄道交通に恵まれない本町では、町民の移動手段として道路交通ネットワークの充実が必要であり、とりわけ近隣主要都市とを結ぶ幹線道路交通の充実が急務です。また、町内でのスムーズな移動を確保するためには町道等の整備と、あわせて「町民の足」である公共交通機関の利便性の向上に努めます。</p> <p>&lt;1&gt;幹線道路網の整備<br/>&lt;2&gt;町内道路ネットワークの形成、生活道路の整備<br/>&lt;3&gt;駐車場整備やバス路線の充実</p>   |
| 瀬戸町 | <p><b>道路</b></p> <p>主要生活道である県道鳥井喜木津線の整備促進と国道アクセス路線である県道三机港線の2車線化を要望すると共に、主要町道の計画的な整備に努めます。また、高齢化への対応や救急・防災面などから地区内道整備が近々の課題となっており、これの重点整備を進めます。</p> <p><b>交通</b></p> <p>地理的条件や高齢者への対応として、交通機関の確保に努めます。特に集落間や国道アクセスに有効な交通手段が無いため、町営バスの充実により町民の需要に応えます。また、民間路線バスについては利用者の減少から増便は困難な状況であり、現路線の維持に力点をおいた取組みを進めます。</p> |



|     |  |
|-----|--|
| 三崎町 | <p>連携と交流の時代に即し、一般国道197号(佐田岬メロディーライン)へのアクセス道路の整備を進め、広域交流基盤の整備を図ると共に計画的、効率的な町の道路網の整備充実を進めます。</p> <p>道路整備に際しては、高齢者や障害者へのやさしさを基本に、歩行者の安全性を優先すると共に、美しく親しまれる道路づくりに努めます。</p> <p>海上交通についても、九州と結ぶ2本のフェリーが就航しており、今後も、人、物の流通の拡大が予想されるため、港湾の整備充実を図ります。</p> |
|-----|--|

### 公園・緑地

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>町土に対して均衡ある公園・緑地の配置計画を行うとともに、集客効果が期待できる比較的まとまった面積を持つ公園、緑地の整備を進め、また美しい景観を持つまちづくりをめざします。</p> <p>&lt;1&gt;公園・緑地の計画的整備<br/>&lt;2&gt;町の景観の保全・整備</p> |
| 瀬戸町 | <p>既存の須賀公園、番匠鼻公園、権現山などの環境整備を図ると共に、各地区のスポット公園の計画的な充実・整備を進めます。また、町民参加による花いっぱい運動や町花・町木の普及活動により、豊かな自然がより一層輝く環境づくりを進めます。</p>                          |
| 三崎町 | <p>公園・緑地は、町民に憩いとうるおいを与えるだけでなく、安全性の確保、自然生態系の確保などの効用を有しています。親子が安心して遊べる身近な公園の適正配置や佐田岬半島宇和海県立自然公園「伽藍山・阿弥陀池」の保全・整備を進めます。</p>                          |

### 情報通信

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>住民サービスの向上を図るため、IT(情報技術)を活用した地域情報通信基盤の整備を進めます。</p> <p>&lt;1&gt;高度情報通信ネットワークの推進</p>   |
| 瀬戸町 | <p>近未来に予測される電子自治体の構築に向け、八西CATV光ケーブルを活用した高度情報化施設の整備を進めます。また、移動通信鉄塔整備事業や地域インターネット構築事業などにより、情報の地域格差是正に努めます。</p>   |
| 三崎町 | <p>高度情報化社会の到来に伴い、情報が大きな価値を持ち、情報通信基盤がより重要な社会資本となっていることから、全県的・広域的な整備動向を踏まえながら、三崎町にふさわしい地域情報化について総合的な研究を進めると共に、情報化の推進に必要な人材の養成に努めます。また、八西CATVの積極的な活用を図っていきます。</p> |

## 6 生活環境

3町の生活環境分野に関する推進施策の共通点は、次のとおりです。

- (住宅・宅地) 町営住宅の計画的な改築・整備、定住促進住宅の整備
- (上下水道) 安定した上水供給、合併浄化槽の設置促進
- (環境衛生) ごみ・し尿の広域処理の推進、火葬場の移築・改築
- (交通安全・防犯) 施設改良、交通安全運動の推進、地域防犯活動の推進
- (防災) 海岸保全施設整備事業や急傾斜地崩壊対策事業などの計画的な推進、広域防災・医療救急体制の強化

そのほか、独自の事業としては、公共下水道の整備(伊方町)、宅地造成(瀬戸町)、簡易下水道の新設・改良(三崎町)などがあります。

### 【課題】

生活環境に関する推進施策は、各町の現状によって差があります。

環境衛生や救急消防に関しては既に広域行政で行っていることから比較的スムーズな移行も可能ですが、公共下水道整備や火葬場については、地域間のバランスを考慮しながら十分な検討が必要と考えられます。



【推進施策の概要】（総合振興計画）

住宅

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>地元産業の担い手となる若者らの定住促進のためにも、良質で魅力ある住宅・居住環境づくりをめざします。</p> <p>&lt;1&gt;町営住宅の建替え、建設<br/>&lt;2&gt;居住環境の充実</p>   |
| 瀬戸町 | <p>後継者の定住やU・Iターン促進の受け皿として、住宅・宅地の両面における積極的な住環境整備を進めます。住宅については、町公共住宅整備マスタープランに基づき既存住宅の計画的な改築整備を進めます。また、並行して若者や勤労者を入居対象とする定住促進住宅の整備を進めます。</p> <p>一方、宅地については遊休地利用計画と摺り合わせながら、安価で利便性の高い宅地造成を進め、町民の需要に応えます。</p> |
| 三崎町 | <p>町営住宅については、低所得者の生活安定の確保や若年層の定住促進、高齢化社会への対応といった視点に配慮しながら、計画的な整備を検討していきます。</p>  |

上下水道

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>上水道・下水道<br/>良質の上水供給に努め、全戸普及を目標に推進します。</p> <p>また下水道は、21世紀に向け、本町のイメージである海洋と緑の美しい自然を守り快適な生活環境を維持するうえで、欠くことのできない施設であり、公共下水道や排水施設の普及に努めます。</p> <p>&lt;1&gt;上水道普及率の向上<br/>&lt;2&gt;公共下水道、合併浄化槽の整備</p>                        |
| 瀬戸町 | <p>生活様式の変化や開発関連による水需要に的確に対応するため、水道施設の充実と南予水道企業団からの受水による浄水の安定供給に努めます。また、効率的な事業運営と維持管理の強化に努め、特別会計の健全運営に努めます。</p> <p>下水道について、現在策定している基本構想計画の見直しを行い、総合的な排水路の改良整備と長期的な展望にたった下水道整備を検討します。</p>                                   |
| 三崎町 | <p>町民の生活に直結し、その健康を守るために一日も欠かせない水の供給については、今後の使用水量の動向を踏まえながら、安定供給に努めます。また、水道事業の健全運営を堅持しながら、老朽化した施設の改良や拡充を計画的に進めます。</p> <p>下水道について、快適な居住環境の整備と、美しい自然環境を守るため、今後の下水道（簡易下水道）施設の新設・改良を推進すると共に、合併浄化槽の普及を推進し、計画的な施設の改善を行っています。</p> |

環境

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>環境衛生</p> <p>ごみの効率的な収集や減量化、資源化の推進が必要になっていることから、効果的な収集・処理体制づくりを進めます。</p> <p>また、し尿の収集・処理についても、下水道の普及などにより、衛生的な回収を進めます。</p> <p>&lt;1&gt;ごみ処理体制の整備<br/>         &lt;2&gt;ごみの減量化、資源化の推進<br/>         &lt;3&gt;下水道の普及、し尿収集・処理体制の充実</p> <p>エネルギー（基本計画より）</p> <p>現在の「原子力のまち」という町のイメージをさらに発展させて、風力発電などを合わせたエネルギーのまちをめざします。</p>  |
| 瀬戸町 | <p>環境衛生</p> <p>ごみ処理については、可燃物は平成 14 年 12 月から広域処理を図ることとし、資源ゴミ・粗大ごみなどについては、分別の徹底と再利用を進めると共に、広域連携によるリサイクルセンターや最終処分場の整備を検討します。</p> <p>現在、小型合併処理浄化槽設置補助により家庭雑排水の一括浄化を進めていますが、今後は現行制度に合わせ、町が事業主体となり一定区域の面的整備を図る手法を検討します。し尿については、引き続き八西衛生事務組合での共同処理を進めます。</p> <p>エネルギー</p> <p>豊かな風資源を生かした風力発電の事業化が有望であり、これの積極的な立地を進めます。合わせて、太陽光発電の普及促進により「自然にやさしいまち瀬戸」として、経済効果の創出とイメージアップを図ります。</p> <p>墓地・火葬場</p> <p>墓地については、核家族化の進展から新たな需要が生まれており、周辺環境に配慮しながら、計画的な整備を進めます。</p> <p>火葬場については、老朽化への対応や現施設周辺に学校や運動公園が整備されたことから、その移転整備について広域的な視野での検討を進めます。</p> <p>自然保護</p> <p>自然とふれあう活動を通して自然保護思想の普及に努めると共に、乱開発の抑止や自然にやさしい公共工事の施工など、総合的な自然保護対策を図ります。</p> |
| 三崎町 | <p>環境衛生対策</p> <p>町民と共に地域の生活環境を改善していくために、ごみについては、増大・多様化する排出動向に即し、また、容器包装リサイクル法への対応も踏まえ、収集体制の改善や広域的な処理体制の充実促進、処分地の確保に努めます。また、町民、事業者、行政の連携を図りながら、</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>分別排出の徹底やリサイクル運動の促進によるごみの減量化、さらには不法投棄の防止に努めます。</p> <p>町内にある火葬場については、老朽化が進んでいるため、改築を検討します。</p> <p>環境の保全と快適空間の創造</p> <p>自然とふれあい、美しさ、快適さを求める町民ニーズや環境保全意識の高まりに対応して、三崎町の誇りである美しく豊かな自然環境・景観の保護・保全をはじめ、あらゆる分野における環境問題への適切な対応、町民の主体的な環境保全活動の促進など、町民、事業所、行政が一体となった総合的な環境施策を推進します。</p> <p>また、自然や風土、歴史資源を活用し、三崎町らしさをより一層際立たせる景観づくりを進め、環境と共生し、美しくうるおいに満ちた快適空間の創造に努めます。</p> |
|--|--|

### 交通安全・防犯

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>交通安全（基本計画より）</p> <p>必要に応じて、交差点改良、道路の拡幅、歩道の確保等の交通安全対策を進めます。</p> <p>町民の安全意識を高めるため、交通安全運動をさらに推進します。</p>   |
| 瀬戸町 | <p>交通安全</p> <p>交通安全施設の更新・整備や道路状況の点検、また啓発活動の充実などにより、事故のない明るいまちづくりに努めます。</p> <p>また、近年町内で多発する暴走行為に対しては、警察等関係機関・団体等との連携強化により、その抑制を図ります。</p> <p>防犯</p> <p>町内から犯罪を根絶するため、防犯団体との連携強化により防犯・暴力追放運動を推進します。また、防犯灯や啓発看板の計画的な整備を進め、犯罪を防止する環境づくりを進めます。</p>            |
| 三崎町 | <p>交通安全・防犯対策</p> <p>増加傾向にある交通事故に対して、町民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図ると共に、道路整備や交通安全施設の拡充等を計画的に進めます。特に、交通弱者といわれる子どもや高齢者、障害者等の安全性に配慮した道路交通環境の整備を進め、事故のない安全な社会をめざします。</p> <p>また、町民の防犯意識の高揚を図りながら、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動をはじめ、各種防犯活動や防犯施設の整備を促進し、犯罪のない明るいまちづくりに努めます。</p> |

防災・消防

|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>災害発生を未然に防ぐため、施設の耐震性・耐火性を高めるとともに、水害対策として防波堤や護岸工事等を進めます。</p> <p>災害発生時の被害を最小限に抑えるため、さらなる防災体制の強化に努めます。</p> <p>災害発生後の早期復旧のために、周辺市町村等との協力体制づくりを強化します。</p> <p>公共施設等の新設・改築に際して、耐震・耐火構造の採用を進めます。</p> <p>伊方港の改修計画を進め、防波堤の整備を行います。</p> <p>高潮対策として、港湾および漁港における護岸工事を進めます。</p> <p>冠木対策として、湊浦地区・九町地区等において、排水路の整備および河川の改良工事を進めます。</p> <p>地震や大規模火災への災害対策として、避難訓練の実施などを継続します。</p> <p>周辺市町村との連携・協力による広域防災・医療救急体制づくりを進めます。</p> |
| 瀬戸町 | <p>防災</p> <p>地域防災計画に定める諸対策の周知徹底を図ると共に、海岸保全事業や急傾斜地崩壊対策事業などを計画的に進めます。また、原子力防災については、関係機関との連携強化や訓練の充実を図り、防災計画を常に見直しながら民心の安定に努めます。</p> <p>消防・救急</p> <p>消防体制の充実を図るため、消防団員の確保と資質の向上や施設・設備の更新・配備を進めると共に、八幡浜地区消防署第1分署との連携を強化して予防消防の徹底に努めます。また、救急面においては医療機関と消防署との連携を密にし、救急体制の充実を図ります。</p>   |
| 三崎町 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震、火災、風水害などあらゆる災害から町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざし、消防団の活性化をはじめ、消防施設や水利の整備拡充、広域的な連携による常備消防・救急体制の充実等に努めるほか、三崎町地域防災計画に基づき、町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ります。</p>  |

## 7 行財政運営・地域づくり

3町の各分野に関する推進施策の共通点は、次のとおりです。

(行政運営) 町民参加の推進、質の高い行政運営、広域連携の推進

(財政) 自主財源の安定的確保、計画的な財政運営の推進

(男女共同参画) 男女共同参画社会に向けた意識啓発、学習機会の拡充

(交流・地域づくり) 地域間交流・国際交流の推進、主体的な地域づくり  
への支援

そのほか、独自の事業としては、米国レッドウィング市との交流(伊方町)、国際交流協会の設立検討(瀬戸町)、町民主導のまちづくりグループの育成・支援(三崎町)があります。

### 【課題】

各分野に関する推進施策の方向性は共通しています。

適切な行財政運営、住民と行政の協働、住民の自主的な活動への支援は、これからのまちづくりにとっての基本要素となります。

### 【推進施策の概要】(総合振興計画)

#### 行財政

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>行政</p> <p>町民参加のまちづくりを推進するとともに、総合的な計画行政の推進を図り、また近隣市町村との協調による広域圏的連携などを進めます。</p> <p>&lt;1&gt;町民参加の推進<br/>&lt;2&gt;総合的な計画行政の推進<br/>&lt;3&gt;広域行政の推進</p> <p>財政</p> <p>計画に基づく財源の確保及び財源の効率的、重点的配分と運用を進め、事業計画の実行性の確保に努めます。</p> <p>また、事務的経費の削減に努め、歳出の効率化を図ります。</p> <p>&lt;1&gt;自主財源の安定的確保<br/>&lt;2&gt;合理的な財政運営の推進</p> |
|-----|--|



|     |   |
|-----|---|
| 瀬戸町 | <p>行政運営<br/>職員の意識改革と能力開発を日常的に進め、多様で質の高い行政サービスの提供に努めます。また情報の積極的な開示と公聴活動の充実により、町民参加のシステムづくりを推進すると共に、事務事業の見直しや広域連携により効率的な行政運営を進めます。</p> <p>財政<br/>国の財政構造改革による地方交付税などの大幅な縮減を踏まえ、自主財源の安定確保と経常経費の削減により、引き続き健全財政の維持に努めます。また、重点事業への計画的・効果的な投資により、長期的展望に立った財政運営を図ります。</p>                                |
| 三崎町 | <p>行財政運営<br/>地方自治の精神に基づく分権の流れにより、自己主張と自己決定権、それに基づく自己責任が拡大されると共に、益々多様化する町民ニーズや、高齢化・情報化といった時代の流れに的確かつ柔軟に対応していくため、体力と主体性・責任感のある行政運営を図ります。そのために、“三崎町行政改革大綱”に基づき、弾力的な行政組織・機構の編成や事務の効率化、職員の能力開発などの行政改革を積極的に推進します。また、本計画に沿ったまちづくりの長期的な展望のもと、事業の優先度や緊急度に応じた財源の重点配分を図り、効率的・効果的な財政運営に努め、健全財政の維持を図ります。</p> |

#### 男女共同参画

|     |  |
|-----|--|
| 伊方町 | <p>男女共同参画（基本計画より）<br/>家庭や地域そして社会活動における男女共同参画社会の実現に向けて、意識づくりや子育て環境の充実などを進めます。</p>   |
| 瀬戸町 | <p>男女共同参画<br/>各種審議会への女性の積極的な登用や、男女が同時に学ぶ講座や研修会などを通じて、女性の能力開発と男女共同参画社会に対する意識啓発を進めます。</p>  |
| 三崎町 | <p>男女共同参画社会<br/>性別役割の分担意識と男女不平等な慣習や慣行を解消し、町民一人ひとりが家庭・地域・職場等、社会のあらゆる分野に参画し、その個性や能力を十分に発揮しながら互いに主体性を持った生き方ができる男女共同参画社会の実現をめざします。そのために、「男女共同参画社会づくり行動計画」を策定し、男女が対等なパートナーとして社会に貢献できるよう、女性の社会参画機会や学習機会の拡充、男女が共に働きやすい環境の整備に努めます。</p> |

交流・地域づくり

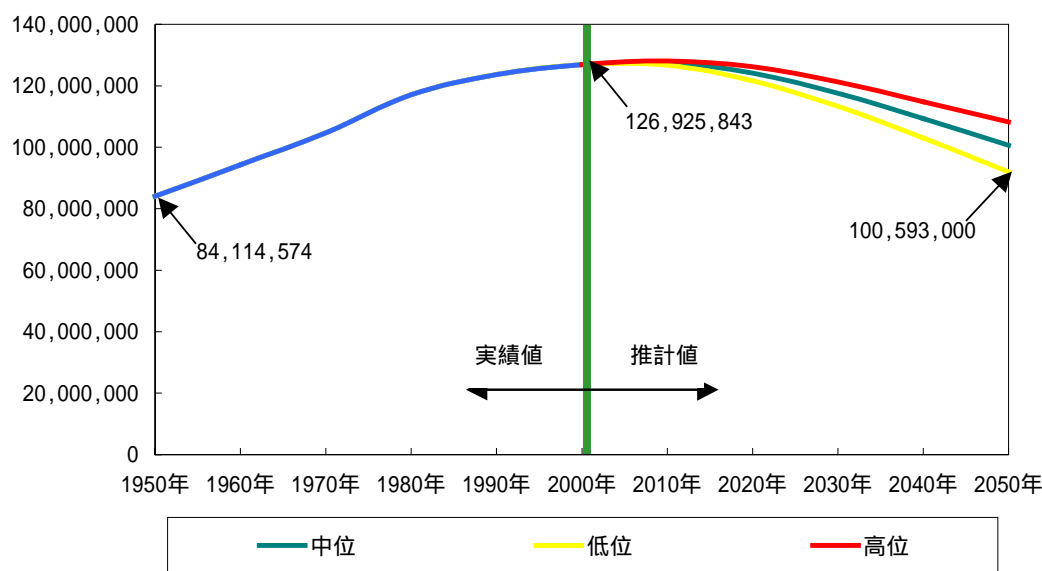
|     |   |
|-----|---|
| 伊方町 | <p>地域間交流・国際交流（基本計画より）</p> <p>北海道泊村などの全国の電源立地地域市町村との交流や姉妹都市交流、そして、今後とも国際交流を推進するため、米国レッドウィング市など海外都市との文化および人的交流を進めます。</p>  |
| 瀬戸町 | <p>地域間交流</p> <p>本町の持つ豊かな自然資源や人的資源を生かし、観光産業と連動した地域間交流を進めます。</p> <p>国際交流</p> <p>現在の中学生海外ホームステイ事業や日韓交流事業をはじめとする活発な相互交流を進めます。また、交流基盤整備として、町民が主体となった国際交流協会の設立について検討を進めます。</p> <p>住民参加</p> <p>積極的な広報・公聴活動を通じて町民の一体感を醸成しながら、個々の持つ多彩な能力や発想を活用して地域づくりに参画できる仕掛けづくりを進めます。</p>  |
| 三崎町 | <p>地域間交流</p> <p>地域間交流においては、教育・文化・スポーツ・ボランティア等の幅広い分野での交流事業の充実に努めると共に、観光事業との積極的な展開を図りながら、地域間交流のネットワーク化を推進します。</p> <p>地域コミュニティ</p> <p>自治意識の高揚と地域連携の強化を図るため、コミュニティ活動の拠点である施設の整備充実に努めると共に、地域リーダーの発掘・養成を行い、創意と工夫による個性ある自主的な地域づくりを促進し、各種コミュニティ活動の活性化を図ります。また、それらの活動が町民の郷土愛を高揚させ、町民の自主的・主体的な参画につながるよう、心と自治を育み、うるおいあるコミュニティの形成に努めます。</p> |

## 第5章 人口の見通し

### 1 国

現在は増加している国の総人口は、平成18年をピークに減少に転ずると予測されています。そして、平成26年には戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に達し、国民の4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えると考えられています。

【国の人口推計】(国立社会保障・人口問題研究所 / 平成14年1月中位推計)



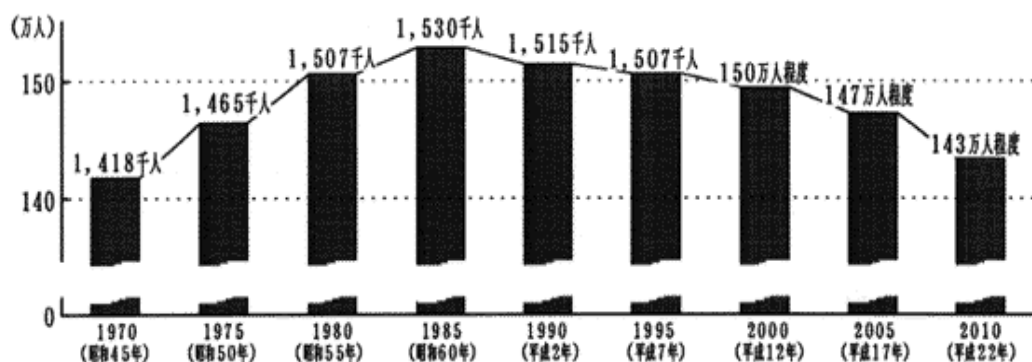
### 2 愛媛県

愛媛県の総人口は、1985年（昭和60年）の約153万人をピークにすでに減少傾向にあります。この10年間で、愛媛県の総人口は、約2万3千人、率では1.5%減少しました（同期間に、全国は3.7%増加）。

今後は、出生率の低下により、自然増減も減少（出生<死亡）に転じることが避けられない状況にあることから、2010年（平成22年）の県の推計総人口は、現在よりも約7万人減少し、143万人程度となります。



## 【県の人口推計】（第五次愛媛県長期計画）



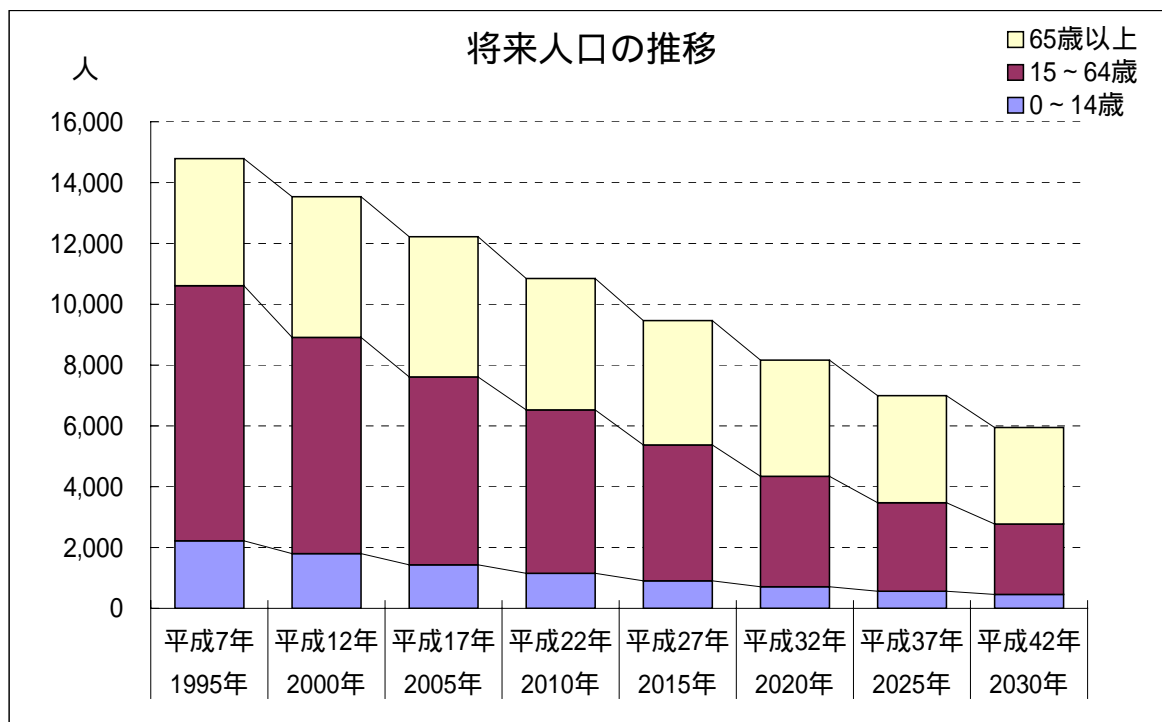
### 3 本地域

平成7年と12年の国勢調査（年齢別・性別人数）を基礎データに推計した場合、本地域の総人口は年々減少し、30年後は6,000人程度となることが予測されます。

すべての年代で減少しますが、中でも生産年齢人口の減少の影響が大きく、親となる世代の人口減少に伴い、子ども（年少人口）の減少も一段と進みます。一方、高齢人口は減少するものの、他の世代の減少がそれ以上に大きいことから高齢化率は上昇し続けます。そして、20年後は生産年齢人口を上回るものと予測されます。

この数値は、あくまでもこれまでの人口推移を基礎とした推計です。ただし、国の総人口も減少に転じること、愛媛県でも人口減少が進むことを考え合わせた場合、大規模な開発などによる人口増加要因がみられない本地域では、この地域の実情を前提に、新町の将来像を検討することが必要です。

【人口推計】（国立人口問題研究所 / 小地域簡易将来推計システムで算出）



|        | 国勢調査人口           |                  | 将来推計人口           |                  |                 |                 |                 |                 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        | 平成7年<br>1995年    | 平成12年<br>2000年   | 平成17年<br>2005年   | 平成22年<br>2010年   | 平成27年<br>2015年  | 平成32年<br>2020年  | 平成37年<br>2025年  | 平成42年<br>2030年  |
| 0～14歳  | 2,216<br>15.0%   | 1,798<br>13.3%   | 1,434<br>11.7%   | 1,149<br>10.6%   | 904<br>9.6%     | 708<br>8.7%     | 564<br>8.1%     | 451<br>7.6%     |
| 15～64歳 | 8,390<br>56.7%   | 7,110<br>52.5%   | 6,175<br>50.5%   | 5,377<br>49.6%   | 4,472<br>47.3%  | 3,633<br>44.5%  | 2,905<br>41.6%  | 2,320<br>39.0%  |
| 65歳以上  | 4,181<br>28.3%   | 4,628<br>34.2%   | 4,611<br>37.7%   | 4,320<br>39.8%   | 4,086<br>43.2%  | 3,817<br>46.8%  | 3,521<br>50.4%  | 3,173<br>53.4%  |
| 総数     | 14,787<br>100.0% | 13,536<br>100.0% | 12,220<br>100.0% | 10,846<br>100.0% | 9,462<br>100.0% | 8,158<br>100.0% | 6,990<br>100.0% | 5,944<br>100.0% |

上段：人数、下段：構成割合

## 第6章 町民意識

新町建設計画策定にあたっては、「新しいまちづくりに関する町民意向調査」（以下、アンケート調査）を3町で実施し、3町の魅力、新しいまちづくりへの要望、新町建設への意見などをうかがいました。

ここでは、その調査結果から町民の意識・意向をまとめます。

### （１）回答者の傾向

回答者の地域区分をみると、配布数に対する回答率に多少の差があるものの、地域ごとの世帯構成比率に応じる割合となっています。（下表参照）

また、回答者の性別をみると男性が多くなっています。実際は、3町全体の18歳以上人口は女性が若干多い状況ですが、この要因として、世帯あてに送付したために、世帯主となっている男性が多く回答したものと考えられます。これは、50代以上の各年代の割合が実際の年代別人口割合を上回っていることから推測できます。

居住年数は20年以上、職業は自営農業、会社員・団体職員・公務員、無職が多いことも、回答者の属性と産業構造から考えると、実際との大きな差はないものと考えられます。

50代以上の男性の意見が若干強く反映される傾向にはあるものの、地域区分を含めて現状と大きな差はない、つまり、本調査結果は、住民の意向をおおむね反映していると考えられます。

#### 【参考】

| 区 分 |       | 配布数に対する回答率 | 参 考   |        |
|-----|-------|------------|-------|--------|
|     |       |            | 世帯数   | 構成比    |
| 伊方町 | 伊方地域  | 36.3%      | 1,792 | 33.0%  |
|     | 町見地域  | 41.2%      | 764   | 14.1%  |
| 瀬戸町 | 三机地域  | 40.7%      | 656   | 12.1%  |
|     | 四ツ浜地域 | 45.2%      | 460   | 8.5%   |
| 三崎町 | 三崎地域  | 27.1%      | 1,198 | 22.1%  |
|     | 神松名地域 | 30.6%      | 558   | 10.2%  |
| 合 計 |       | 37.2%      | 5,428 | 100.0% |

注：但し、各町配布数に対する回答率は、不明分は算入していない。

## (2) 情報機器等の浸透度

コンピュータは全体の3割が所有しています。伊方地域（36%）や神松名地域（30%）で3割を超え、他の地域より高い所有率となっています。年齢別では10代・20代は6.5割、30代・40代は5.5割、50代は4.5割、60代は2割、70代は0.5割と、年齢が上がるにしたがって所有率は下がります。

インターネットは全体の2割が利用しています。年齢別では30代の5割が最も高く、10代・20代、40代は4割、50代は2.5割、60代は1割の利用となっています。

若年層ほどコンピュータやインターネットを利用している傾向はみられます。しかし、1世帯に1台というほどは普及していません。特に高齢者にとっては、まだなじみが薄いことがうかがえます。

今後の情報化社会への対応策や幅広いメディアの活用などは、こうした実情を踏まえた取組みが求められます。

### 【クロス分析】

|       |            | 全体            | 問1(6) コンピューター保有状況 |              |            |
|-------|------------|---------------|-------------------|--------------|------------|
|       |            |               | 持っている             | 持っていない       | 不明         |
| 合計    |            | 2021<br>100.0 | 580<br>28.7       | 1371<br>67.8 | 70<br>3.5  |
| 地域別   | 伊方地域（伊方町）  | 650<br>100.0  | 234<br>36.0       | 410<br>63.1  | 6<br>0.9   |
|       | 町見地域（伊方町）  | 315<br>100.0  | 79<br>25.1        | 234<br>74.3  | 2<br>0.6   |
|       | 三机地域（瀬戸町）  | 267<br>100.0  | 69<br>25.8        | 192<br>71.9  | 6<br>2.2   |
|       | 四ツ浜地域（瀬戸町） | 208<br>100.0  | 51<br>24.5        | 156<br>75.0  | 1<br>0.5   |
|       | 三崎地域（三崎町）  | 325<br>100.0  | 92<br>28.3        | 232<br>71.4  | 1<br>0.3   |
|       | 神松名地域（三崎町） | 171<br>100.0  | 52<br>30.4        | 115<br>67.3  | 4<br>2.3   |
|       | 年齢別        | 10・20代        | 76<br>100.0       | 50<br>65.8   | 26<br>34.2 |
| 30代   |            | 166<br>100.0  | 97<br>58.4        | 68<br>41.0   | 1<br>0.6   |
| 40代   |            | 272<br>100.0  | 152<br>55.9       | 120<br>44.1  | 0<br>0.0   |
| 50代   |            | 388<br>100.0  | 171<br>44.1       | 217<br>55.9  | 0<br>0.0   |
| 60代   |            | 440<br>100.0  | 75<br>17.0        | 357<br>81.1  | 8<br>1.8   |
| 70歳以上 |            | 627<br>100.0  | 33<br>5.3         | 579<br>92.3  | 15<br>2.4  |

|     |        | 全体            | 問1(7) インターネット利用状況 |              |            |
|-----|--------|---------------|-------------------|--------------|------------|
|     |        |               | 利用している            | 利用していない      | 不明         |
| 合計  |        | 2021<br>100.0 | 371<br>18.4       | 1547<br>76.5 | 103<br>5.1 |
| 年齢別 | 10・20代 | 76<br>100.0   | 28<br>36.8        | 48<br>63.2   | 0<br>0.0   |
|     | 30代    | 166<br>100.0  | 88<br>53.0        | 77<br>46.4   | 1<br>0.6   |
|     | 40代    | 272<br>100.0  | 104<br>38.2       | 167<br>61.4  | 1<br>0.4   |
|     | 50代    | 388<br>100.0  | 95<br>24.5        | 291<br>75.0  | 2<br>0.5   |
|     | 60代    | 440<br>100.0  | 38<br>8.6         | 391<br>88.9  | 11<br>2.5  |
|     | 70歳以上  | 627<br>100.0  | 17<br>2.7         | 568<br>90.6  | 42<br>6.7  |

### (3) 住まいの町に対する満足度

『満足度が高い』（満足＋やや満足）項目をみると、1位「自然環境の豊かさ」5割、2位「水道の整備状況」4割、3位「ごみの収集・処理の状況」3割です。一方、『満足度が低い』（やや不満＋不満）項目として、「働きがいのある職場」、「日常の買物の便利さ」、「男女平等意識や女性の社会参画」などを挙げています。

地域別にみても、『満足度が高い』あるいは『満足度が低い』項目は、6地域ともほぼ共通しています。しかし、その満足度のポイントに地域格差があり、特に「保健・医療サービスや施設整備」では、三机地域の満足度が群を抜いて高くなっています。また、合併意識別にみると、すべての項目において「合併肯定派」の満足度が高く、合併に対して消極的になるに従って、各項目の『満足度』が低くなっていきます。

満足度の割合をみると、地域ごとの特色がでてくるようです。また、全般的に町の環境に満足している傾向が高い方が、合併にも肯定的であることがうかがえます。

合併後のまちづくりは、全域的に『満足度が高い』項目をさらに充実していくと同時に、『満足度が低い』項目を着実に改善していくことが求められます。それは、自然環境を大切にする資源循環型の生活スタイルを基本にして、まちづくりの各分野で環境の向上や施策の充実に取り組むことです。その上で、各地域の特性を生かすような地域づくりが必要といえます。

## 【クロス分析】

|                   | 1位            | 2位            | 3位            | 4位            | 5位            | 6位            |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 問2 自然環境の豊かさ       | 四ツ浜地域<br>59.1 | 三崎地域<br>58.5  | 三机地域<br>54.7  | 伊方地域<br>49.7  | 神松名地域<br>49.1 | 町見地域<br>48.6  |
| 問2 水道の整備状況        | 三机地域<br>50.2  | 町見地域<br>49.5  | 四ツ浜地域<br>44.7 | 三崎地域<br>42.2  | 伊方地域<br>41.5  | 神松名地域<br>36.8 |
| 問2 ごみの収集・処理の状況    | 伊方地域<br>39.4  | 町見地域<br>38.7  | 三机地域<br>38.6  | 四ツ浜地域<br>29.8 | 三崎地域<br>23.1  | 神松名地域<br>22.8 |
| 問2 騒音・振動・悪臭等の環境   | 三机地域<br>40.4  | 四ツ浜地域<br>38.9 | 神松名地域<br>35.7 | 三崎地域<br>33.5  | 町見地域<br>32.7  | 伊方地域<br>27.2  |
| 問2 人情味や地域の連帯感     | 伊方地域<br>32.9  | 四ツ浜地域<br>29.8 | 町見地域<br>29.5  | 三崎地域<br>28.6  | 三机地域<br>28.5  | 神松名地域<br>25.1 |
| 問2 保健・医療サービスや施設整備 | 三机地域<br>43.4  | 町見地域<br>28.9  | 四ツ浜地域<br>26.4 | 伊方地域<br>26.3  | 三崎地域<br>11.4  | 神松名地域<br>10.5 |
| 問2 福祉サービスや施設整備の状況 | 三机地域<br>31.5  | 伊方地域<br>31.1  | 町見地域<br>29.8  | 四ツ浜地域<br>24.0 | 神松名地域<br>8.2  | 三崎地域<br>8.0   |
| 問2 火災や災害からの安全性    | 四ツ浜地域<br>26.0 | 伊方地域<br>24.6  | 町見地域<br>24.4  | 三崎地域<br>24.0  | 三机地域<br>22.8  | 神松名地域<br>17.5 |
| 問2 道路の整備状況        | 三机地域<br>27.0  | 伊方地域<br>24.5  | 四ツ浜地域<br>19.2 | 三崎地域<br>18.8  | 神松名地域<br>18.1 | 町見地域<br>14.6  |
| 問2 スポーツ活動や施設整備の状況 | 伊方地域<br>28.5  | 町見地域<br>21.0  | 三机地域<br>19.9  | 四ツ浜地域<br>13.9 | 三崎地域<br>12.0  | 神松名地域<br>10.5 |
| 問2 行政情報や行事情報の提供状況 | 町見地域<br>26.0  | 伊方地域<br>23.8  | 四ツ浜地域<br>19.7 | 三机地域<br>18.7  | 三崎地域<br>9.2   | 神松名地域<br>8.8  |
| 問2 下水・排水の処理状況     | 町見地域<br>24.1  | 三机地域<br>22.1  | 四ツ浜地域<br>20.2 | 神松名地域<br>19.3 | 伊方地域<br>14.3  | 三崎地域<br>14.2  |
| 問2 子どもの教育環境       | 町見地域<br>23.8  | 伊方地域<br>19.1  | 四ツ浜地域<br>16.3 | 三机地域<br>15.4  | 三崎地域<br>13.8  | 神松名地域<br>12.9 |
| 問2 公園・緑地・広場の整備状況  | 神松名地域<br>19.9 | 伊方地域<br>18.3  | 三机地域<br>16.9  | 町見地域<br>16.8  | 四ツ浜地域<br>12.0 | 三崎地域<br>7.1   |
| 問2 生涯学習活動、芸術・文化活動 | 伊方地域<br>14.9  | 町見地域<br>13.7  | 四ツ浜地域<br>12.5 | 神松名地域<br>10.5 | 三机地域<br>10.5  | 三崎地域<br>8.0   |
| 問2 国内外との交流活動      | 伊方地域<br>20.8  | 町見地域<br>14.3  | 四ツ浜地域<br>7.2  | 三机地域<br>6.7   | 神松名地域<br>4.1  | 三崎地域<br>2.2   |
| 問2 交通機関の便利さ       | 三崎地域<br>12.9  | 伊方地域<br>11.7  | 三机地域<br>11.2  | 町見地域<br>6.7   | 神松名地域<br>6.4  | 四ツ浜地域<br>6.3  |
| 問2 男女平等意識や女性の社会参画 | 町見地域<br>11.7  | 伊方地域<br>10.5  | 四ツ浜地域<br>9.6  | 三机地域<br>7.5   | 三崎地域<br>6.5   | 神松名地域<br>5.8  |
| 問2 日常の買物の便利さ      | 三崎地域<br>11.4  | 神松名地域<br>10.5 | 町見地域<br>9.5   | 伊方地域<br>8.8   | 三机地域<br>8.2   | 四ツ浜地域<br>3.8  |
| 問2 働きがいのある職場      | 伊方地域<br>10.5  | 町見地域<br>7.0   | 三机地域<br>6.7   | 四ツ浜地域<br>5.3  | 三崎地域<br>4.6   | 神松名地域<br>2.9  |

「網掛け」は1位の満足度との差が5ポイント以上ある地域

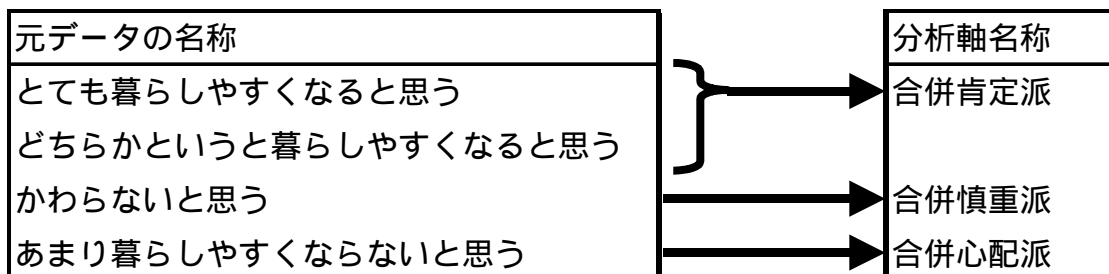
【合併意識別】

|                   | 合併肯定派 | 合併慎重派 | 合併心配派 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 問2 自然環境の豊かさ       | 68.0  | 51.4  | 46.7  |
| 問2 水道の整備状況        | 53.3  | 42.9  | 38.7  |
| 問2 ごみの収集・処理の状況    | 44.5  | 32.9  | 28.3  |
| 問2 騒音・振動・悪臭等の環境   | 43.0  | 32.1  | 27.0  |
| 問2 人情味や地域の連帯感     | 39.7  | 30.4  | 22.2  |
| 問2 保健・医療サービスや施設整備 | 30.9  | 25.7  | 19.7  |
| 問2 福祉サービスや施設整備の状況 | 28.7  | 25.0  | 19.2  |
| 問2 火災や災害からの安全性    | 30.5  | 23.9  | 19.2  |
| 問2 道路の整備状況        | 32.0  | 20.5  | 15.1  |
| 問2 スポーツ活動や施設整備の状況 | 26.8  | 20.2  | 15.1  |
| 問2 行政情報や行事情報の提供状況 | 31.6  | 17.6  | 14.5  |
| 問2 下水・排水の処理状況     | 25.4  | 16.6  | 15.6  |
| 問2 子どもの教育環境       | 20.6  | 18.0  | 13.4  |
| 問2 公園・緑地・広場の整備状況  | 19.5  | 14.6  | 13.8  |
| 問2 生涯学習活動、芸術・文化活動 | 16.2  | 12.2  | 9.3   |
| 問2 国内外との交流活動      | 13.6  | 12.5  | 8.4   |
| 問2 交通機関の便利さ       | 15.1  | 9.7   | 6.9   |
| 問2 男女平等意識や女性の社会参画 | 10.3  | 9.3   | 7.3   |
| 問2 日常の買物の便利さ      | 11.4  | 8.1   | 7.8   |
| 問2 働きがいのある職場      | 12.5  | 7.0   | 4.8   |

「網掛け」は各地域で40%以上の項目

【分析軸の説明】

問7の4つのカテゴリを、合併意識別に「合併肯定派、合併慎重派、合併心配派」の3つに分類し、クロス集計を行いました。



#### (4) 合併に対する意識

合併に対する住民の意識をみると、「かわらないと思う」（合併慎重派）が圧倒的に高いことがわかります。

地域別にみると、合併肯定派（「とても暮らしやすくなると思う」と「どちらかという暮らしやすくなると思う」をあわせた割合）は、伊方地域（1割）、町見地域（1割）、三机地域（2割）、四ツ浜地域（2割）、三崎地域（1.5割）、神松名地域（1割）となり、3町の中では瀬戸町（三机地域、四ツ浜地域）の割合が高くなっています。

年齢別にみると、10～30代といった若年層は「どちらかという暮らしやすくなると思う」（合併肯定派）の割合が他の年代に比べて高い一方、60代以上の高齢層は「あまり暮らしやすくないと思う」（合併心配派）の割合が他の年代に比べて高いことがわかります。

町民は、全体的には合併によるまちの活性化に対しては慎重になっており、それほど期待していないともいえます。中でも、3町に長年住んでいる高齢層は、合併に対して懐疑的であることがわかります。一方、若年層は大きくはないがそれなりに期待していることもうかがえます。

新町のまちづくりについては、こうした住民意識を前提に、合併によるまちの活性化や住民サービスの向上などを、目に見える形で着実に実施していくことが大切となります。しかし、もう一方では、現在住んでいる住民のみならず、長期的な展望に立った施策の推進も必要となります。



【クロス分析】

|       |            | 全体            | 問7 3町合併による効果   |                    |              |                |            |
|-------|------------|---------------|----------------|--------------------|--------------|----------------|------------|
|       |            |               | とても暮らしやすくなると思う | どちらかという暮らしやすくなると思う | かわらないと思う     | あまり暮らしやすくないと思う | 不明         |
| 合計    |            | 2021<br>100.0 | 28<br>1.4      | 244<br>12.1        | 1190<br>58.9 | 463<br>22.9    | 96<br>4.8  |
| 地域別   | 伊方地域（伊方町）  | 650<br>100.0  | 13<br>2.0      | 57<br>8.8          | 429<br>66.0  | 133<br>20.5    | 18<br>2.8  |
|       | 町見地域（伊方町）  | 315<br>100.0  | 1<br>0.3       | 32<br>10.2         | 192<br>61.0  | 78<br>24.8     | 12<br>3.8  |
|       | 三机地域（瀬戸町）  | 267<br>100.0  | 4<br>1.5       | 46<br>17.2         | 143<br>53.6  | 64<br>24.0     | 10<br>3.7  |
|       | 四ツ浜地域（瀬戸町） | 208<br>100.0  | 1<br>0.5       | 43<br>20.7         | 108<br>51.9  | 45<br>21.6     | 11<br>5.3  |
|       | 三崎地域（三崎町）  | 325<br>100.0  | 6<br>1.8       | 42<br>12.9         | 191<br>58.8  | 75<br>23.1     | 11<br>3.4  |
|       | 神松名地域（三崎町） | 171<br>100.0  | 0<br>0.0       | 13<br>7.6          | 95<br>55.6   | 52<br>30.4     | 11<br>6.4  |
|       | 年齢別        | 10・20代        | 76<br>100.0    | 1<br>1.3           | 14<br>18.4   | 50<br>65.8     | 11<br>14.5 |
| 30代   |            | 166<br>100.0  | 3<br>1.8       | 30<br>18.1         | 107<br>64.5  | 25<br>15.1     | 1<br>0.6   |
| 40代   |            | 272<br>100.0  | 9<br>3.3       | 30<br>11.0         | 170<br>62.5  | 61<br>22.4     | 2<br>0.7   |
| 50代   |            | 388<br>100.0  | 4<br>1.0       | 39<br>10.1         | 259<br>66.8  | 76<br>19.6     | 10<br>2.6  |
| 60代   |            | 440<br>100.0  | 3<br>0.7       | 54<br>12.3         | 246<br>55.9  | 123<br>28.0    | 14<br>3.2  |
| 70歳以上 |            | 627<br>100.0  | 8<br>1.3       | 73<br>11.6         | 343<br>54.7  | 155<br>24.7    | 48<br>7.7  |

## (5) 新たなまちづくりの優先施策

『優先度が高い』(1位+2位)分野をみると、1位「健康・福祉を重視するまちづくり」5割超、2位「産業振興を重視するまちづくり」5割です。ただし、第1位だけみると、「産業振興」の3割が最も高くなっています。

一方、『優先度が低い』(4位+5位)分野は、「住民自治を重視するまちづくり」、「教育・文化を重視するまちづくり」です。

地域別にみても、「健康・福祉」と「産業振興」の『優先度』が高くなっています。ただし、三崎地域では「健康・福祉」と「産業振興」の差が大きくなっています。

合併意識別にみると、いずれも「健康・福祉」が最も高くなっていますが、中でも「合併心配派」「合併慎重派」の割合が「合併肯定派」と比べて高くなっています。また、「合併肯定派」は「産業振興」よりも「自然環境を重視するまちづくり」の割合が高くなっています。

町民は、「健康・福祉」と「産業振興」といった、生活の質の向上に資する施策を重視した、まちづくりを望んでいることがわかります。同時に、自然環境も大切にすることも求められていると考えられます。

『合併心配派』の「健康・福祉」割合が最も高いことは、「最も優先して欲しい。しかし、あまり期待できない。従って、合併しても暮らしやすくはならない」という考えが推測されます。しかしながら、それを逆に考えれば、「健康・福祉」の充実を最も望んでいると捉えることもできます。

一方、これからの福祉分野は“地域で支えあう力”が最も必要とされる分野であり、「住民自治」の推進を抜きにして、福祉分野の充実は望めません。また、福祉に限らず、これからのまちづくりに最も大切な住民自治意識の醸成・向上、住民・地域・行政などとの“協働”によるまちづくりも重要となります。

【クロス分析】(地域別/合併意識別)

|                    | 伊方町  |      | 瀬戸町  |       | 三崎町  |       |
|--------------------|------|------|------|-------|------|-------|
|                    | 伊方地域 | 町見地域 | 三机地域 | 四ツ浜地域 | 三崎地域 | 神松名地域 |
| 問3 健康・福祉を重視するまちづくり | 55.2 | 51.4 | 54.3 | 51.4  | 62.8 | 51.5  |
| 問3 産業振興を重視するまちづくり  | 49.8 | 51.4 | 42.3 | 52.9  | 42.8 | 46.2  |
| 問3 自然環境を重視するまちづくり  | 40.0 | 42.5 | 40.1 | 39.9  | 33.8 | 33.9  |
| 問3 住民自治を重視するまちづくり  | 16.0 | 19.7 | 26.6 | 20.2  | 20.0 | 28.7  |
| 問3 教育・文化を重視するまちづくり | 24.8 | 20.3 | 19.1 | 17.3  | 20.0 | 10.5  |

|                    | 合併肯定派 | 合併慎重派 | 合併心配派 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 問3 健康・福祉を重視するまちづくり | 51.1  | 56.0  | 57.7  |
| 問3 産業振興を重視するまちづくり  | 44.9  | 49.8  | 44.5  |
| 問3 自然環境を重視するまちづくり  | 46.7  | 40.3  | 33.0  |
| 問3 住民自治を重視するまちづくり  | 20.6  | 18.5  | 26.1  |
| 問3 教育・文化を重視するまちづくり | 22.8  | 19.5  | 21.6  |

「1位」+「2位」をまちづくり推進優先事項として算出

「網掛け」は50%以上の項目

(6) 合併への期待と不安

まちづくり分野の期待度

5割以上が『期待している』項目は、「保健・医療・福祉環境の充実」、「魅力あるまちづくりへの取組み」、「行政の効率化や経費の節減」、「若者の定住化促進」「産業の活性化」です。一方、『期待していない』項目は、「大規模事業などの推進」が最も高くなっています。『どちらともいえない』項目は、「スポーツ・文化・生涯学習活動、住民活動の活性化」、「大規模事業などの推進」が高くなっています。地域別にみても全体傾向と同様です。ただし、同じ町内で比較すると、伊方町では町見地域の「効果的な事業の実施」、「若者の定住化促進」の割合が高く、三崎町では神松名地域の「保健・医療・福祉環境の充実」の割合が高くなっています。また、瀬戸町では四ツ浜地域の「若者の定住化促進」の割合が若干高くなっています。合併意識別にみると、『合併肯定派』は多くの分野に期待していることがわかります。また、合併に対して消極的になるに従って、各項目の『期待度』が低くなっていきます。ただし、『合併心配派』でも「保健・医療・福祉環境の充実」の期待度は5割を超えています。

## 合併への不安感

4割以上が『心配している』項目は、「中心部と周辺地域との格差が生じる」、「きめ細かな行政サービスが難しくなる」、「住民の意見が行政に反映しにくくなる」です。一方、『心配していない』項目は、「郷土愛や地元意識が薄れる」が最も高くなっています。

地域別でみると、はっきりとした意識の差がみられます。各地域で最も高い割合は、伊方地域「公共料金など住民負担の増大」、町見地域「中心部と周辺地域との格差」、三机地域「中心部と周辺地域との格差」と「きめ細かな行政サービスが難しくなる」、四ツ浜地域「役場への距離が遠くなり、不便になる」、三崎地域「住民の意見が行政に反映しにくくなる」、神松名地域「中心部と周辺地域との格差」となっています。

合併意識別にみると、『合併心配派』は、ほとんどの分野で心配していることがわかります。また、合併に対して消極的になるに従って、各項目の『心配度』がおおむね高くなっていきます。ただし、『合併肯定派』でも「中心部と周辺地域との格差」、の心配度は4割を超えています。

これらの設問は、合併によるまちづくりに対して、住民が何を期待しているのか、そして、どのようなことを心配しているのかを把握するものです。

期待することとして、「保健福祉」や「産業振興」などを主とした魅力あるまちづくりを望んでいます。これは、(5)「まちづくりの優先施策」の結果とも合致します。

一方、心配している点は、「中心部と周辺地域との格差拡大」や「きめ細かな行政サービス」などを挙げています。住民にとっては合併によって組織的にも、面積的にも大きくなることによって、細部まで目が行き届かなくなるという不安感、中心部だけ発展して周辺地域は過疎化が進むという不安感が大きいことがわかります。特に、伊方地域以外の地域にその意識が強くなっています。

この期待と不安の結果、さらには、「大規模事業」はそれほど期待していないことなども考え合わせると、不安を払拭する施策推進はもちろんのこと、各地域との協議などを十分かつ日常的に行いながら、精神的にも経済的にも安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。また、地域性を考慮した施策の展開も必要でしょう。

【クロス分析】（地域別 / 合併意識別）

合併後の期待事項

|                       | 伊方町  |      | 瀬戸町  |       | 三崎町  |       |
|-----------------------|------|------|------|-------|------|-------|
|                       | 伊方地域 | 町見地域 | 三机地域 | 四ツ浜地域 | 三崎地域 | 神松名地域 |
| 問4 保健・医療・福祉環境の充実      | 60.6 | 59.7 | 65.5 | 64.9  | 62.8 | 68.4  |
| 問4 魅力あるまちづくりへの取り組み    | 60.9 | 63.2 | 62.2 | 65.4  | 63.1 | 63.7  |
| 問4 行政の効率化や経費の節減       | 58.2 | 59.0 | 53.9 | 54.8  | 55.7 | 59.1  |
| 問4 若者の定住化促進           | 53.8 | 60.3 | 57.7 | 62.0  | 53.5 | 49.7  |
| 問4 産業の活性化             | 55.2 | 52.7 | 55.8 | 53.4  | 52.9 | 55.6  |
| 問4 効果的な事業の実施          | 44.5 | 50.8 | 49.4 | 49.0  | 44.3 | 46.8  |
| 問4 町民に開かれた行政運営の推進     | 46.3 | 48.3 | 46.1 | 42.8  | 44.0 | 46.8  |
| 問4 スポーツ・文化・生涯学習活動の活性化 | 39.8 | 38.7 | 39.3 | 35.6  | 32.3 | 31.0  |
| 問4 大規模事業などの推進         | 26.6 | 27.3 | 30.7 | 28.8  | 28.9 | 31.6  |

|                       | 合併肯定派 | 合併慎重派 | 合併心配派 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 問4 保健・医療・福祉環境の充実      | 76.5  | 63.1  | 55.7  |
| 問4 魅力あるまちづくりへの取り組み    | 79.8  | 63.3  | 49.5  |
| 問4 行政の効率化や経費の節減       | 71.7  | 57.6  | 48.6  |
| 問4 若者の定住化促進           | 70.2  | 56.3  | 46.9  |
| 問4 産業の活性化             | 70.6  | 54.5  | 45.4  |
| 問4 効果的な事業の実施          | 64.0  | 46.4  | 38.4  |
| 問4 町民に開かれた行政運営の推進     | 61.8  | 45.4  | 36.9  |
| 問4 スポーツ・文化・生涯学習活動の活性化 | 58.1  | 36.1  | 27.6  |
| 問4 大規模事業などの推進         | 48.2  | 26.6  | 21.2  |

「網掛け」は50%以上の項目

合併後の心配点

|                          | 伊方町  |      | 瀬戸町  |       | 三崎町  |       |
|--------------------------|------|------|------|-------|------|-------|
|                          | 伊方地域 | 町見地域 | 三机地域 | 四ツ浜地域 | 三崎地域 | 神松名地域 |
| 問6 中心部と周辺地域との格差が生じる      | 37.2 | 53.3 | 54.7 | 51.9  | 52.9 | 58.5  |
| 問6 きめ細かな行政サービスが難しくなる     | 43.5 | 43.8 | 54.7 | 51.4  | 50.5 | 55.6  |
| 問6 住民の意見が行政に反映しにくくなる     | 36.0 | 39.7 | 49.1 | 49.0  | 56.0 | 48.5  |
| 問6 公共料金など、住民負担が増大する      | 47.1 | 42.5 | 34.5 | 34.6  | 36.9 | 32.7  |
| 問6 役場への距離が遠くなり、不便になる     | 19.4 | 34.6 | 51.7 | 61.5  | 53.8 | 54.4  |
| 問6 公共投資の分散で効果的な事業ができなくなる | 30.2 | 29.5 | 27.0 | 29.3  | 36.0 | 36.8  |
| 問6 伝統や文化など、地域の個性や特徴が失われる | 22.3 | 19.7 | 25.5 | 21.6  | 29.8 | 24.0  |
| 問6 郷土愛や地元意識が薄れる          | 19.7 | 17.5 | 16.5 | 16.3  | 22.8 | 24.0  |

|                          | 合併肯定派 | 合併慎重派 | 合併心配派 |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| 問6 中心部と周辺地域との格差が生じる      | 40.4  | 46.3  | 63.3  |
| 問6 きめ細かな行政サービスが難しくなる     | 34.9  | 46.1  | 66.7  |
| 問6 住民の意見が行政に反映しにくくなる     | 39.3  | 40.3  | 63.1  |
| 問6 公共料金など、住民負担が増大する      | 26.8  | 38.6  | 56.4  |
| 問6 役場への距離が遠くなり、不便になる     | 37.1  | 37.4  | 51.8  |
| 問6 公共投資の分散で効果的な事業ができなくなる | 23.5  | 27.3  | 47.5  |
| 問6 伝統や文化など、地域の個性や特徴が失われる | 22.4  | 20.9  | 35.2  |
| 問6 郷土愛や地元意識が薄れる          | 15.4  | 17.1  | 30.7  |

「網掛け」は50%以上の項目

## (7) 地域づくりへの参加意欲

いずれの項目も、「どちらともいえない」の割合が4~5割と最も高くなっています。すべての項目の「参加していきたい」が2~3割で、「参加したくない」の割合をいずれも上回っています。中では「行政運営に関すること」への参加意欲が最も低くなっています。

地域別に「参加していきたい」割合をみても全体傾向と同様です。ただし、四ツ浜地域では「地域づくり活動に関すること」への参加意向が最も高くなっています。

合併意識別にみると、『合併肯定派』は地域づくりなどへの参加意欲がいずれも5割と高くなっています。また、合併に対して消極的になるに従って参加意欲が低くなっていきます。

調査結果からは、地域づくりなどに積極的に参加していこうという意識の方が、合併に対して肯定的であることがわかります。

(5)の考察でも述べたように、これからはまちづくりに最も大切な住民自治の意識を醸成していかなければなりません。地域ごとの住民意識に差がみられることから、地域の実情を踏まえながら、少しずつでも住民自治意識が広がるよう、地域と一緒にあって取り組んでいく必要があります。

### 【クロス分析】(地域別/合併意識別)

|                   | 伊方町  |      | 瀬戸町  |       | 三崎町  |       |
|-------------------|------|------|------|-------|------|-------|
|                   | 伊方地域 | 町見地域 | 三机地域 | 四ツ浜地域 | 三崎地域 | 神松名地域 |
| 問5 ボランティア活動に関すること | 37.5 | 36.2 | 31.5 | 30.3  | 33.5 | 32.7  |
| 問5 地域づくり活動に関すること  | 36.9 | 34.3 | 31.8 | 37.5  | 32.9 | 28.7  |
| 問5 行政運営に関すること     | 20.9 | 24.1 | 18.4 | 22.1  | 20.3 | 19.3  |

|                   | 合併肯定派 | 合併慎重派 | 合併心配派 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 問5 ボランティア活動に関すること | 50.4  | 34.2  | 29.4  |
| 問5 地域づくり活動に関すること  | 54.0  | 33.7  | 28.1  |
| 問5 行政運営に関すること     | 43.0  | 18.1  | 18.4  |

## 第7章 合併の意義

### 第1節 合併の一般的効果

市町村合併の一般的な効果についてまとめます。

#### (1) 新しいまちづくりの実現

広域的視点から重点的、効率的な投資が可能となる。

公共施設の一体的かつ効率的な整備や他の施設への転換が可能となる。

重複投資が避けられ、従来に比べて大規模で質の高い施設整備ができる。

道路、公園、公共下水道など、生活基盤の整備が計画的に実施できる。

文化施設やスポーツ施設などの公共施設の相互利用が可能となる。

#### (2) 行政サービスの向上・町民負担の軽減

多様化、高度化する行政需要に一層対応した行政サービスの提供が可能となる。

高齢化が急速に進行する中、多様化する高齢者福祉施策の充実が図られる。

行政組織の見直しや充実により、サービスの一元化が図られる。

窓口サービスが多くの場所で利用可能となる。

地域情報化により、行政への町民参加が図られる。

行財政運営の効率化・合理化により生じる財源等で、町民負担の軽減が図られる。

### ( 3 ) 行財政基盤の強化

財政規模が大きくなり、財政基盤の安定が図られる。

特別職や議員数の減少、職員の適正配置により人件費の削減が図られる。

間接的経費である議会費や総務費などは、経費の縮減が図られる。

広域的な公共事業が可能となり、計画的かつ効率的な投資ができる。

専門スタッフの養成が容易となり、高度化する行政サービスへの対応が図られる。

企画力や政策立案能力の形成など、自治体の経営能力を向上させることができる。

職員間の意識の向上、研修の円滑な実施などにより職員のレベルアップが図られる。



## 第2節 本地域における合併の意義・効果

市町村合併の一般的な効果を踏まえて、伊方町・瀬戸町・三崎町3町の合併の意義・効果についてまとめます。

### (1) “新しいまちづくり”のチャンス

3町の将来人口は、30年後に現在のおおよそ半分になると予測されています。また、子育て世代の減少に伴う少子化と、若年層の転出に伴う人口の高齢化は国よりも速く進んでおり、20年後には高齢人口が生産年齢人口を上回るという、高齢者中心の社会になると予測されています。

このような、これまでに経験したことのない社会を迎えるにあたっては、住民・地域・行政が一体となり、地域の実情に適した将来にわたって持続可能な“新しいまちづくり”の目標を定める必要があり、今こそ、その絶好の機会といえます。

### (2) 時代潮流に適合した地域イメージの確立

成熟社会といわれるこれからの時代においては、人口規模や経済力といった総量的な拡大よりも、まちの個性や魅力を磨き、文化性や快適性なども含めた“豊かさ”という質的な面を向上させることが特に重要になっています。また、地域間競争の時代に突入している今日だからこそ、“個の豊かさ”を感じさせる地域イメージがより重要となっています。

本地域は、“日本一”の佐田岬半島という個性を有しており、また、年間を通じた温暖な気候、全国に誇る農産物と水産物、風光明媚な景観、多様なレクリエーション資源、世界を代表する人物の故郷など、数多くの個性が存在しています。

時代が求める心の豊かさを実感できる環境と、独自の地域イメージを創造していくためには、これら3町の持つ魅力的かつ多様な資源を生かしながら、3町が一体となって、より広域的かつ密接に連携して、“新しいまちづくり”に取り組むことが最も効果的であると考えられます。

### ( 3 ) 高い地域ポテンシャルの活用

本地域は、九州と四国をつなぐ玄関口として重要な役割を担っています。また、町民の満足度が最も高い自然環境をはじめ、豊かな農産物・水産物、高度な情報基盤、多様なエネルギー資源など、ひとつひとつの“地域ポテンシャル（潜在能力＝発展の可能性）”は高いといえるでしょう。

より広い視点に立ち、この地域ポテンシャルを生かす政策や重点的・効果的な財政投資による地域ポテンシャルの倍増など、3町の合併効果を発揮することで、2世代、3世代先に、四国の中で独自の個性を持った“キラリと光るまち”とすることも十分に可能です。

### ( 4 ) 3町のめざすまちづくりのスピードアップ

3町の合併は、まちづくりにとって数々のメリットがあります。

第1に、共通の将来像を志す3町では、合併効果によってこれまでのまちづくりを一層加速させることができます。

第2に、解決すべき課題は同じ産業振興において、農業、水産業、観光、商業において、より密接な連携と支援が図られること、また、合併というスケールメリットを生かした地域密着型ビジネスなどの新たな起業、多様な観光資源を生かす新しい魅力づくりなど、新たな展開の可能性もできます。それによって、町民が身近に合併によるまちの活性化を感じることでしょう。

第3に、町民の最も強い願いである保健福祉分野について、専門性の向上や保健・医療・福祉の連携強化、施設の広域利用や地域医療体制の強化など、暮らしやすさの向上が図られることでしょう。また、より質の高い施設整備が可能となります。

第4に、教育・文化分野について、より広域的に様々な人材を確保できることは、多くの歴史や文化に触れることにつながります。また、子ども達や高齢者がより多くの交流機会を持ち、教育やスポーツにより多くの地域資源を活用することができます。

第5に、基盤整備について、地域活性化のための最重要課題となっている幹線道路とアクセス道路のネットワーク整備の実現や、3町に既に整備されている情報基盤（八西CATV）を活用した医療、福祉、教育分野などにおける住民のQOL（生活の質）の向上が進むことが大いに期待されます。

第6に、町民が大切にしている自然環境保全をはじめとする生活環境分野は、合併を契機にした広域的・一体的な取り組みのもと、佐田岬全体の環境

保全が図られることとなります。住民参加についても、合併を契機に“協働”や“住民自治”の気運が高まることが期待されます。

#### (5) 地域の発展を支える行財政運営の強化

人口減少傾向が持続すると予想されています。生産年齢人口の減少は、町民税や地域の消費量の減少等が危惧され、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因ともなります。年少人口の減少は、次代を担う人材という点で、まちづくりの根幹に関わることとなります。また、高齢化率の上昇は、福祉や医療面での行政課題を増大させることとなります。そして、総人口の減少は地域の過疎化を進め、まちの活性化に大きな影響を与えることとなります。

こうした影響が考えられるまちの将来を勘案した場合、定住促進による人口減少の抑制とともに、地域の活性化に取り組むことが求められています。

一方、地方分権の進展や行政需要の多様化と高度化など、行政の能力や体力の違いが住民サービスや地域の活性化に大きく影響する時代になりました。そのため、政策立案能力の向上や専門的人材の育成など、行政体制を強化することが必要になっています。

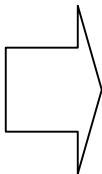
また、独自の施策を展開するための財政基盤強化が不可欠になり、そのために行財政運営の合理化・効率化を図りながら、同時に効果的な財政投資を行い、新しい産業の振興による財政の安定性の確保や個人所得の拡大に努めることが望まれています。

これからの地域の発展とそれを推進する自治体の新しい役割を考えた場合、3町の職員が結集し、本地域にふさわしい効率的・専門的な組織を構築し、重点的な財政投資を行うことが求められます。そのためには、3町がひとつの町として取り組んでいくことが最も効果的・効率的であると考えられます。

### 第3節 合併で懸念される事項への対応

市町村合併の際に一般的に指摘されているいくつかの懸念事項について、どのような対応が考えられるかを整理します。

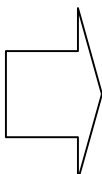
合併しても中心部だけ良くなり、周辺部が取り残される。



3町の場合、公民館や集会所などを拠点とした地域自治が活発に行われています。また、3町という比較的小規模の合併ゆえに、地理的に広範囲にならないこともメリットとなります。

しかし、アンケート結果では、中心部と周辺部の格差を心配する意見が多かったことから、新町のまちづくりでは、このような懸念がでないよう、地域活動を中心としたまちづくりを一層推進するとともに、必要な公共施設についても、まちづくりの長期的な視点から適正な配置を検討することが必要となります。

議員数の減少によって、住民の意見が反映されにくくなる。

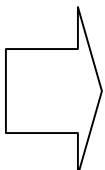


合併特例法では地域の意向が新しいまちづくりに反映できるよう、合併前の町単位ごとに「地域審議会」を設置することができるようになっています。また、平成15年4月の地方税制調査会の中間報告では新たに「地域自治組織」の設置が提言されています。

しかし、3町ともこれまで各地域との連携は様々な形で行われており、それらを基礎として、町民や地域の声に耳を傾けることは、新町でも変わらずに行っていくことを考えています。「地域審議会」設置もその有効性を含めて十分に検討しています。

そして、これからは、町民が主役となるまちづくりを一層進めていくことが、大切であると考えています。

合併後の役場は一つになることから、役場が遠くなり、不便になる。

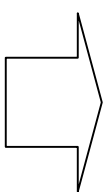


合併後もそれまでの役場は、支所や出張所として通常使われ、窓口サービスは今までと変わりなく受けることが可能です。また、将来的には情報基盤を整備することで、コンピュータなどによる申請や証明書等を発行するシステムを導入することにより、地理的な距離という問題が解消されると考えられます。

3町という小規模の合併ゆえに、地理的に広範囲にならないこと、3町を結ぶ幹線道路がおおむね整備されていることもメリットとなります。

さらに、現在の庁舎に本庁と総合支所という機能を持たせることで、町民サービスを低下することなく対応することが十分に可能と考えています。

中長期的に職員数が削減されることにより、行政サービスの低下につながる。



3町の職員数は、合わせて300人程度です。合併によって中長期的には適正な規模に削減していくため、上記のような懸念が生じると考えますが、削減は各種施策の展開や職員構成のバランス等を勘案しながら計画的に行います。

また、合併して現在のサービスを低下させないよう、総合支所の機能について十分な検討を行っています。また、専門職の養成とともに、総合的な能力を備えた住民に身近な職員の養成を行うことで、高度化・多様化する町民ニーズに十分に対応できると考えています。

ただし、これからは、町民と行政の適切な機能分担による“協働のまちづくり”をめざしており、行政の役割もその実現に向けて変革していくことが求められると考えています。

## 第8章 新町の将来像

### 1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念とは、新町のまちづくりを進めるにあたって基本となる考え方をいいます。

伊方町・瀬戸町・三崎町では、全国の地方都市と同様に、過疎化と同時に少子化・高齢化が急速に進展し、それが地域経済や地域づくりに大きく影響しています。その中で3町の町民は、“豊かな自然環境に囲まれ、働きながら安心して暮らしていきたい”と願っています。

こうした情勢の中、伊方町・瀬戸町・三崎町が合併した新町は、3町に共通する地域特性である豊かな自然環境を最大限に活用した産業の振興、次世代の育成、地域の活性化などによる、町民生活の安定と発展に取り組むことが求められます。

しかし、地域づくりやまちづくりは、行政だけで取り組むものではありません。

新町の発展にとって、一人ひとりが“自分の手による自分たちのまちづくり”に取り組むことが最も大切であり、一人ひとりの行動が、市町村合併の目的である“地域特性を生かしたまちづくり(=地方分権)”を推進する大きな力となります。町民は、一人ひとりが知恵と個性を積極的に発揮すること、地域は、支えあいながら暮らしやすい地域づくりを進めること、行政は、時代の変化に積極的に対応し、機能的かつ効果的な運営を図ることが役割となります。それぞれの役割を果たし、町民・地域・行政が三位一体となって、“自分たちのまちの創造”に向けて努力することが、新町の将来の発展につながると考えます。

こうした考え方を基本(基本理念)に新町のまちづくりを進めます。このことを、次のように表現します。

**町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり**

## 2 新町の将来像

まちの将来像とは、まちづくりの基本理念に基づき、「このようなまちをめざす」という、新町のめざす姿となるものです。

まちの将来像を、次のように設定します。

### よろこびの風薫るまち 新 いかた

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にすまち～

人口の減少、少子化と高齢化、産業構造の変化に直面する中、3町がひとつの新しいまちとして、町民と地域を守り、21世紀を通じた発展をめざすためには、なによりもまず、まちの暮らしへの満足感と郷土への誇りを一人ひとりが持つことが最も大切と考えています。そこでまず、私たちは、町民がいつまでも生きがいを持って暮らすことのできる「生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち」と、郷土の自然や歴史文化を生かした「郷土に誇りを持ち、笑顔あふれる人が集うまち」をつくろうと考えています。そのために、地域の力を合わせる“合力(こうろく)”の精神を復活させるとともに、この佐田岬の多彩な資源を生かした人づくりを進めていきます。

この安心できる暮らしと学習環境の形成は、天からの贈り物である佐田岬の豊かな自然と調和する生活環境と確かな経済基盤に支えられて、初めて実現できます。そこで、私たちは、「快適で、温かいふれあいの広がるまち」と「海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち」をつくろうと考えています。そのために、集落を結ぶ公共交通の充実やCATVの高度化による生活の快適性の向上とともに、佐田岬の多様なエネルギー資源の活用や産業基盤の整備による地域経済の安定と発展を進めていきます。

ところで、こうしたまちづくりを行うためには、まちづくりの基本理念に『町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり』と謳うように、町民一人ひとりが「地域を良くしよう」と考え、自ら行動していくことがとても大切になります。一人ひとりの地域づくりの行動をまち全体の大きな力とするために、町民・地域・行政の協働による「楽しく、にぎやかに、全員で創るまち」をつくりあげるとともに、それを適切な行財政運営で支える「明日に希

望がふくらむまち」をつくらうと考えています。

こうしたまちづくりを通して、3町がひとつになった新しいまちは、

佐田岬の自然とともに暮らすことの豊かさ

佐田岬にある温かい心に包まれて暮らすことの喜び

佐田岬で営々と育まれた歴史や文化の中で生きる尊さ

が、一人ひとりの心に刻まれるまちでありたいと考えています。

そして、新町に暮らしている人や生まれてくるすべての人にとって、佐田岬の暮らしに唯一無二の価値を見出し、経済的な豊かさや都会的な生活の追求ではない、日本で、あるいは世界でここにしかない、自然や文化に抱かれて心豊かに生きる“喜び”となるまちでありたいと願っています。



## 第9章 まちづくりの目標

### 第1節 土地利用方針

#### 【基本方針】

東西に細長く、海と山に囲まれ、限られた平坦地（入り江）に小規模の集落が点在する“日本一細長い半島”の新町では、生活環境の向上、基幹産業である農業・漁業の振興、安全の確保など、町民の豊かな暮らしを支える土地の有効利用はとても重要です。

そのため、より良い生活環境の創造と新町全体の均衡ある発展をめざして、国・県の土地利用計画との整合性に留意し、最大の資源である豊かな自然環境の保全を前提とする、適切な土地利用を推進します。

#### 【地域別整備方針（ゾーニング）と連携軸】

土地利用基本方針に基づき、4つの地域別整備方針（ゾーニング）と2つの連携軸を定めて、地形及び自然・産業・文化的要因を踏まえたまちづくり施策を展開します。

#### 賑わい・交流ゾーン（湊浦地区・三机地区・三崎地区）

本庁を配置する湊浦地区は、新町全体の行政拠点として、必要な行政機能の充実を図ります。総合支所を配置する三机地区及び三崎地区においても、各地域（旧瀬戸町・旧三崎町）の暮らしを支える行政機能の充実を図り、賑わいと町内交流の場を創出します。

#### 観光・交通拠点ゾーン（佐田岬灯台周辺地区・三崎港）

まち全体の活性化につながる交流人口の拡大に向けて、佐田岬の多彩な魅力づくりを一層進めるため、新町に広がる多くの観光拠点の中で、特徴的な観光・交通拠点の機能充実と拠点間の連携強化を図ります。

佐田岬灯台を、佐田岬観光のシンボルとして位置付け、観光・交流・レクリエーション機能の強化やアクセス道路の整備を図ります。

三崎港周辺は、四国と九州を結ぶ海上交通拠点としての機能強化とともに、町内及び広域観光の情報拠点としての整備を図ります。

亀ヶ池周辺地区及び瀬戸町新風車公園（仮称）は、地域資源や風車を生かした新たな観光拠点としての整備を図ります。

### 生活・交流ゾーン（臨海地区）

集落、漁港・漁場、海水浴場が点在する臨海地区は、自然環境と生活環境が調和した地区として、各集落の居住環境の維持・向上とともに、農業・漁業の振興を促進する施設整備と機能強化を図ります。

また、沿岸部の海水浴場や釣り場は、各地区と協力して、特徴を生かした体験型・親自然型レクリエーション機能の強化を図ります。

### 自然・農業ゾーン（山地）

初春の風物詩となっている山桜に代表される、佐田岬半島を形成する中央に横たわる山地を自然ゾーンと位置付けて、豊かで美しい自然環境の保全に努めます。また、この自然と共に暮らすまちづくりのイメージ向上にもつながる、風力発電施設の拡張と周辺地区の整備を図ります。

山地の斜面は、まちの基幹産業である柑橘類栽培を促進する基盤整備など、自然環境や景観保全との調和を図りながら、農業振興地域としての機能充実に努めます。

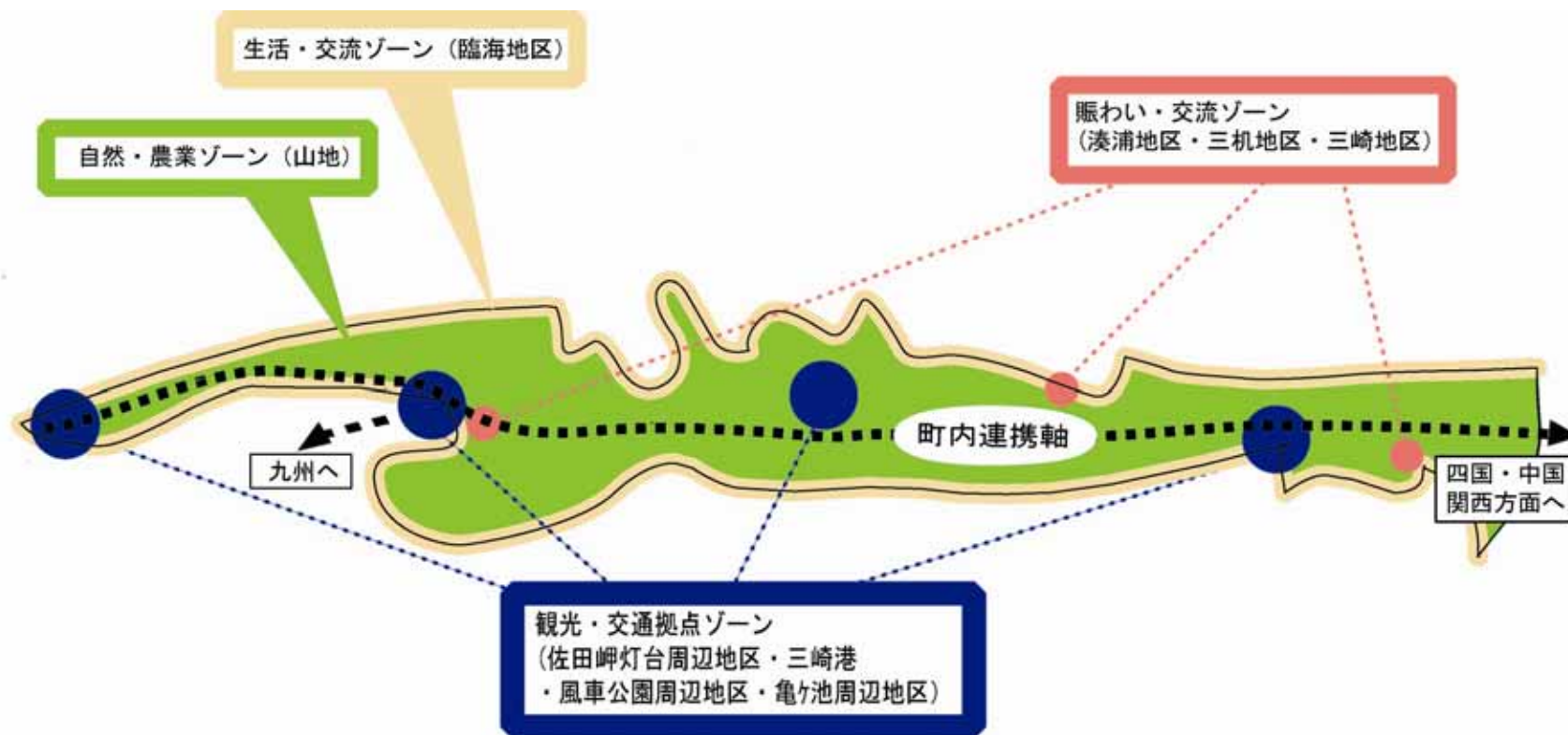
### 広域連携軸

一般国道197号（佐田岬メロディーライン）及び佐田岬灯台へ接続する県道佐田岬三崎線の整備を進め、新町の広域基幹道路としての機能強化を図るとともに、九州とのフェリー航路の増強や高速道路との連携強化を図り、九州、四国、中国地方、関西地方までを視野に入れた、広域的な連携・交流の拡充を図ります。

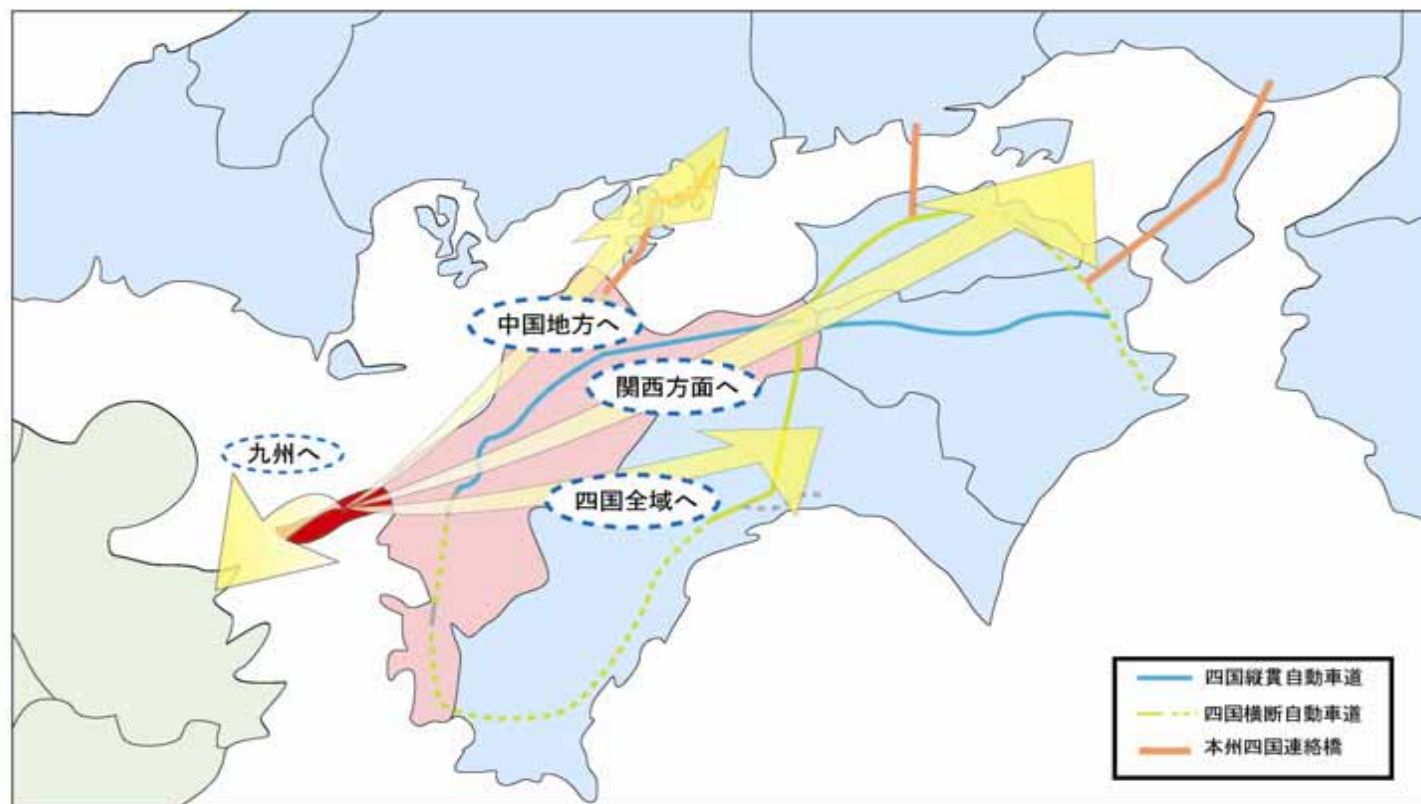
### 町内連携軸

一般国道197号（佐田岬メロディーライン）と、各集落及び交流・レクリエーション拠点を結ぶアクセス道路の整備を進め、各集落の利便性の向上とともに、町内交流の促進による新町の一体性の醸成を図ります。

(イメージ図 新伊方町内)



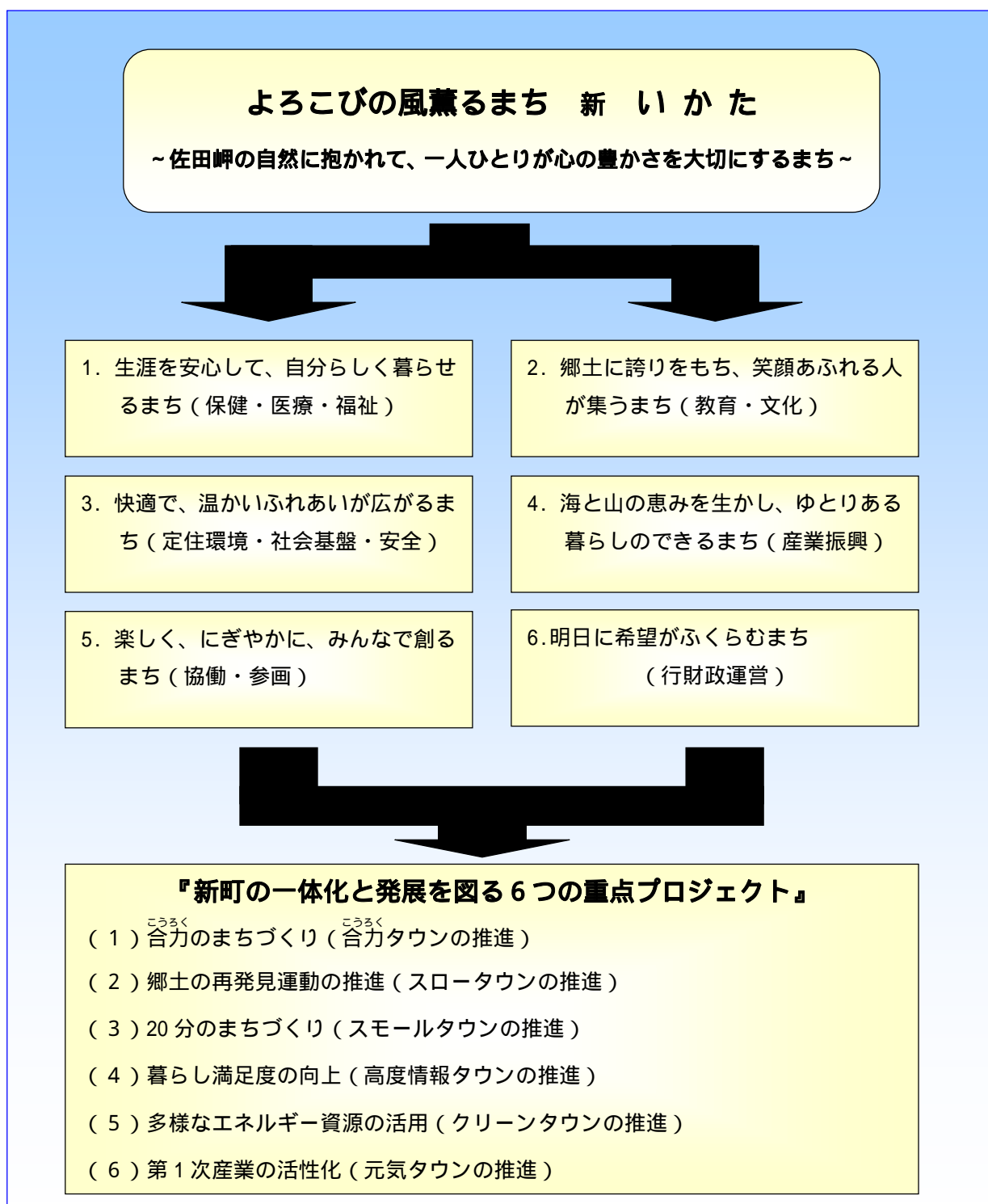
(イメージ図 広域)



## 第2節 まちづくりの目標

新町の将来像実現をめざして、新しいまちづくり施策を網羅する、5つの目標と、まちづくりを推進する基盤として適切な行財政運営を推進します。

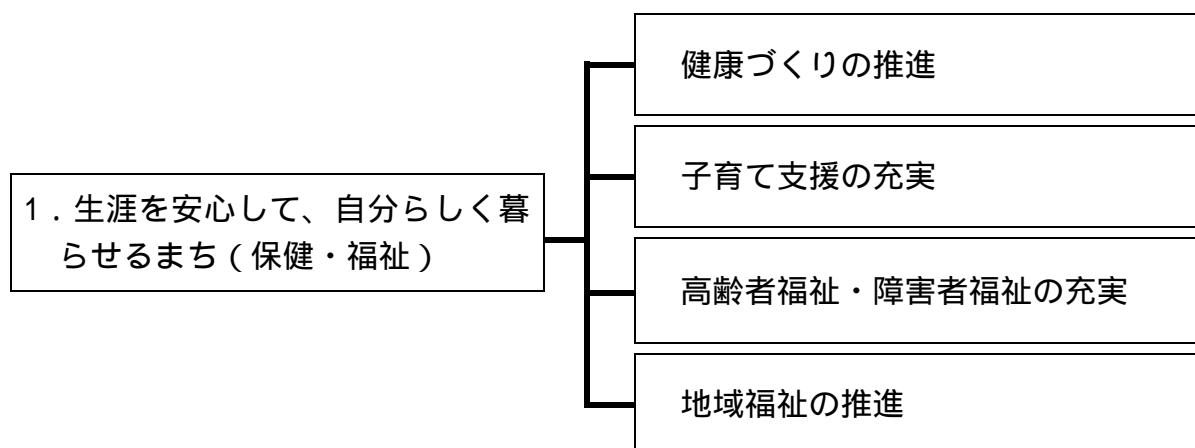
また、新町の将来像実現に大きく寄与する「重点プロジェクト」を推進します。



## 目標 1 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・医療・福祉）

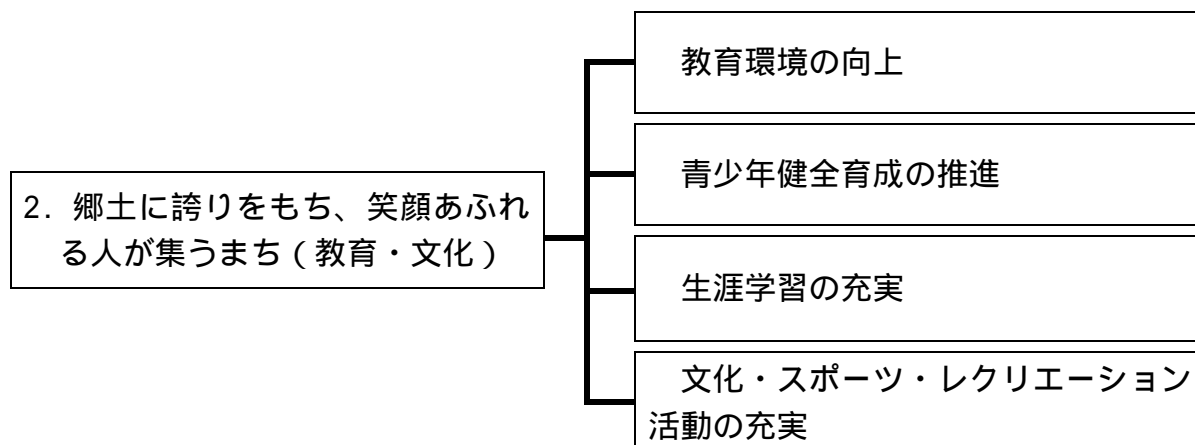
少子化と高齢化が進む新町では、子育てしやすく、町民の生涯にわたる健康を支える環境づくりがとても大切です。

子どもからお年寄りまで、地域と関わりあいながら健康に自分らしく暮らすことのできるよう、健康づくりをはじめ、医療環境の整備、ボランティア活動の活性化、保健福祉施設の機能充実と適正配置を進め、温かい地域の支えあいの中で、子育てが楽しい、生涯安心のまちをめざします。



## 目標 2 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち（教育・文化）

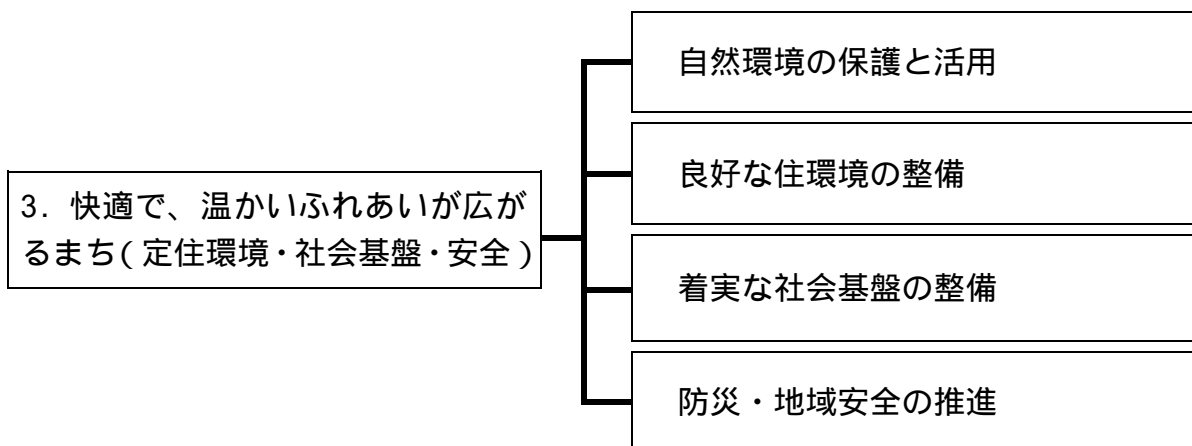
“人づくり”は、“まちづくり”であり、“未来づくり”です。豊かな心を育み、個性と創造力を発揮できる“人づくり”に向けて、自然環境や文化遺産など地域資源を最大限に活用する、生涯を通じた学習環境と文化・スポーツ活動の活性化を図り、郷土の誇りをもち、いきいきとした人が集い、まち全体が一体となって発展するまちをめざします。



### 目標 3 快適で、温かいふれあいが広がるまち(定住環境・社会基盤・安全)

私たちの暮らしはすべて、佐田岬と周辺海域の豊かな自然環境に支えられています。

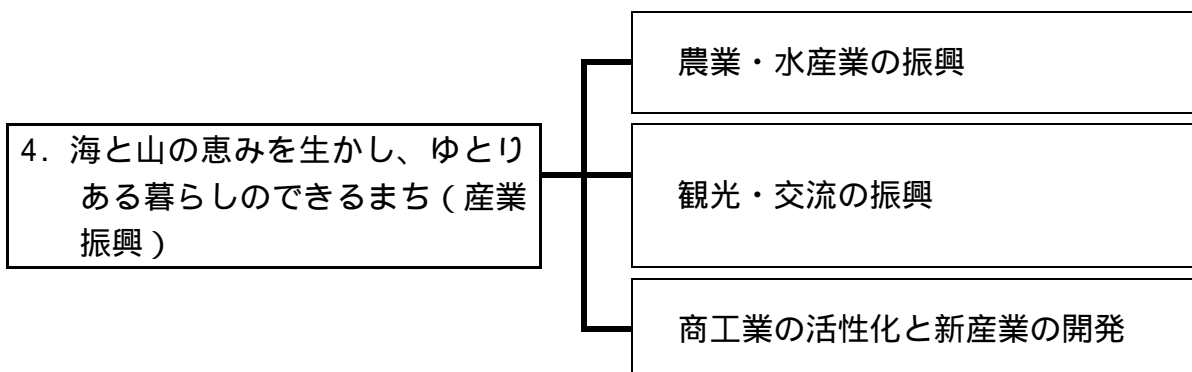
「郷土の誇り」である自然環境を、将来にわたって大切に守り育てながら、自然環境と調和した、快適で、暮らしやすく、災害に強い、安全な居住環境の形成をめざします。



### 目標 4 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち(産業振興)

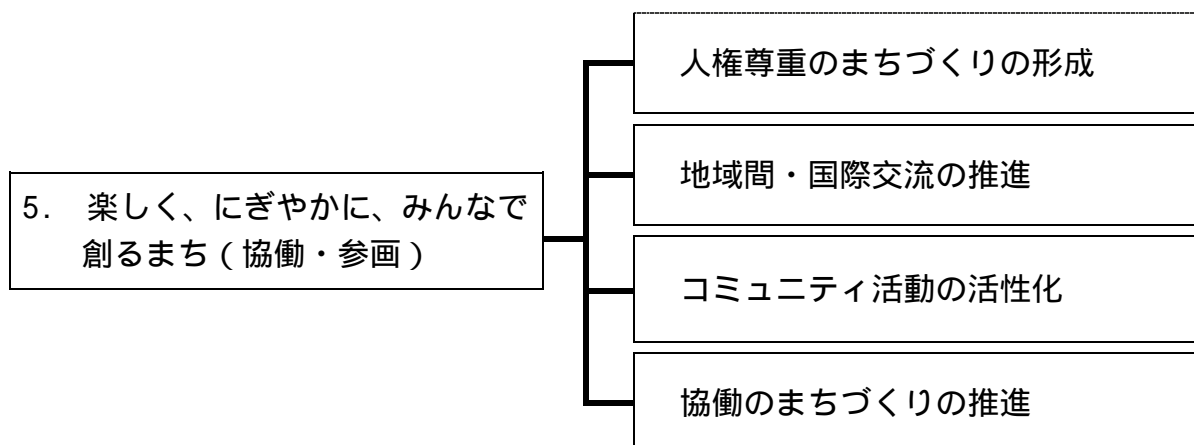
豊かな自然環境からの恵みを生かした農業と水産業を基幹産業として、次代を拓く産業の活性化をまち全体で進めます。

また、雇用の創出や交流人口の拡大に向けて、地域資源を活用した産業振興をめざします。



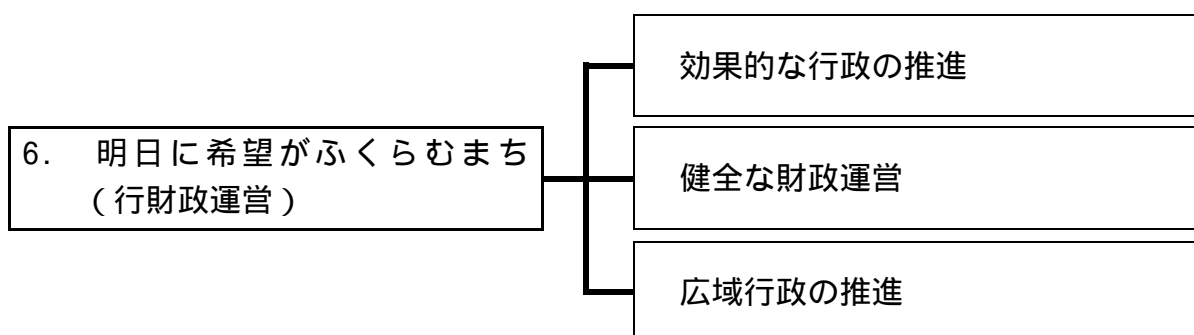
## 目標 5 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち（協働・参画）

これからのまちづくりにおいて最も重要となる、町民が主役のまちづくりを進めるため、人権を尊重する心の醸成を図りながら、あらゆる分野において町民・地域・行政の協働を図り、自分たちが参加する、全員で創るまちをめざします。



## 目標 6 明日に希望がふくらむまち（行財政運営）

21世紀の少子高齢社会におけるまちづくりの先進地として、合併効果を最大限に発揮した行財政運営を進め、次代に希望と夢をもたらすまちづくりをめざします。





### 第3節 まちづくり重点プロジェクト

新町の長期的発展に大きく寄与し、かつ、新町の一体性確保に資する事業を「重点プロジェクト」と位置付けて、今後、10年間の最優先事業として位置付けます。

#### 重点プロジェクト設定の視点

|                         |
|-------------------------|
| 事業効果が新町全体に波及する          |
| 新町の一体性を速やかに確保する         |
| 住民の強い要望や期待に応える          |
| 旧町単独で行うより、効率的・効果的に実施できる |
| 社会的・時代的な要請による重要な課題にこたえる |
| 将来的に見て、新町の発展に寄与する       |

#### 6つのまちづくり重点プロジェクト

|  |
|--|
| (1) 合力 <small>こうろく</small> のまちづくり(合力 <small>こうろく</small> タウンの推進) |
| (2) 郷土の再発見運動の推進(スロータウンの推進)                                       |
| (3) 20分のまちづくり(スモールタウンの推進)  |
| (4) 暮らし満足度の向上(高度情報タウンの推進)  |
| (5) 多様なエネルギー資源の活用(クリーンタウンの推進)                                    |
| (6) 第1次産業の活性化(元気タウンの推進)  |

## ( 1 ) 合力こうろくのまちづくり ( 合力こうろくタウンの推進 )

### 【内容】

人口の減少や過疎化の進行を勘案し、一人ひとりが地域における活動に積極的に参加する、地域の中で町民相互の協力と連携による、温かい地域づくり ( 合力のまちづくり ) に取り組みます。

### 【主な取組み】

地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の組織体制の充実を図ります。

ボランティア活動、地域相互支援活動の活性化を図ります。

開かれた学校づくりと青少年健全育成活動の活性化に向けて、家庭・学校・地域・関係機関の協力体制を一層強化します。

高齢社会に対応した防災・避難体制を強化します。

### 【期待される効果】

子育てや介護などにおける町民同士の支えあい活動が活発になります。一人暮らし高齢者や障害者などに対して、災害時や緊急時に即応できます。

安心した子育て、安心した在宅生活が過ごせます。

交通事故や犯罪 ( 家庭内暴力、児童虐待などを含む ) を未然に防止します。

地域活動の活性化、地域コミュニティの再生が図られます。

( 注 ) 合力 ( こうろく ) とは、この地域で暮らす人々の日常生活や生産活動の中で伝統的に行われてきた、助け合いの支援システムのことです。

このシステムの良き精神を、新町のまちづくりに引き継いでいくという趣旨で表現致しました。

## ( 2 ) 郷土の再発見運動の推進 ( スロータウンの推進 )

### 【内容】

佐田岬全体の自然環境や歴史、風土に根ざした文化や生活の仕方を見つめ直し、先人の知恵や自然と共存して生きる喜びといった、郷土の尊い価値を再発見する運動を展開します。

### 【主な取組み】

学校教育、生涯学習で、地域資源を活用した郷土の歴史、文化を学びます。

郷土の文化財や歴史、民俗資料などの収集・保存に、町民と協働して取り組みます。

町民及び都市住民に対して、農業・漁業体験活動の充実を図ります。

郷土に伝わる伝統的な文化の継承と創造に努めます。

### 【期待される効果】

町民一人ひとりに、郷土に対する誇りが育まれます。

町民同士の交流が活発になります。

地域資源の再発見と新しい文化の創造につながります。

町外出身者のUターン、古くて新しい生き方に憧れる方のIターンが進み、定住促進につながります。

### (3) 20分のまちづくり(スモールタウンの推進)

#### 【内容】

日常生活で頻繁に利用する場所(学校、診療所、公共施設、商店等)に、車を運転しない方でも、町内どこからでも近くて便利な環境づくり、概ね20分程度で行くことのできる交通環境の整備に取り組みます。

#### 【主な取組み】

日常生活で頻繁に利用する場所を結ぶ、スクールバスと連携した町営バスの充実を図るとともに、新町において新たな住民の利便性を確保するため検討します。

主要幹線道路、生活道路の改良・整備を進めます。

公共施設や道路などのバリアフリー化(障害除去)を進めます。

公共的施設の適切な配置に努め、交流と賑わいの場づくりを進めます。

保健・福祉サービス、生涯学習講座などの事業を実施する際には、その事業目的に応じて、できる限り各集落で実施するよう努めます。

#### 【期待される効果】

だれでも気軽に、安心して外出することができます。

町民同士の活発な交流が図られます。

一人ひとりのきめ細かい健康維持・増進、個性に応じた生きがいづくりが図られます。

子どもからお年寄りまで、暮らしやすいまちとなります。

活発な交流の場づくりが商業などの活性化につながります。

## ( 4 ) 暮らし満足度の向上 ( 高度情報タウンの推進 )

### 【内容】

あらゆる年代における暮らし満足度の高いまちをめざして、まち全体で情報技術( I T )環境や八西C A T Vを活用した高度情報ネットワークのさらなる推進を図り、町民一人ひとりにおける生活の質の向上に取り組みます。

### 【主な取組み】

#### ( 保健・医療・福祉分野 )

安否確認、健康チェック、医療・福祉情報の提供など、一人暮らし世帯などへの自立支援、在宅福祉の充実を図ります。

基幹病院と診療所を結ぶ遠隔医療の実現に努めます。

#### ( 産業振興分野 )

地理的な要因にとらわれない起業、女性の育児・介護と仕事の両立、高齢者や障害者などの社会参加の促進などを進めます。

#### ( 行政分野 )

八西C A T Vを活用したネットワーク事業により、各種証明書自動交付、公共施設予約システムなどを進めます。

情報共有化の推進、インターネットを活用した「電子会議」の環境整備に努めます。

### 【期待される効果】

高齢者の健康寿命が延び、生涯現役の生き方が実現できます。

地域における医療環境の向上が図られ、安心のまちづくりが進みます。

多様な就労形態の実現、地域活動への参加など、これまではできなかった自分らしい生き方が発見・実現できます。

地域格差のない町民サービスが実施されます。

まちづくりにおいて、より幅広い町民参加が促進されます。

## ( 5 ) 多様なエネルギー資源の活用 ( クリーンタウンの推進 )

### 【内容】

多様なエネルギー資源を活用した地域産業の振興をめざして、風力発電や原子力発電の持つあらゆる可能性を探求するとともに、太陽光、波力、バイオマスなどの自然エネルギーの研究開発に取り組みます。

### 【主な取組み】

風力発電による売電事業、公共施設や道路設備等への電力供給などを進めます。

自然エネルギー資源と原子力発電を組み合わせた、エネルギー産業の可能性を官民共同で研究します。

風力発電施設の周辺開発及び既存観光・交流施設との連携による、新たな観光・交流ネットワークを構築します。

自然エネルギーの活用に関する研究開発を官民共同で進めます。

地球環境にやさしい“クリーンタウン”のイメージづくりを進めます。

### 【期待される効果】

多様なエネルギー資源の研究開発に伴い、国内外との交流の活性化、エネルギー関連の新たな起業、就労機会の確保につながります。

観光・交流産業の活性化による財源（行政）の確保、施設維持費（経常経費）の縮減が図られます。

地球温暖化防止、資源循環の促進、環境意識の醸成など、地球環境の保全が図られます。

“安全&クリーン”の地域イメージが確立し、地場製品に対する信頼感の向上、交流の活性化につながります。

エネルギー資源を活用した教育により、環境やエネルギー技術に関する人材が育成されます。

## ( 6 ) 第 1 次産業の活性化 ( 元気タウンの推進 )

### 【内容】

新町の地域経済を支える産業の活性化に向けて、基幹産業である農業と水産業( 漁業 )における生産技術の研究開発と物産のブランド化を進めるとともに、これからの農業と水産業の多様な展開を研究していきます。

### 【主な取組み】

専門的・先導的な研究を行う農業試験場( 圃場 )等の整備を図ります。

中間育成施設を整備し、資源管理型漁業の推進を図ります。

アンテナショップ等の整備拡充、多様なメディアを活用した情報提供など、消費者に向けた物産の情報発信に積極的に取り組みます。

国内外との産業分野での交流を積極的に行います。

滞在型体験農業( グリーンツーリズム )、滞在型体験漁業( ブルーツーリズム )、学校での就業体験( インターンシップ )など、農業と水産業に親しむ多様な機会の拡充を図ります。

高齢者の知識・技術・経験を、学校や地域などで子ども達に伝えていきます。

公的機関や各種団体での女性の意思決定過程への参画を進め、多様な視点からの産業振興に努めます。

### 【期待される効果】

高齢化が進む就労者の負担軽減とともに、農業や水産業の生産性が向上します。

佐田岬を代表する産物のブランド化が進みます。

多彩な情報交換により、産業の活性化のきっかけになります。

農業や水産業( 漁業 )の担い手や後継者の確保・育成が図られます。

農業や水産業( 漁業 )の新たな振興策や活用策が、町民自身によって研究・実践され、自分たちの地域づくりにつながります。

# 第2編 まちづくり計画

## 序章 施策体系

### 【まちづくりの基本方針】

町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり



### 【新町の将来像】

よろこびの風薫るまち 新 いかた

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～



### 【まちづくりの目標】

### 【主要施策】

1. 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・医療・福祉）

健康づくりの推進

子育て支援の充実

高齢者福祉・障害者福祉の充実

地域福祉の推進

2. 郷土に誇りを持ち、笑顔あふれる人が集うまち（教育・文化）

教育環境の向上

青少年健全育成の推進

生涯学習の充実

文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実



【まちづくりの目標】

【主要施策】

3. 快適で、温かいふれあいが広がるまち（定住環境・社会基盤・安全）

自然環境の保護と活用

良好な住環境の整備

着実な社会基盤の整備

防災・地域安全の推進

4. 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち（産業振興）

農業・水産業の振興

観光・交流の振興

商工業の活性化と新産業の開発

5. 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち（協働・参画）

人権尊重のまちづくりの推進

地域間・国際交流の推進

コミュニティ活動の活性化

協働のまちづくりの推進

6. 明日に希望がふくらむまち（行財政運営）

効果的な行政の推進

健全な財政運営

広域行政の推進

## 第1章 分野別推進施策および主要事業

新町建設計画は、合併特例法第5条に「合併市町村の根幹となるべき事業を定めること」とあり、続いて、「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、一体性の速やかな確立、住民福祉の向上、均衡ある発展に配慮する」と規定されています。

本章では法の主旨に基づき、新町で推進する取組み（施策）の中で、新町内3地区の一体性を確立するための取組み、地域の均衡ある発展を支える取組み、合併効果を発揮するための取組みを中心に掲載します。

したがって、これまで旧町で推進している事業内容を大きく変更せずに、新町でも継続して実施する事業については、本章に掲載がない場合でも、引き続き取り組んでいくものとしします。

各主要施策の掲載内容は、次のとおりです。

|          |   |
|----------|---|
| 【基本方針】   | 分野ごとの施策全体の方向性   |
| 【主な推進施策】 | 新町全体の視点が、特に重要となる取組み<br>地域の均衡ある発展を支える取組み<br>新町内3地区の一体性を確立するための取組み<br>合併効果を発揮するための取組み 等 |
| 【主要事業】   | 「主な推進施策」を具現化する事業  |

## 目標 1 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち

---

### 健康づくりの推進

#### 【基本方針】

子どもの健やかな成長・発達を支え、高齢になっても健康に暮らすことのできる環境づくりに向けて、保健・医療の充実とともに、学校や地域と一緒に高年齢者や障害者の生きがいづくりを進め、町民一人ひとりの生活の質（ＱＯＬ）の向上を図っていきます。

#### 【主な推進施策】

生涯を通じて健康への関心を喚起する取組みとともに、職員の技能向上や地域との協力体制の強化など、きめ細かい保健事業の全町的な実施に向けた3地区保健センター機能の充実を図ります。

安否確認、健康チェック、医療・福祉情報の提供など、一人暮らし世帯などへの自立支援、在宅福祉の充実を図ります。

周産期及び小児医療、救急医療、高度医療などに対応する適切な医療を、住み慣れた地域で受けることができる地域医療体制の充実に向けて、3地区診療所の機能充実と適正配置を図ります。

基幹病院と診療所を結ぶ遠隔医療の実現に努めます。

町民一人ひとりの状態に応じ、一貫した質の高い保健・医療・福祉サービスを提供するため、3地区の保健センターと診療所をはじめ、町内の保健・医療・福祉機関同士の情報共有を進めるとともに、八幡浜広域医療圏における連携強化を図ります。

生涯学習、文化・スポーツ、教育、産業分野と連携し、一人ひとりの健康寿命の延伸に向けて取り組みます。

### 子育て支援の充実

#### 【基本方針】

いつの時代でも“子どもは社会の宝”です。少子化時代を迎え、新町で生まれ育つ子どもがひとりでも多くなるよう、保育を中心に安心できる子育て環境の充実を図り、子育て世代の定住促進と新町の未来を託す人づくりにつなげます。

### 【主な推進施策】

就学前児童の健全育成を支える保育環境の向上をめざし、保育施設の適正規模と適正配置に努めながら、多様な保育サービスの実施と保育施設における子育て支援機能の充実を図ります。

就学児童の健全育成を支援するため各種施設を有効に利用するとともに、ボランティアによる放課後児童クラブの実施に向けて、3地区の体制整備を図っていきます。

子育て家庭を応援し、子育てに係る経済的負担を少しでも和らげるため、経済支援の充実を図ります。

## 高齢者福祉・障害者福祉の充実

### 【基本方針】

長期化した高齢期を、健康で明るくいきいきと生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、地域における生きがいづくりや積極的な社会参加を促進する事業の推進を図ります。

また、介護を要する高齢者や障害者に対しては、できる限り生活の質（QOL）を高めることが大切なことから、在宅介護支援センターを中心とした地域ケア体制の強化による在宅支援の充実とともに、地域の協力のもと、自立生活に向けた支援の充実を図ります。

### 【主な推進施策】

高齢者の生きがいと健康づくりのための施策の推進や、老人クラブ活動など高齢者の社会参加の促進を図るとともに、生涯学習等における各種施策の充実を図ります。

要介護高齢者や障害者及び家族介護者の支援に向けて、基幹型在宅介護支援センターの設置と3地区の在宅介護支援センターの機能充実を図ります。

在宅サービスの充実に向けて、福祉サービス事業を身近な地域で実施します。また、既存保健福祉施設を有効に利用しながら、在宅介護を支援する施設の充実を図ります。

介護を要する高齢者の希望に応え、適切な介護保険サービスが提供できるよう、特別養護老人ホームなど介護関連施設の基盤整備について、地域の状況に応じた整備を図ります。

障害者の自立支援に向けて、就労技能を身に付ける授産施設とともに、就労機会を確保する小規模作業所の拡充整備を図ります。

## 地域福祉の推進

### 【基本方針】

少子化・高齢化が進み、後期高齢者と一人暮らし高齢者世帯の増加が予想されます。

来るべき高齢社会に備え、佐田岬に伝わる身近な地域で支えあう習慣＝地域福祉＝を復活し、地域における福祉人材(マンパワー)の育成とボランティア活動の活性化を図るとともに、あらゆる面で人に優しいまちづくり(ノーマライゼーションの社会)を進めます。

### 【主な推進施策】

支えあうまちづくりを一層進めるため、福祉教育や多世代交流などを通じて、町民のボランティア意識を醸成しながら、地域福祉に大きな役割を果たす各地区でのボランティアグループの育成に努めるとともに、ボランティア活動の活性化に向けた活動機会の提供に努めます。地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の組織体制の充実を図ります。

【目標 1 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち】主要事業

(単位：百万円)

| 主要施策           | 主要事業                        | 前期5年間の概算事業費 |
|----------------|-----------------------------|-------------|
| 健康づくりの推進       | 総合データバンク事業                  | 6           |
|                | 健康づくり推進事業                   | 93          |
|                | はり、きゅう、マッサージ助成              | 32          |
|                | 3地区保健センターの連携強化              | -           |
|                | 各診療所の機能充実及び連携強化             | -           |
| 子育て支援の充実       | 出産祝い金等の支給                   | 38          |
|                | 保育所の機能充実                    | -           |
| 高齢者福祉・障害者福祉の充実 | 特別養護老人ホーム施設整備事業             | 90          |
|                | 亀ヶ池温泉施設整備                   | 1,500       |
|                | 精神障害者小規模作業所整備               | 7           |
|                | 老人クラブ等の活動支援                 | 42          |
|                | 高齢者の生きがい・健康づくりの施策推進         | 112         |
|                | 基幹型在宅介護支援センターの設置と各センターの機能充実 | 20          |
| 地域福祉の推進        | 社会福祉協議会の組織体制整備              | -           |
|                | ボランティアグループの育成               | 2           |

## 目標 2 郷土に誇りを持ち、笑顔あふれる人が集うまち

---

### 教育環境の向上

#### 【基本方針】

児童・生徒一人ひとりを大切にする、小・中・高校で一貫した教育を実践し、社会で幅広く活躍する人材育成と能力の養成を図ります。

また、少子化に対応する学校規模の適正化とともに、地域に開かれた学校づくり(学社融合)を進めるなど、新町全体として教育環境の平等化と向上を図ります。

#### 【主な推進施策】

新町の教育理念を確立し、小・中学校及び県立三崎高等学校の連携を一層強化します。

児童・生徒一人ひとりに、「生きる力」と「豊かな心」が育まれるよう、複数名指導(ティームティーチング：TT)の拡充と教職員の創意工夫による、わかりやすい授業を実践します。

佐田岬の歴史・文化・人材、エネルギー施設、高度情報基盤など、地域資源を活用した体験学習の実施、これからの時代に必要な環境教育と情報教育の充実、海外研修事業や外国語補助教諭(ALT)派遣による国際感覚の養成と語学教育の実施、食育(食を通じた健康教育等)や部活動を通じた心身の健康づくりを推進します。

児童・生徒一人ひとりを大切にする教育環境づくりに向けて、地区との十分な協議のもと、学校規模の適正化を進めます。また、通学時の安全確保と児童・生徒への負担軽減のため、町内交通体系との整合を図りながら、スクールバスを運行します。

学校給食体制の効率化に向けて、瀬戸町給食センターの三崎町へのエリア拡大を図ります。

## 青少年健全育成の推進

### 【基本方針】

次代を担う青少年がいきいきと健やかに成長する環境づくりに向けて、家庭・学校・地域・各種団体とのつながりを一層強めながら、青少年が参加する多様な活動プログラム(スポーツ、地域行事など)の実践、青少年の居場所づくり、有害な社会環境の浄化など、青少年健全育成活動の充実を図ります。

### 【主な推進施策】

青少年が地域で楽しみ集う機会の創出に向けて、各地区の施設(公民館、体育館、グラウンドなど)の機能拡充とともに、生涯学習センターの整備を進めます。

## 生涯学習の充実

### 【基本方針】

子どもから高齢者までの知的探究心に応じる学習環境づくりに向けて、公民館を中心とした地域との協力・連携体制を強化し、町民同士の一体感の醸成、青少年の健全育成、高齢者や障害者の生きがいづくり、地域リーダーの育成など、まち全体に効果が波及する生涯学習活動の活性化に努めます。

### 【主な推進施策】

佐田岬の自然・歴史・文化など地域資源を活用し、子どもから高齢者までの知的探究心に応じた多様な学習プログラムを実施します。

町民の学習活動を支える環境整備に向けて、地域ごとの公民館の整備・拡充を図るとともに、新たな生涯学習・情報交流拠点となる生涯学習センターを整備します。

町民の自主的な活動である生涯学習活動を通じて、地域づくりの中心となる地域リーダーを育成します。



## 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

### 【基本方針】

文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、郷土への深い造詣を基礎とした、まち全体の連帯感の醸成を図ります。

佐田岬半島の歴史や伝統を、郷土独自の文化として大切に守り、後世に伝えていくために、地区の祭りや行事から、貴重な文化財、文化芸術活動まで、郷土文化の継承と新しい文化の創造に取り組んでいきます。

また、町民同士の交流や健康増進につながるスポーツ・レクリエーション活動の活性化に向けて、活動しやすい環境づくりと指導体制の充実を進めます。

### 【主な推進施策】

文化財や民俗資料などの収集・保存を進めるとともに、貴重な歴史を後世に伝える杜氏資料館と佐田岬歴史民俗資料館を整備します。

まちの新たな魅力づくりに向けて、郷土の尊い価値を再発見する運動である「地域資源の大発見運動」を、地区ごとに展開します。

郷土文化の融合や地区同士の交流を図り、新町の新しい文化・伝統の創造に努めます。

町民が身近で気軽に活動できるよう、学校施設の開放、スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充を図ります。

【目標 2 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち】主要事業

(単位：百万円)

| 主要施策                  | 主要事業                             | 前期5年間の概算事業費 |
|-----------------------|----------------------------------|-------------|
| 教育環境の向上               | 小中学校校舎等改修整備（耐震補強事業等）             | 510         |
|                       | 小学校プール改築事業                       | 83          |
|                       | スクールバス整備                         | 5           |
|                       | 臨時教諭複数名指導（TT）及び外国語補助教諭（ALT）体制の拡充 | 163         |
|                       | 体験学習等の活動支援                       | 174         |
| 青少年健全育成の推進            | 青少年の健全育成事業                       | 5           |
| 生涯学習の充実               | 生涯学習プログラムの充実                     | 10          |
|                       | 地域リーダーの育成                        | 4           |
| 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実 | 町民ギャラリーの整備                       | 500         |
|                       | スポーツ・レクリエーション活動の充実               | 31          |
|                       | 地域資源の大発見運動の実施                    | 6           |

## 目標 3 快適で、温かいふれあいが広がるまち

---

### 自然環境の保護と活用

#### 【基本方針】

これまでも、そしてこれからも、佐田岬半島の自然の恵みと共に暮らしていくために、町民の高い環境保全意識のもと、環境に配慮した社会基盤の整備を進め、なによりも大切なこの豊かで美しい自然環境を守ります。

同時に、自然環境を地域最大の資源として、新公園の整備や多様な自然エネルギーの活用など、まちの新たな魅力づくりに取り組みます。

#### 【主な推進施策】

新町にある瀬戸内海国立公園と佐田岬半島宇和海県立自然公園に係る地域の環境保全に努めます。

豊かな自然環境の保全と良好な住環境の両立を図るため、新町の土地利用計画(ゾーニング)に基づき、自然と調和した土地利用の推進とともに、道路や公共的施設など計画的な社会基盤整備と適正配置を図ります。

レッドウイングパークや瀬戸町農業公園、海岸線に点在する海水浴場など、それぞれの特徴を生かした体験型・親自然型レクリエーション機能の強化を図り、佐田岬半島の自然環境に親しむことのできる交流の場としての活用を図ります。

佐田岬半島の自然環境資源を活用した風力発電事業を推進するとともに、魅力ある新公園(せと風の丘パーク周辺地区、亀ヶ池周辺地区)の整備を進めます。

### 良好な住環境の整備

#### 【基本方針】

恵まれた自然環境と調和した住環境の創出に向けて、すべての人が暮らしやすい住宅及び住宅地の供給とともに、上下水道施設や斎場など、生活に欠かすことのできない生活環境施設の効率的な整備を進めます。

また、一人ひとりの環境保全意識に支えられた資源リサイクル(再生利用)や自然エネルギーの利活用を進めることで、快適で質の高い“クリーン”なイメージをもつまちづくりにつなげます。なお、本地域のごみ処理については、環境保全と資源リサイクルなどの循環型社会構築の視点から、地域全体の問題として総合的な取組みが必要であり、今後、ごみ処理広域化計画を検討するために設けられた協議会等において具体化に向けた協議を行います。

### 【主な推進施策】

定住促進のため、住宅政策の基本である住宅マスタープラン等に基づき、計画的な公営住宅の建替え等の住宅整備を進めます。また、長期的な需要動向を踏まえた宅地分譲地開発、民間事業者と協力した別荘地開発を進めます。

ボランティアや地区の協力による、まち全体の環境美化を一層進めるため、団体同士の交流や全町で環境イベントなどを実施します。

資源ごみリサイクルシステムの構築に向けて、ゴミ分別の徹底と生ゴミの堆肥処理化を進めるとともに、老朽化したゴミ焼却場の解体と最終処分場整備を、町民との十分な協議を踏まえて取り組みます。

周辺海域環境の水質保全と良好な住環境を形成するため、下水道の計画的な整備、漁業集落排水の整備、浄化槽設置の普及促進など、地域の実情に合わせた排水処理施設の整備を進めます。

現存する3箇所の火葬場について、当分の間は現施設を使用しますが、老朽化に伴う新設の際は、瀬戸町と三崎町の施設を統合し、新たに整備します。

## 着実な社会基盤の整備

### 【基本方針】

高齢社会への対応と長期的なまちの発展に欠かせない社会基盤整備として、九州、四国、西日本との広域連携を視野に入れた幹線道路、生活の利便性を支える生活道路網の計画的な整備、町内公共交通体系の充実、港湾機能の整備を進めます。なお、整備の際にはバリアフリー化(障害の除去)に配慮します。

また、地域の活性化や満足度の高いまちづくりを進めるため、高度情報通信ネットワークの活用を図ります。

### 【主な推進施策】

広域的な連携・交流の拡大と、新町の一体性確保と利便性の向上を図る基盤として、一般国道197号（佐田岬メロディーライン）及び佐田岬灯台へ接続する県道佐田岬三崎線の整備と、国道、集落、交流・レクリエーション拠点を結ぶアクセス道路の整備を、関係機関と連携して進めます。

九州への四国の玄関口として三崎港の機能充実を進めるとともに、機能に応じた港湾施設整備を進めます。

通学、通院、拠点施設の利用、交流の拡大など、利便性の高い生活環境に向けて、スクールバスと連携した3地区内の拠点施設を結ぶ既存の町営バスの充実を図るとともに、新町における新たな住民の利便性を確保するため検討します。

満足度の高いまちづくりに向けて、教育、産業振興、保健・医療・福祉、生涯学習、地域づくり、行政運営など、生活のあらゆる分野で八西CATVの利活用を図ります。

## 防災・地域安全の推進

### 【基本方針】

少子高齢社会において、いつまでも安心して暮らすことのできるまちとして、台風、地震、火事など災害による被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりを進めます。

また、町民や地域、関係機関と連携し、防災、消防救急、交通安全、防犯など、地域の安全を守る高い意識と体制の強化を図ります。

### 【主な推進施策】

災害に強いまちづくりに向けて、土砂災害を防止する土砂災害対策事業、海岸侵食被害の防止に向けた海岸保全事業及び森林の崩壊を防止する治山事業等を、町民の協力を得ながら着実に実施します。

暮らしの安全を確保するため、新町において、新たな防災計画及び原子力防災計画を策定します。

地域におけるきめ細かい防災体制づくりの強化に向けて、各地区の消

防団活動の強化とともに、防災行政無線の整備・拡充、高齢化に対応した緊急時への対応、町内の危険箇所等の確認を行うなど、災害時の避難体制の強化を図ります。

【目標 3 快適で、温かいふれあいが広がるまち】主要事業

(単位：百万円)

| 主要施策       | 主要事業             | 前期5年間の概算事業費 |
|------------|------------------|-------------|
| 自然環境の保護と活用 | 自然と調和した土地利用計画の策定 | 2           |
| 良好な住環境の整備  | 公共下水道整備          | 4,165       |
|            | 漁業集落環境整備         | 800         |
|            | 簡易下水道整備          | 100         |
|            | 特定地域生活排水処理整備     | 492         |
|            | 合併浄化槽整備          | 123         |
|            | 新町下水道化計画の策定      | 3           |
|            | 公営住宅等の整備         | 450         |
|            | 廃棄物処理施設整備        | 134         |
| 着実な社会基盤の整備 | 町道の整備            | 1,207       |
|            | 河川改修整備           | 60          |
|            | 港湾等改修整備          | 1,462       |
|            | 町営バス等運行の調査・研究    | 2           |
| 防災・地域安全の推進 | 公共施設耐震診断及び改修     | 30          |
|            | 消防施設整備           | 34          |
|            | 消防団体制の統合整備       | 15          |
|            | 防災行政無線の統合整備      | 30          |
|            | 八西CATVの有効活用      | 10          |

【県事業】

(単位：百万円)

| 主要施策       | 主要事業           | 概算事業費 |
|------------|----------------|-------|
| 着実な社会基盤の整備 | 県道烏井喜木津線道路改良   | 3,201 |
|            | 県道三机港線道路改良     |       |
|            | 県道佐田岬三崎線道路改良   |       |
|            | 三崎港港湾改修等       |       |
|            | 一般国道197号道路改築事業 |       |
| 防災・地域安全の推進 | 治山事業           | 2,437 |
|            | 地すべり対策事業       |       |
|            | 急傾斜地崩壊対策事業     |       |
|            | 通常砂防事業         |       |
|            | 海岸保全施設整備事業     |       |

## 目標 4 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち

---

### 農業・水産業の振興

#### 【基本方針】

自然環境保全と産業の活性化の両立をめざし、農業及び水産業の持続可能な振興に向けて、競争力のある高品質な農水産物の生産とブランド化に取り組むとともに、関係機関と一体となって、時代を先取りした生産・流通の強化に取り組みます。

#### 【主な推進施策】

“安全・安心・おいしい”農産物の供給量の拡大に向けて、ハウス栽培や生産団地の促進、農道、園内道、単軌道等の基盤整備、光センサー-選果機の導入による生産基盤の強化を図ります。

意欲的な農業者育成と経営体制の強化を図るため、農地バンク及び人材バンクの設置、ファームサービス事業による集団生産体制の拡大を図ります。また、新規就農を希望する方を支援する農業インターン事業の充実を図ります。

生産技術の向上と専門的・先導的な研究開発を行うため、農業試験場（圃場）等の整備を図ります。

資源管理型漁業の振興のため、漁場の整備を進めます。また、中間育成施設の整備を進め、持続可能な水産業の構築を図ります。

3地区の港湾や漁港施設の機能を明確にした上で、機能に応じた計画的な整備を進めます。

佐田岬を代表する製品のブランド化を図るとともに、農業・畜産・漁業産物を活用した、多彩な特産品の開発・商品化を進めます。

市場をはじめ、インターネットによる直接取引、宿泊施設や学校給食での地場産品の活用など、時代に応じた流通・販売の多角化を進めます。また、アンテナショップ等の整備拡充、多様なメディアを活用した情報提供など、消費者に向けた物産の情報発信に積極的に取り組みます。



## 観光・交流の振興

### 【基本方針】

観光・交流の振興によるまちの活性化に向けて、“風のまち”というイメージの確立とともに、佐田岬半島の魅力を引き出す観光・交流資源の拡充を図ります。

また、豊かな自然環境に親しむことのできる体験型観光・交流活動を中心に、“ふれあい”を大切にした交流活動の着実な浸透を図ります。

### 【主な推進施策】

新町の観光・交流のシンボルである佐田岬灯台及び周辺地区を重点的に整備します。

新たな観光・交流拠点として、佐田岬半島の自然資源を生かしたせと風の丘パーク周辺地区と亀ヶ池周辺地区の整備とともに、情報・交流拠点となる「道の駅」や「海の駅」等の整備、アンテナショップ等の整備拡充を図ります。

観光・交流の活性化に向けて、新たに地域イベントの開催をはじめ、風力発電施設の周辺開発及び既存の観光・交流施設と連携し、新たな観光・交流ネットワークを構築します。

滞在型体験農業（グリーンツーリズム）、滞在型体験漁業（ブルーツーリズム）、学校での就業体験（インターンシップ）など、佐田岬半島の生活に親しむ多様な機会の拡充を図ります。

## 商工業の活性化と新産業の開発

### 【基本方針】

まちの活気と賑わいを支える商工業の振興に努めるとともに、高度情報基盤や自然エネルギーといった地域特性を活用した新たな産業振興に向けて、町民や関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでいきます。

### 【主な推進施策】

中小企業や商店の活性化に向けて、商工会等と連携した経営支援を推進します。

企業の進出を促進するため、企業用地を整備します。

風力発電による売電事業とともに、自然エネルギーを活用した新たなビジネス展開の研究や自然エネルギーの活用に関する研究開発を官民共同で進めます

整備されている高度情報基盤を活用した在宅就労（SOHO）をはじめ、農業・水産業と連携した商品開発、農水産物の新しい栄養や効能等の研究など、地域産業の複合化による新たな事業展開を促進します。

【目標 4 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち】

主要事業

(単位：百万円)

| 主要施策               | 主要事業                       | 前期5年間の概算事業費 |
|--------------------|----------------------------|-------------|
| 農業・水産業の振興          | 農業基盤整備<br>(農道、園内道、単軌道等)    | 990         |
|                    | 農産物集出荷貯蔵施設、低温貯蔵庫整備         | 100         |
|                    | 中山間地域総合整備事業                | 200         |
|                    | 新山村振興等農林漁業特別対策事業           | 85          |
|                    | 農業公園グレードアップ事業              | 150         |
|                    | 漁港の整備                      | 2,695       |
|                    | 漁場の整備                      | 227         |
| 観光・交流の振興           | 農地バンク及び人材バンクの設置            | 17          |
|                    | 定住促進支援事業の拡充                | 17          |
|                    | 物産のブランド化及び観光物産品の開発         | 17          |
|                    | 後継者の育成                     | 9           |
| 観光・交流の振興           | 亀ヶ池周辺地区整備(再掲)              | 1,500       |
|                    | 高原観光ルート整備<br>(地域間交流整備)     | 158         |
|                    | 佐田岬灯台周辺整備                  | 207         |
|                    | 海の駅整備                      | 500         |
|                    | 観光施設グレードアップ事業              | 60          |
|                    | 地域イベント等の開催                 | 20          |
|                    | 体験型交流事業(グリーン・ブルーツーリズム等)の推進 | 10          |
| 商工業の活性化と<br>新産業の開発 | 風力発電事業の推進                  | 150         |
|                    | 商工団体と連携                    | 87          |
|                    | 自然エネルギーの官民研究費              | 10          |

【県事業】

(単位：百万円)

| 主要施策      | 主要事業           | 概算事業費 |
|-----------|----------------|-------|
| 農業・水産業の振興 | 県営中山間地域総合整備事業  | 2,026 |
|           | 県営畑地帯総合整備事業    |       |
|           | 佐田岬漁港 広域漁港整備事業 |       |

## 目標 5 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち

---

### 人権尊重のまちづくりの推進

#### 【基本方針】

社会的身分、門地、性別などにかかわらず、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮できる社会の実現に向けて、お互いを尊重し合う心の醸成とともに、住民・地域・事業者・行政が一体となって、まち全体で人権尊重のまちづくりの推進に取り組みます。

#### 【主な推進施策】

人権尊重のまちづくりを進めるため、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざし、人権教育・啓発を総合的に推進します。  
男女共同参画計画を策定するとともに、各種審議会等への女性登用や女性団体の活動支援など、男女共同参画の視点からのまちづくりに努めます。

### 地域間・国際交流の推進

#### 【基本方針】

世界中で活躍する人材を輩出している新町では、多方面のネットワークを駆使し、21世紀に活躍する人づくりとまちづくりにつながる、町民が主体となった交流活動を推進します。

#### 【主な推進施策】

地域間交流の活発な展開を図るため、農業・漁業体験やエネルギー施設をはじめ、佐田岬半島の多彩な地域資源を活用し、ボランティア団体等を中心に、県内外地域との多様な交流を促進します。

国際感覚溢れる人材育成と地域づくりに向けて、中学生海外ホームステイの実施や外国学生の受け入れなど、積極的な国際交流活動を推進します。

国際交流活動の活性化に向けて、国際交流協会の組織体制の強化と国際交流員（CIR）体制の拡充を図ります。

## コミュニティ活動の活性化

### 【基本方針】

自治会活動やボランティア活動など、町民主体のコミュニティ活動の活性化を図り、暮らしを支える地区を町民自身の力で創り上げていきます。

また、活発なコミュニティ活動を支えるため、個性的な地域づくりの中心となる人材の育成を図ります。

### 【主な推進施策】

町民の主体的な地域づくりを推進するため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の高揚とともに、自治会体制の充実を図ります。

多彩なコミュニティ活動を支援するため、相談及び情報交流の拠点組織を設置します。また、活動の拠点となるよう各地区公民館の機能充実を図ります。

地域づくりの活性化を促す団体同士の交流や研修機会の拡充を通じて、地域リーダーの育成に努めます。

## 協働のまちづくりの推進

### 【基本方針】

学校教育、生涯学習、地域福祉、環境保全、観光・交流など、生活に身近な分野の公益的活動を、町民、自治会、NPO（民間非営利団体）・ボランティア、民間事業者、行政と一緒に、自分たちの力で自分たちのまちを創造する、協働のまちづくりに取り組んでいきます。

### 【主な推進施策】

町民、自治会、NPO（民間非営利団体）・ボランティア、民間事業者などと協働体制を整えるために、情報公開の徹底と広報・広聴活動の強化を図ります。

社会資本の民間事業化（PFI方式）やボランティア団体への事業委託など、民間活力の積極的な導入を図ります。

【目標 5 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち】主要事業

(単位：百万円)

| 主要施策          | 主要事業                     | 前期5年間の概算事業費 |
|---------------|--------------------------|-------------|
| 人権尊重のまちづくりの推進 | 人権・同和教育の推進               | 33          |
|               | 女性団体への活動支援               | 4           |
| 地域間・国際交流の推進   | 中学生海外ホームステイの実施・外国学生の受け入れ | 27          |
|               | 国際交流協会の組織体制の強化           | 17          |
|               | 国際交流員（C I R）体制の拡充        | 20          |
| コミュニティ活動の活性化  | コミュニティ施設整備               | 140         |
|               | 自治会体制の充実                 | 36          |
|               | コミュニティ活動・ボランティア等の支援      | 4           |
| 協働のまちづくりの推進   | 新町記念式典及びイベントの開催          | 10          |
|               | 新町の広報事業（町章・町歌・PRビデオ等）    | 20          |
|               | 地域審議会の設置                 | -           |

## 目標 6 明日に希望がふくらむまち

---

### 効果的な行政の推進

#### 【基本方針】

合併のスケールメリットを生かし、機能的な組織運営と効果的な行政運営を進めます。また、各地区の均衡ある発展に向けて、庁舎機能の充実と職員的能力向上に努めます。

#### 【主な推進施策】

町民の主体的な地域づくりを推進するため、まちづくり全体における各地区自治活動と行政の役割を明確にした上で、地区自治制度の拡充を図ります。

行政サービスの適正化を図るため、政策や事業の効率・効果について評価を行う、行政評価制度の導入を町民参画のもとで進めます。

行政が実行する事務事業の統廃合及び整理、事務事業の民間委託の推進、補助金等の適正化など、目的に応じた効率的な事業執行に努めます。

職員について、適正な定員管理と適正配置に努めながら、政策立案能力と職務遂行能力を備えた総合的な行政能力の向上を図ります。

各種証明書自動交付、公共施設予約システムなどを進めます。

情報共有化の推進、インターネットを活用した「電子会議」等の環境整備に努めます。

### 健全な財政運営

#### 【基本方針】

新町の将来像の実現に向けて、財源の計画的な配分と重点的な財政投資を行い、持続的な発展の基礎となる財政基盤の強化を図ります。

#### 【主な推進施策】

合併効果を最大限に生かし、義務的経費、経常的経費の合理化、適正化を図り、財政の健全性を確保します。



事務事業の効率化とスリム化を進め、経常経費などの節減を図ります。受益と負担の公平性に配慮しながら、財源の確保に努めます。職員の定員管理や事務経費の削減とともに、事業効果、優先度、他事業との整合性などの観点から事業の重点化を図り、健全な財政運営に積極的に取り組みます。

## 広域行政の推進

### 【基本方針】

生活圏の広域化や町民ニーズの多様化・高度化などに対応した効率的な行政運営を図るため、県や周辺市町村と連携した施策を展開する広域行政機能の充実に努めます。

### 【主な推進施策】

総合調整機能を担う広域行政推進体制の充実に構成自治体とともに努め、広域で取り組む事業の総合的な展開を図ります。

現行の広域事業内容を精査し、より効果的な事業組織(一部事務組合)の構築に努めます。

### 【目標 5 明日に希望がふくらむまち】主要事業

(単位：百万円)

| 主要施策      | 主要事業                             | 前期5年間の概算事業費 |
|-----------|----------------------------------|-------------|
| 効果的な行政の推進 | 総合的施策の推進<br>(各種基本構想・基本計画の作成)     | 40          |
|           | 町有財産整備事業<br>(公共施設の施設管理、使用状況変更経費) | 90          |
|           | 事務事業の統廃合整理                       | -           |
| 広域行政の推進   | 広域行政事務組合の活用                      | -           |

## 第2章 新町における愛媛県事業の推進

「よろこびの風薫るまち 新 いかた」～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にすまち～という新町の将来像を実現のものとするため、愛媛県と連携、協力して以下の施策を推進していきます。

(単位：百万円)

| 町づくりの目標                | 主要事業           | 事業の内容   | 概算事業費 |
|------------------------|----------------|---|-------|
| 快適で、温かいふれあいの広がるまち      | 急傾斜崩壊対策事業      | 三崎地区(旧三崎町)  | 5,638 |
|                        | 県道烏井喜木津線道路改良   | 伊方地区・瀬戸地区・三崎地区幅員等の改良  |       |
|                        | 県道三机港線道路改良     | 瀬戸地区幅員等の改良  |       |
|                        | 県道佐田岬三崎線道路改良   | 三崎地区幅員等の改良  |       |
|                        | 三崎港港湾改修等       | 防波堤、岸壁の整備   |       |
|                        | 一般国道197号道路改築事業 | 三崎地区幅員改良  |       |
|                        | 治山事業           | 塩成地区(旧瀬戸町)  |       |
|                        | 地すべり対策事業       | 足成南地区他5箇所   |       |
|                        | 通常砂防事業         | 三机地区(旧瀬戸町)  |       |
|                        | 海岸保全施設整備       | 伊方地区他2箇所  |       |
| 海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち | 県営中山間地域総合整備事業  | 佐田岬半島西地区<br>(旧伊方町分)<br>農道整備、農村公園、生態系保全施設<br><br>(旧瀬戸町分)<br>農業用排水施設、集落道整備<br>農村公園、市民農園、休憩施設<br><br>(旧三崎町分)<br>農業用排水施設、農道整備、集落道整備 | 2,026 |

(単位：百万円)

| 町づくり<br>の目標                                | 主要事業               | 事業の内容                | 概算事業<br>費 |
|--|--------------------|----------------------|-----------|
| 海と山の<br>恵みを生<br>かす、ゆと<br>りある暮<br>らしのま<br>ち | 県営畑地帯総合整備事<br>業    | 三崎北第二地区他1箇所<br>畑かん施設 |           |
|  | 佐田岬漁港 広域漁港<br>整備事業 | 防波堤、岸壁整備             |           |

## 第3章 公共的施設の適正配置

### (1) 基本方針

公共的施設の適正配置にあたっては、新町全体の均衡ある発展を前提に、新町の将来展望を踏まえつつ、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、また、現在の公共的施設の有効利用と新町の財政事情を考慮しながら、計画的に進めていきます。

適正配置及び統合整備の検討にあたっては、町内の地域バランスや住民の利便性を基本に、地域づくりやコミュニティ活動における機能、施設の安全性や維持管理状況などを総合的に勘案し、住民との十分な協議をもとに進めることとします。

### (2) 町役場（庁舎）

新町の事務所は現在の伊方庁舎を本庁とします。

現在の瀬戸庁舎・三崎庁舎は新町の総合支所とし、3庁舎の連携を図りながら、新町全体の均衡ある発展を支えていきます。

なお、町民の利便性の向上と行政運営の合理化・迅速化を図るため、情報共有を推進し、各種電子システム等を活用した電子自治体づくりを進めます。

### (3) その他施設

新町全体の均衡ある発展という方針のもと、「よろこびの風薫るまち 新いかた」を展望しながら、地域づくりやコミュニティ活動の活性化、町内の一体性の確保、都市住民との交流拡大、安心できる暮らしの実現、少子高齢社会に対応した教育環境などにおいて、住民や関係機関との十分な協議を踏まえた上で、施設の適正な配置に努めます。

## 第4章 財政計画

財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間についての普通会計（公営企業会計以外の会計をまとめたもの）として策定しました。

なお、歳入・歳出の前提条件は次のとおりです。

### 【歳入】

#### （1）地方税

町税については、現行の税制度を基本として、これまでどおりの歳入を見込んでいます。ただし、四国電力の固定資産税については減収を見込んでいます。

#### （2）地方交付税

普通交付税については将来人口の推計を考慮し、合併による算定の特例（合併算定替）を見込んで計上しています。特別交付税については、国の財政支援措置を見込んでいます。

#### （3）国庫支出金・県支出金

平成14年度を基本に、新町建設計画事業分及び合併に係る財政支援分（合併市町村補助金）を加えて見込んでいます。

#### （4）地方債

既存の地方債及び新町まちづくり計画における合併特例債を見込んでいます。また、合併市町村振興のための基金造成も見込んでいます。

### 【歳出】

#### （1）人件費

合併後の退職者と採用者数の調整等による一般職員の人件費の削減と、合併に伴う特別職等の減を見込んでいます。

#### （2）物件費

過去の実績等を参考に見込んでいます。

#### （3）扶助費

過去の実績等を参考に見込んでいます。

(4) 補助費等

過去の実績等を参考に見込んでいます。

(5) 公債費

既存地方債償還予定額に、合併以降の新町建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えた金額を見込んでいます。

(6) 繰出金

各町ごとの事業特別会計への繰出金について、各会計を積算した推計による必要額を見込みます。

(7) 普通建設事業費

新町建設計画及び計画事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

**参考** 本地域(3町)の普通会計決算額等の近年における推移は以下のとおり。

(単位：百万円)

| 区分                   |        | 伊方町   | 瀬戸町   | 三崎町   | 地域計    |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 歳入総額<br>(百万円)        | 平成11年度 | 8,248 | 3,622 | 3,737 | 15,607 |
|                      | 平成12年度 | 8,732 | 3,650 | 3,596 | 15,978 |
|                      | 平成13年度 | 8,223 | 3,380 | 3,010 | 14,613 |
| 歳出総額<br>(百万円)        | 平成11年度 | 7,913 | 3,550 | 3,572 | 15,035 |
|                      | 平成12年度 | 7,512 | 3,559 | 3,445 | 14,516 |
|                      | 平成13年度 | 7,461 | 3,272 | 2,837 | 13,570 |
| 経常収支比率<br>(%)        | 平成11年度 | 60.7  | 85.9  | 86.2  | -      |
|                      | 平成12年度 | 68.0  | 77.6  | 80.9  | -      |
|                      | 平成13年度 | 70.5  | 81.7  | 82.2  | -      |
| 財政力指数                | 平成11年度 | 1.366 | 0.119 | 0.125 | -      |
|                      | 平成12年度 | 1.248 | 0.121 | 0.124 | -      |
|                      | 平成13年度 | 1.263 | 0.129 | 0.141 | -      |
| 起債制限比率<br>(3力年平均)(%) | 平成11年度 | 8.6   | 13.3  | 12.7  | -      |
|                      | 平成12年度 | 9.3   | 11.9  | 13.5  | -      |
|                      | 平成13年度 | 9.7   | 10.1  | 14.2  | -      |

資料：地方財政状況調査

## 前期（平成17年～21年度）

### （1）歳入

（単位：百万円）

| 区 分         | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地方税         | 2,985    | 2,823    | 2,660    | 2,507    | 2,369    |
| 地方譲与税       | 112      | 112      | 112      | 112      | 112      |
| 利子割交付金      | 10       | 10       | 10       | 10       | 10       |
| 地方消費税交付金    | 98       | 98       | 98       | 98       | 98       |
| 自動車取得税交付金   | 50       | 50       | 50       | 50       | 50       |
| 地方特例交付金     | 37       | 37       | 37       | 37       | 37       |
| 地方交付税       | 2,919    | 2,754    | 2,726    | 2,740    | 2,911    |
| 普通交付税       | 2,598    | 2,449    | 2,437    | 2,465    | 2,650    |
| 特別交付税       | 321      | 305      | 289      | 275      | 261      |
| 交通安全対策特別交付金 | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 分担金及び負担金    | 87       | 55       | 55       | 54       | 54       |
| 使用料及び手数料    | 170      | 170      | 170      | 170      | 170      |
| 国庫支出金       | 1,683    | 1,820    | 1,908    | 1,738    | 1,255    |
| 県支出金        | 633      | 724      | 668      | 570      | 557      |
| 財産収入        | 12       | 12       | 12       | 12       | 12       |
| 寄附金         | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 繰入金         | 70       | 70       | 70       | 70       | 70       |
| 諸収入         | 147      | 147      | 147      | 147      | 147      |
| 地方債         | 3,535    | 1,626    | 1,419    | 1,448    | 1,383    |
| 合計          | 12,550   | 10,510   | 10,144   | 9,765    | 9,237    |

### （2）歳出

| 区 分       | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人件費       | 2,213    | 2,213    | 2,093    | 1,939    | 1,745    |
| 扶助費       | 373      | 373      | 373      | 373      | 373      |
| 公債費       | 1,523    | 1,533    | 1,535    | 1,526    | 1,605    |
| 物件費       | 1,435    | 1,413    | 1,428    | 1,430    | 1,448    |
| 維持補修費     | 72       | 72       | 72       | 72       | 72       |
| 補助費等      | 1,530    | 1,530    | 1,530    | 1,530    | 1,530    |
| 繰出金       | 714      | 763      | 782      | 791      | 795      |
| 積立金       | 156      | 156      | 156      | 156      | 156      |
| 投資・出資・貸付金 | 32       | 32       | 32       | 32       | 32       |
| 普通建設事業費   | 4,502    | 2,425    | 2,143    | 1,916    | 1,481    |
| 災害復旧事業費   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 予備費       | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 合計        | 12,550   | 10,510   | 10,144   | 9,765    | 9,237    |

## 後期（平成22年～26年度）

### （1）歳入

（単位：百万円）

| 区 分         | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地方税         | 2,244    | 2,130    | 2,027    | 1,934    | 1,849    |
| 地方譲与税       | 112      | 112      | 112      | 112      | 112      |
| 利子割交付金      | 10       | 10       | 10       | 10       | 10       |
| 地方消費税交付金    | 98       | 98       | 98       | 98       | 98       |
| 自動車取得税交付金   | 50       | 50       | 50       | 50       | 50       |
| 地方特例交付金     | 37       | 37       | 37       | 37       | 37       |
| 地方交付税       | 2,974    | 2,744    | 2,825    | 2,894    | 2,959    |
| 普通交付税       | 2,726    | 2,508    | 2,601    | 2,681    | 2,757    |
| 特別交付税       | 248      | 236      | 224      | 213      | 202      |
| 交通安全対策特別交付金 | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 分担金及び負担金    | 51       | 51       | 49       | 48       | 48       |
| 使用料及び手数料    | 170      | 170      | 170      | 170      | 170      |
| 国庫支出金       | 1,138    | 1,281    | 1,112    | 1,025    | 995      |
| 県支出金        | 534      | 469      | 481      | 449      | 451      |
| 財産収入        | 12       | 12       | 12       | 12       | 12       |
| 寄附金         | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 繰入金         | 70       | 70       | 70       | 70       | 70       |
| 諸収入         | 147      | 147      | 147      | 147      | 147      |
| 地方債         | 1,414    | 1,275    | 1,305    | 1,333    | 1,364    |
| 合計          | 9,063    | 8,658    | 8,507    | 8,391    | 8,374    |

### （2）歳出

| 区 分       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人件費       | 1,705    | 1,648    | 1,497    | 1,481    | 1,346    |
| 扶助費       | 373      | 373      | 373      | 373      | 373      |
| 公債費       | 1,554    | 1,608    | 1,588    | 1,545    | 1,589    |
| 物件費       | 1,463    | 1,479    | 1,494    | 1,510    | 1,526    |
| 維持補修費     | 72       | 72       | 72       | 72       | 72       |
| 補助費等      | 1,530    | 1,530    | 1,530    | 1,530    | 1,527    |
| 繰出金       | 806      | 804      | 814      | 806      | 804      |
| 積立金       | 156      | 156      | 156      | 156      | 156      |
| 投資・出資・貸付金 | 32       | 32       | 32       | 32       | 32       |
| 普通建設事業費   | 1,372    | 956      | 951      | 886      | 949      |
| 災害復旧事業費   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 予備費       | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 合計        | 9,063    | 8,658    | 8,507    | 8,391    | 8,374    |



各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて

各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 27 日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱い

- 1 奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。
- 2 事業実施の財源として、奨学資金貸付基金をあて、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積み立てを行い、事業に必要な額を確保するものとする。
- 3 旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |            |         |            |
|-------|------------|---------|------------|
| 幹事会承認 | 平成16年4月20日 | 合併協議会提案 | 平成16年4月27日 |
|-------|------------|---------|------------|

|          |  |          |      |
|----------|--|----------|------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )   | 関係項目     |      |
| 事務事業・制度名 | 奨学資金貸与事業   | 担当専門部会名等 | 文教部会 |
| 調整の内容    | <p>1 奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。</p> <p>2 事業実施の財源として、奨学資金貸付基金をあて、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積み立てを行い、事業に必要な額を確保するものとする。</p> <p>3 旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。</p> |          |      |

| 事務事業名の名称等 | 現況や課題等  |  |   | 具体的な調整方法   |
|-----------|---|--|---|--|
|           | 伊方町   | 瀬戸町  | 三崎町   |  |
| 奨学資金貸与事業  | <p><b>事業の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。</li> </ul> <p><b>貸付金の額(無利子)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 20,000円/月</li> <li>・各種学校、高専等 35,000円/月</li> <li>・大学 45,000円/月</li> </ul> <p><b>財源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊方町奨学資金貸付基金</li> </ul> <p><b>平成15年度貸付額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29人 31,725千円</li> </ul> <p><b>貸付実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度末現在</li> <li>対象者 419名</li> <li>貸付金 234,275千円</li> <li>貸付金は決算年度末の貸付残高</li> </ul> | <p><b>事業の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。</li> </ul> <p><b>貸付金の額(無利子)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 16,000円/月</li> <li>・高等専門学校 16,000円/月</li> <li>・大学 35,000円/月</li> </ul> <p><b>財源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸町ふるさと創生基金の一部運用</li> </ul> <p><b>平成15年度貸付額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22人 7,188千円</li> </ul> <p><b>貸付実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度末現在</li> <li>対象者 293名</li> <li>貸付金 47,265千円</li> <li>貸付金は決算年度末の貸付残高</li> </ul> | <p><b>事業の目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。</li> </ul> <p><b>貸付金の額(無利子)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 500円/月</li> <li>・大学 2,000円/月</li> </ul> <p><b>財源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財源</li> </ul> <p><b>平成15年度貸付額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0人 0千円</li> </ul> <p><b>貸付実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度末現在</li> <li>対象者 0名</li> <li>貸付金 0千円</li> <li>貸付金は決算年度末の貸付残高</li> </ul> | <p>奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。</p> <p><b>財源</b></p> <p>事業実施の財源として、奨学資金貸付基金をあて、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積み立てを行い、事業に必要な額を確保するものとする。</p> <p><b>債権</b></p> <p>旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。</p> |

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |            |         |            |
|-------|------------|---------|------------|
| 幹事会承認 | 平成16年4月20日 | 合併協議会提案 | 平成16年4月27日 |
|-------|------------|---------|------------|

|          |                              |          |      |
|----------|------------------------------|----------|------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - ) | 関係項目     |      |
| 事務事業・制度名 | 奨学資金貸与事業                     | 担当専門部会名等 | 文教部会 |

| 事務事業名の名称等     | 現況や課題等  |  |  | 具体的な調整方法                 |
|---------------|---|--|--|--------------------------|
|               | 伊方町   | 瀬戸町  | 三崎町  |                          |
| 貸付の対象となる学校の規程 | 学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)高等専門学校、大学及び各種学校(教育委員会が別に指定するものに限る。)に在学するもの。<br>愛媛県立農業大学校は貸付対象としている。                               | 高等学校、大学又は専門学校に在学するもの。  | 国公立大学又は高等学校に在学するもの   | 制度の具体的内容については、合併までに調整する。 |
| 奨学金の返還猶予      | (1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。<br><br>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。<br><br>(3) 愛媛県公立学校職員(中学校教員、小学校教員)として採用され、県内の学校等に勤務しているとき。 | (1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。<br><br>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。<br><br>(3) 町内に定住し、就業しているとき。                                      | (1) 上級学校に進学したとき又は特別の事由により一時償還ができなくなったとき。                       |                          |
| 奨学金の返還免除      | (1) 死亡したとき<br><br>(2) 重度の障害者、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。<br><br>(3) 愛媛県公立学校職員(中学校教員、小学校教員)として採用され、県内の学校等に8年以上勤務したとき。                  | (1) 死亡したとき<br><br>(2) 重度の障害、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。<br><br>(3) 引き続いて10年以上町内に定住し、就業したとき。  | (1) 死亡したとき   |                          |
| 奨学金の返還        | (1) 奨学金の返還は年賦<br><br>(2) 貸与を受けた期間が2年未満の者は5回、2年以上3年未満の者は10回、3年以上の者は15回で返還する。<br><br>(3) 納入通知書により毎年12月末までに納入する。                           | (1) 奨学金の返還は年賦又は半年賦<br><br>(2) 貸与を受けた期間の2倍相当期間で返還するが、2倍の期間が10年を超えるものについては10年間で返還する。<br><br>(3) 納入通知書により、年賦にあつては毎年12月末、半年賦にあつては6月末及び12月末までに納入する。 | (1) 奨学金の返還は月賦<br><br>(2) 大学卒業生は10年間で返還<br><br>(3) 高校卒業生は5年間で返還 |                          |

## 各種事務事業（農業振興事業）の取扱いについて

各種事務事業（農業振興事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 27 日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上 善一

### 各種事務事業（農業振興事業）の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。
- (2) 地域農政推進対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
- (3) 認定農業者育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、認定基準や認定審査会の設置等については、合併時に調整する。
- (4) 中山間地域等直接支払事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後に調整する。
- (5) 農業近代化資金利子補給等事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、従前のとおりとする。
- (6) 農地情報管理システムについては、合併後、瀬戸町農用地データシステムに統合する。
- (7) 町単独助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後5年以内に調整する。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |   |          |        |
|----------|---|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )                | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (1) 農業振興地域整備計画                       | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 農業振興地域整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。 |          |        |

| 事務事業名の名称等  | 現況や課題等  |   |  | 具体的な調整方法  |
|------------|---|---|--|---|
|            | 伊方町   | 瀬戸町   | 三崎町  |   |
| 農業振興地域整備計画 | <p>【伊方町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域決定(昭和46年度)</li> <li>農業振興地域 1,793ha</li> <li>農用地区域 929ha</li> </ul> <p>【計画書管理内容】</p> <p>町農業振興地域整備計画書は、法改正により、市町村が主体性をもって基礎調査を行い市町村農業振興地域整備計画書を変更する。</p> | <p>【瀬戸町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域決定(昭和47年1月11日)</li> <li>農業振興地域 2,304ha</li> <li>農用地区域 727ha</li> </ul> <p>【計画書管理内容】</p> <p>町農業振興地域整備計画書は、法改正により、市町村が主体性をもって基礎調査を行い市町村農業振興地域整備計画書を変更する。</p> | <p>【三崎町農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域決定(昭和63年3月最終変更)</li> <li>農業振興地域 3,358ha</li> <li>農用地区域 1,037ha</li> </ul> <p>【計画書管理内容】</p> <p>町農業振興地域整備計画書は、法改正により、市町村が主体性をもって基礎調査を行い市町村農業振興地域整備計画書を変更する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>合併後、早期に見直し再編を行い一元化を図る。</li> <li>各町合併までに事前準備を行う。</li> </ul> |

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |   |          |        |
|----------|---|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )            | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (2) 地域農政推進対策事業                   | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 地域農政推進対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。 |          |        |

| 事務事業名の名称等  | 現況や課題等   |   |   | 具体的な調整方法                              |
|------------|--|---|---|---------------------------------------|
|            | 伊方町  | 瀬戸町   | 三崎町   |                                       |
| 地域農政推進対策事業 | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。</li> <li>認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。</li> <li>農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また、関係機関で構成するプロジェクトチームにより調査・分析を行う。</li> <li>集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。</li> </ul> <p>【事業概要】</p> <p>経営対策体制整備促進事業</p> <p>(1)地域農業マスタープランの目標設定、推進の検討</p> <p>(2)経営生産対策推進会議の開催</p> <p>経営体質強化対策事業</p> <p>(1)認定農業者の育成指導</p> <p>認定農業者数 54名{うち法人16名}</p> <p>(2)基本構想実践推進会議の開催</p> <p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>(1)農地の出し手、受け手の意向調査</p> <p>(2)調査員による戸別訪問</p> | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。</li> <li>認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。</li> <li>農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また、関係機関で構成するプロジェクトチームにより調査・分析を行う。</li> <li>集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。</li> </ul> <p>【事業概要】</p> <p>経営対策体制整備促進事業</p> <p>(1)地域農業マスタープランの目標設定、推進の検討</p> <p>(2)経営生産対策推進会議の開催</p> <p>経営体質強化対策事業</p> <p>(1)認定農業者の育成指導</p> <p>認定農業者数 27名</p> <p>(2)基本構想実践推進会議の開催</p> <p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>(1)農地の出し手、受け手の意向調査</p> <p>(2)農地情報管理システムによる管理</p> <p>(3)調査員による戸別訪問</p> | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。</li> <li>認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。</li> <li>農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また、関係機関で構成するプロジェクトチームにより調査・分析を行う。</li> <li>集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。</li> </ul> <p>【事業概要】</p> <p>経営対策体制整備促進事業</p> <p>(1)地域農業マスタープランの目標設定、推進の検討</p> <p>(2)経営生産対策推進会議の開催</p> <p>経営体質強化対策事業</p> <p>(1)認定農業者の育成指導</p> <p>認定農業者数 50名</p> <p>(2)基本構想実践推進会議の開催</p> <p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>(1)農地の出し手、受け手の意向調査</p> <p>(2)農地情報管理システムによる管理</p> <p>(3)調査員による戸別訪問</p> | <p>・3町採択している事業が異なっているため、合併後再編を行う。</p> |

【負担割合】

経営対策体制整備促進事業  
事業費 62千円 ( 県1/2 町1/2 )  
経営体質強化対策事業  
事業費 308千円 ( 県1/2 町1/2 )  
農地流動化地域総合推進事業  
事業費 654千円 ( 県1/2 町1/2 )

【内容等】

総合的な農業行政の策定及び進行管理  
・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針  
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針  
・多様な担い手の育成、確保方針  
・新規就農対策推進方針  
・担い手への農用地利用集積方針  
・経営、生産対策に必要な各種事業の導入方針  
・年度活動計画の作成

【負担割合】

経営対策体制整備促進事業  
事業費 180千円 ( 県1/2 町1/2 )  
経営体質強化対策事業  
事業費 426千円 ( 県1/2 町1/2 )  
農地流動化地域総合推進事業  
事業費 508千円 ( 県1/2 町1/2 )

【内容等】

総合的な農業行政の策定及び進行管理  
・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針  
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針  
・多様な担い手の育成、確保方針  
・新規就農対策推進方針  
・担い手への農用地利用集積方針  
・経営、生産対策に必要な各種事業の導入方針  
・年度活動計画の作成

【負担割合】

経営対策体制整備促進事業  
事業費 41千円 ( 県1/2 町1/2 )  
経営体質強化対策事業  
事業費 150千円 ( 県1/2 町1/2 )  
農地流動化地域総合推進事業  
事業費 388千円 ( 県1/2 町1/2 )

【内容等】

総合的な農業行政の策定及び進行管理  
・経営、生産の総合的な振興に関する基本方針  
・効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成確保の方針  
・多様な担い手の育成、確保方針  
・新規就農対策推進方針  
・担い手への農用地利用集積方針  
・経営、生産対策に必要な各種事業の導入方針  
・年度活動計画の作成

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |  |          |        |
|----------|--|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )                               | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (3) 認定農業者育成事業                                       | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 認定農業者育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、認定基準や認定審査会の設置等については、合併時に調整する。 |          |        |

| 事務事業名の名称等 | 現況や課題等  |  |   | 具体的な調整方法  |
|-----------|---|--|---|---|
|           | 伊方町   | 瀬戸町  | 三崎町   |   |
| 認定農業者育成事業 | <p>【目的】<br/>高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 54</p> <p>【支援策】 資金の融資<br/>税制の特例<br/>経営に関する相談、助言、研修<br/>農地の利用集積<br/>補助事業の採択</p> <p>【認定審査会構成員】<br/>町農林水産課、農業委員会、JA西宇和伊方支店・町見支店<br/>八幡浜中央地域農業改良普及センター伊方担当普及員、その他</p> | <p>【目的】<br/>高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 27</p> <p>【支援策】 資金の融資<br/>税制の特例<br/>経営に関する相談、助言、研修<br/>農地の利用集積<br/>補助事業の採択</p> <p>【認定審査会構成員】<br/>町産業課、農業委員会、JA西宇和瀬戸支店・瀬戸共選・総合対策室、八幡浜中央地域農業改良普及センター</p> | <p>【目的】<br/>高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>【概要】 認定農業者数 50</p> <p>【支援策】 資金の融資<br/>税制の特例<br/>経営に関する相談、助言、研修<br/>農地の利用集積<br/>補助事業の採択</p> <p>【認定審査会構成員】<br/>町産業課、農業委員会、JA西宇和三崎支店、八幡浜中央地域農業改良普及センター</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町に認定審査会を設置し、新たに委員を選任する。</li> <li>・認定基準の統一を図る。</li> </ul> |



伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |  |          |        |
|----------|--|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )             | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (4) 中山間地域等直接支払事業                  | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 中山間地域等直接支払事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後に調整する。 |          |        |

| 事務事業名の名称等    | 現況や課題等   |   |   | 具体的な調整方法  |
|--------------|--|---|---|---|
|              | 伊方町  | 瀬戸町   | 三崎町   |   |
| 中山間地域等直接支払事業 | <p>【目的】<br/>耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を交付する。</p> <p>【集落協定】<br/>・ 締結集落 18集落</p> <p>・ 1個別協定 (亀浦個別)</p> <p>【交付金額】<br/>・ 地目：畑<br/>急傾斜地： 11,500/10a<br/>緩傾斜地： 3,500/10a</p> <p>・ 19協定合計<br/>47,072,209円(4,110,161㎡)<br/>財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【事務手順】<br/>町が中山間地域等直接支払基本方針を策定し<br/>県の認定を受ける<br/>集落が基本方針に基づき集落協定を締結し<br/>町の認定を受ける</p> | <p>【目的】<br/>耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を交付する。</p> <p>【対象地域】<br/>・ 一般傾斜地 12集落</p> <p>【集落協定】<br/>・ 締結集落 12集落</p> <p>【交付金額】<br/>・ 地目：畑<br/>急傾斜地： 11,500/10a<br/>緩傾斜地： 3,500/10a</p> <p>・ 地目：採草放牧地<br/>急傾斜地： 1,000/10a</p> <p>・ 12集落合計<br/>37,804,136円(3,618,770㎡)<br/>財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【事務手順】<br/>町が中山間地域等直接支払基本方針を策定し<br/>県の認定を受ける<br/>集落が基本方針に基づき集落協定を締結し<br/>町の認定を受ける</p> | <p>【目的】<br/>耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を交付する。</p> <p>【対象地域】<br/>・ 一般傾斜地 14集落</p> <p>【集落協定】<br/>・ 締結集落 11集落</p> <p>【交付金額】<br/>・ 地目：畑<br/>急傾斜地： 11,500/10a<br/>緩傾斜地： 3,500/10a</p> <p>・ 11集落合計<br/>48,805,873円(4,339,351㎡)<br/>財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【事務手順】<br/>町が中山間地域等直接支払基本方針を策定し<br/>県の認定を受ける<br/>集落が基本方針に基づき集落協定を締結し<br/>町の認定を受ける</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針は合併時にすり合わせを行い、新町での基本方針を策定する。</li> <li>現状の集落協定は、そのまま新町に引き継ぐ。</li> </ul> |

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |  |          |        |
|----------|--|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )   | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (5) 農業近代化資金利子補給等事業  | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 農業近代化資金利子補給等事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に調整する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、従前のとおりとする。 |          |        |

| 事務事業名の名称等     | 現況や課題等   |  |  | 具体的な調整方法   |
|---------------|--|--|--|--|
|               | 伊方町  | 瀬戸町  | 三崎町  |  |
| 農業近代化資金利子補給   | <p>【目的】<br/>農業の近代化と合理化を図るため近代化資金を借入れる者に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【利子補給期間】 初年度から5年以内</p> <p>【実績】<br/>平成14年度実績<br/>利子補給額 1,025,000円(24件)</p> <p>【事務手続】<br/>伊方町農林漁業振興資金の利子補給に関する条例施行規則による。</p> | <p>【目的】<br/>農業者が農業振興のために借入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【利子補給期間】 返済終了時まで</p> <p>【実績】<br/>平成14年度実績<br/>利子補給額 332,632円(12件)</p> | <p>【目的】<br/>農業者が農業振興のために借入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【利子補給期間】 返済終了時まで</p> <p>【実績】<br/>平成14年度実績<br/>利子補給額 180,287円(10件)</p> <p>【事務手続】<br/>農協が借入者に替わって利子補給額を請求</p> | <p>・各種利子補給制度については、合併時に調整する。</p> <p>・旧町で資金借入れしているものについては、従前のとおりとする。</p> |
| 農林漁業共同化資金利子補給 | <p>【目的】<br/>農林漁業の共同化を図るため共同化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【実績】<br/>平成14年度実績<br/>利子補給額 実績なし</p>  | <p>【目的】<br/>農林漁業の共同化を図るため共同化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【実績】<br/>平成14年度実績<br/>利子補給額 実績なし</p>                      | <p>【目的】<br/>農林漁業の共同化を図るため共同化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。</p> <p>【利子補給率】 年 1.0%</p> <p>【実績】<br/>平成14年度実績<br/>利子補給額 実績なし</p>  |  |

平成13年産柑橘農家経営  
安定化資金利子補給

【目的】  
平成13年産柑橘の販売価格の暴落に対処するため、柑橘農家の経営維持に要する資金に対する利子負担を軽減するため農業者等に対して、条例の定めるところにより、利子補給する。

【内容】  
基準金利 2.85%  
利子負担 町 0.50%  
農協 0.85%  
農家 1.50%  
貸付限度額 3,000千円  
利子補給期間 5年以内  
利子補給金の請求事務は一括して農協が行う。

【実績】  
平成14年度実績  
利子補給額 370,200円(30件)

農業経営基盤強化資金利子  
補給(スーパーL資金)

【貸付対象事業】  
・認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備資金等の長期資金  
・農地等の取得、改良又は造成等  
・施設・機械等の改良、造成又は取得  
・加工処理施設・流通販売施設観光農業施設等の改良、造成又は取得  
・借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等  
・家畜・果樹の導入、農地借地料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 など

【貸付対象者】  
・認定農業者  
【貸付利率】  
・0.70%～1.40%(町等の利子助成後の利率)

【貸付限度額】  
・個人 15,000万円(特認 30,000万円)  
・法人 50,000万円(特認 70,000万円)

【目的】  
平成13年産の柑橘の販売価格の暴落により経営安定化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。

【内容】  
基準金利 2.85%  
利子負担 町 0.50%  
農協 0.85%  
農家 1.50%  
貸付限度額 3,000千円  
利子補給期間 5年以内  
利子補給金の請求事務は一括して農協が行う。

【実績】  
平成14年度実績  
利子補給額 113,958円(16件)

【貸付対象事業】  
・認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備資金等の長期資金  
・農地等の取得、改良又は造成等  
・施設・機械等の改良、造成又は取得  
・加工処理施設・流通販売施設観光農業施設等の改良、造成又は取得  
・借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等  
・家畜・果樹の導入、農地借地料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 など

【貸付対象者】  
・認定農業者  
【貸付利率】  
・0.70%～1.40%(町等の利子助成後の利率)

【貸付限度額】  
・個人 15,000万円(特認 30,000万円)  
・法人 50,000万円(特認 70,000万円)

【目的】  
三崎町において柑橘の販売価格の暴落により経営安定化資金を借入れた農家に対し、それに伴い生ずる利子の軽減を図り事業の安定に資する。

【内容】  
基準金利 2.85%  
利子負担 町 0.50%  
農協 0.85%  
農家 1.50%  
貸付限度額 3,000千円  
利子補給期間 5年以内  
利子補給金の請求事務は一括して農協が行う。

【実績】  
平成14年度実績  
利子補給額 249,004円(14件)

【貸付対象事業】  
・認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備資金等の長期資金  
・農地等の取得、改良又は造成等  
・施設・機械等の改良、造成又は取得  
・加工処理施設・流通販売施設観光農業施設等の改良、造成又は取得  
・借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等  
・家畜・果樹の導入、農地借地料の支払い、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 など

【貸付対象者】  
・認定農業者  
【貸付利率】  
・0.70%～1.40%(町等の利子助成後の利率)

【貸付限度額】  
・個人 15,000万円(特認 30,000万円)  
・法人 50,000万円(特認 70,000万円)

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |   |          |        |
|----------|---|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )            | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (6) 農地情報管理システム整備事業               | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 農地情報管理システムについては、合併後、瀬戸町農用地データシステムに統合する。 |          |        |

| 事務事業名の名称等      | 現況や課題等 |  |  | 具体的な調整方法  |
|----------------|--------|--|--|---|
|                | 伊方町    | 瀬戸町  | 三崎町  |   |
| 農地情報管理システム整備事業 | 該当なし   | <p>平成12年度、国補事業にて整備</p> <p>事業費 11,760千円<br/>うち、1,995千円は中山間地域等直接支払制度管理支援システム導入業務</p> <p>補助金 4,882千円<br/>・農用地地図データの作成<br/>・農家データの作成</p> <p>データの更新を早急に行い、より有効な活用を図る。</p> | <p>平成13年度、国補事業にて整備<br/>(農業委員会の台帳未整理のため未完成)</p> <p>事業費 11,550千円</p> <p>補助金 5,775千円<br/>・農用地地図データの作成<br/>・農家データの作成</p> <p>データの更新を早急に行い、より有効な活用を図る。</p> | <p>・合併後、瀬戸町農用地データシステムに統合する。<br/>(システム容量確認・農家台帳整理)</p> |

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |                  |         |                  |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 幹事会承認 | 平成 16 年 4 月 20 日 | 合併協議会提案 | 平成 16 年 4 月 27 日 |
|-------|------------------|---------|------------------|

|          |   |          |        |
|----------|---|----------|--------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )            | 関係項目     |        |
| 事務事業・制度名 | 農業振興事業 (7) 町単独助成事業                      | 担当専門部会名等 | 産業建設部会 |
| 調整の内容    | 町単独助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後5年以内に調整する。 |          |        |

| 事務事業名の名称等   | 現況や課題等   |   |   | 具体的な調整方法                               |
|-------------|--|---|---|--|
|             | 伊方町  | 瀬戸町   | 三崎町   |  |
| 町単独農業振興助成制度 | <p>【伊方町単独産業振興推進事業】</p> <p>【目的】<br/>各種団体等が行う産業振興推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。<br/>なお、町長が特に認める事業及び国又は県の補助金及び奨励金を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>【各種団体等の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA西宇和伊方支店及び町見支店</li> <li>・伊方町漁協、有寿来漁協及び町見魚協</li> <li>・伊方町商工会</li> <li>・伊方町商工業協同組合</li> <li>・(株)クリエイト伊方</li> <li>・伊方町生活改善グループ連絡協議会</li> <li>・西宇和郡杜氏協同組合</li> <li>・その他町長が産業振興を図るため認める団体</li> </ul> | <p>[瀬戸町産業振興促進対策事業]</p> <p>【目的】<br/>団体・個人が行う施設整備及びその他必要な施策の推進に要する経費に対し補助し、より一層の産業振興を図る。</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者集団による道路整備事業<br/>補助金 1,107,600円</li> <li>・単軌道新設等事業<br/>事業費 3,800,000円<br/>補助金 1,098,000円</li> <li>・イノシシによる農作物被害対策事業<br/>事業費 1,485,565円<br/>補助金 588,000円</li> <li>・新技術導入事業(タイベック被覆)<br/>事業費 13,025,500円<br/>補助金 5,149,000円</li> <li>・フォークリフト導入事業<br/>事業費 1,750,000円<br/>補助金 700,000円</li> <li>・かんきつ優良系統転換等緊急対策事業<br/>事業費 750,000円<br/>補助金 300,000円</li> <li>・農産物共進会<br/>補助金 300,000円上限</li> <li>・農業インターン制度<br/>町・JAで新規参入者支援<br/>研修期間 2年間<br/>研修費助成 150,000円/月(町・JA 各1/2)<br/>(平成15年7月から1名研修中)</li> </ul> | <p>[三崎町産業振興促進対策事業]</p> <p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシによる農作物被害対策事業<br/>補助金 1,010,000円</li> <li>・生産総合対策条件整備事業(改植)<br/>事業費 1,063,000円<br/>補助金 105,000円</li> <li>・生産総合対策条件整備事業(放任園伐採)<br/>事業費 996,618円<br/>補助金 122,000円</li> <li>・生産総合対策条件整備事業(タイベック被覆)<br/>事業費 4,870,000円<br/>補助金 243,500円</li> </ul> | <p>・3町の制度に差異があるため、合併後5年以内に調整一元化する。</p> |

|                                |   |   |  |  |
|--------------------------------|---|---|--|--|
| <p>町単独農業受益者集団<br/>施工道路事業補助</p> | <p>【概要】<br/>ブルドーザーの切取り行程を主体とした農林道の<br/>新設、改修及びコンクリートによる舗装工事<br/>とし、要領第3条の事業認定要件に合致する事<br/>業について認定し、工事施工後検査の上、補助<br/>金を交付する。</p> <p>【受益戸数】 5戸以上</p> <p>【補助金】<br/>・農道新設<br/>1,000円(1m当たり)<br/>・農道舗装<br/>町確認の出来型数量相当額又はコンク<br/>リート購入数量相当額のうちいずれか<br/>低い方の額<br/>・諸資材<br/>別途協議<br/>・測量設計等に要した経費<br/>経費の60%以内の額</p> | <p>【概要】<br/>農林道の新設をブルドーザーの切取り行程を主<br/>体とした事業。</p> <p>【受益戸数】 2戸以上</p> <p>【補助金】 1,300円/m<br/>・受益者施工による農道<br/>幅員 2.0m以上 1,300円(1m当たり)</p>      | <p>補助制度なし</p>  | <p>・3町の制度に差異があるため、合併5年以内に調整<br/>一元化する。</p> |
| <p>町単独農道維持補修</p>               | <p>【概要】<br/>一般会計当初予算に定額を計上し、認定農道の<br/>維持補修を実施する。<br/>また、要望書などについても対応し予算不足の<br/>場合は、補正予算対応を行う。</p> <p>【当初予算計上額】 1,500千円</p> <p>【農道路線数】 84路線</p>  | <p>【概要】<br/>一般会計当初予算に定額を計上し、認定農道の<br/>維持補修を実施する。<br/>また、要望書などについても対応し予算不足の<br/>場合は、補正予算対応を行う。</p> <p>【当初予算計上額】 500千円</p> <p>【農道路線数】 8路線</p> | <p>【概要】<br/>一般会計当初予算に定額を計上し、認定農道の<br/>維持補修を実施する。<br/>また、要望書などについても対応し予算不足の<br/>場合は、補正予算対応を行う。</p> <p>【予算計上額】 2,500千円</p> <p>【農道路線数】 41路線</p> | <p>・合併時に瀬戸町要綱の制度に統合する。</p>                 |

そ の 他

## 第17回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

|      | 開催町 | 開催場所     | 開催日時                  |
|------|-----|----------|-----------------------|
| 第1回  | 伊方町 | 伊方町役場    | 平成15年 1月14日(火) 14:00~ |
| 第2回  | 瀬戸町 | 瀬戸町民センター | 平成15年 2月14日(金) 14:00~ |
| 第3回  | 伊方町 | 伊方町役場    | 平成15年 3月17日(月) 14:00~ |
| 第4回  | 瀬戸町 | 瀬戸町民センター | 平成15年 4月17日(木) 14:00~ |
| 第5回  | 伊方町 | 伊方町役場    | 平成15年 5月23日(金) 10:00~ |
| 第6回  | 瀬戸町 | 瀬戸町民センター | 平成15年 6月27日(金) 10:30~ |
| 第7回  | 伊方町 | 伊方町民会館   | 平成15年 7月 2日(水) 14:00~ |
| 第8回  | 三崎町 | 三崎町民会館   | 平成15年 7月31日(木) 15:00~ |
| 第9回  | 瀬戸町 | 瀬戸町民センター | 平成15年 9月29日(月) 14:00~ |
| 第10回 | 伊方町 | 伊方町民会館   | 平成15年11月 4日(火) 13:30~ |
| 第11回 | 三崎町 | 三崎町総合体育館 | 平成15年11月27日(木) 14:00~ |
| 第12回 | 瀬戸町 | 瀬戸町民センター | 平成15年12月15日(月) 14:00~ |
| 第13回 | 伊方町 | 伊方町民会館   | 平成15年12月25日(木) 15:00~ |
| 第14回 | 三崎町 | 三崎町民会館   | 平成16年 3月 5日(金) 14:00~ |
| 第15回 | 瀬戸町 | 瀬戸町民センター | 平成16年 3月26日(金) 14:00~ |
| 第16回 | 伊方町 | 伊方町民会館   | 平成16年 4月27日(火) 14:00~ |
| 第17回 | 三崎町 | 三崎町民会館   | 平成16年 5月28日(金) 14:00~ |